

再処理事業所

再処理施設保安規定

本書の記載内容のうち [] 内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

日本原燃株式会社

改 正 来 歴

改正	年 月 日	改正内容
0	認可：平成 9 年 12 月 18 日 施行：平成 10 年 10 月 2 日	制 定
1	認可：平成 12 年 11 月 22 日 施行：平成 12 年 11 月 22 日	原子炉等規制法の改正に伴い、保安教育、記録等に係る事項について改正 また、併せて保安管理体制の明確化、核燃料取扱主任者の職務・権限の強化、事業指定申請書等に記載された保安に係る運用事項の反映、曖昧な規定表現の排除及び保安教育の充実の観点からの改正
2	認可：平成 13 年 3 月 30 日 施行：平成 13 年 4 月 1 日	ICRP1990 年勧告の国内法令への取り入れに伴う用語、告示名称等の改正及び所要の見直し
3	認可：平成 13 年 7 月 31 日 施行：平成 13 年 8 月 1 日	社内組織改正に伴う名称の変更（例：所長→事業部長、技術部長→管理部長、等）及び所要の見直しによる改正
4	認可：平成 14 年 12 月 18 日 施行：平成 15 年 1 月 1 日	組織改正に伴う記載の変更、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と前処理建屋間の取り合い工事進捗に伴う管理区域図の変更及び記載の適正化による改正
5	認可：平成 16 年 1 月 29 日 施行：平成 16 年 1 月 30 日	使用済燃料輸送容器管理建屋保守エリア及び除染エリアの新設に伴う設備の追加並びに管理区域図、保全区域図及び周辺監視区域図の変更による改正 その他施設定期自主検査実施項目等の見直しに伴う改正
6	認可：平成 16 年 5 月 31 日 施行：平成 16 年 6 月 1 日	再処理規則の改正に伴い、「再処理施設の定期的な評価に関すること」及び「再処理施設の品質保証に関すること」の追加並びに安全上重要なインターロック等の機能に係る記載の明確化による改正
7	認可：平成 16 年 6 月 17 日 施行：施行前に改正 8 が認可されたことから改正 7 は施行せず。	再処理設備本体等においてウラン試験に用いる劣化ウラン等の取扱いを開始するため、新たに運用する施設に係る保安に関する事項の追加に伴う改正
8	認可：平成 16 年 11 月 10 日 施行：平成 16 年 12 月 20 日	ウラン試験の進捗に伴い新たに運用を開始する施設の保安に関する事項の追加に伴う改正
9	認可：平成 17 年 3 月 23 日 施行：平成 17 年 3 月 24 日	プルトニウム精製設備及びその溶媒再生系において新たに運用を開始する施設の保安に関する事項の追加に伴う改正
10	認可：平成 17 年 8 月 31 日 施行：平成 17 年 9 月 1 日	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設における要求事項の具体化、燃料貯蔵プール等の漏えいに対する監視強化等の措置を巡視・点検に係る条文へ追加するための改正

改正	年 月 日	改正内容
11	認可：平成17年 9月30日 施行：平成17年10月 1日	高レベル廃液ガラス固化建屋及びハル・エンドピース貯蔵建屋と既に管理区域を設定している建屋との間の取合い工事を実施するための高レベル廃液ガラス固化建屋等の適用範囲への追加等による改正
12	認可：平成17年12月27日 施行：平成17年12月28日	組織改正に伴う記載の変更並びに高レベル廃液ガラス固化建屋の適用範囲の拡大及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋等の適用範囲へ追加等による改正
13	認可：平成18年3月27日 施行：平成18年3月31日	再処理設備本体等において使用済燃料による総合試験を実施するために必要な保安に関する事項の追加などによる改正
14	認可：平成19年2月22日 施行：平成19年2月23日	使用済燃料の受入れ、貯蔵に伴い発生した低レベル濃縮廃液の固化処理を開始するために必要な事項の追加などによる改正
15	認可：平成20年8月22日 施行：平成20年8月25日	再処理規則の改正に伴い、初期消火活動のための体制の整備に係る事項を追加するための改正
16	認可：平成21年3月30日 施行：平成21年4月 1日	再処理規則の改正に伴い、関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化を醸成するための体制等、再処理規則に追加された要求事項に対応する事項の追加による改正
17	認可：平成22年3月12日 施行：平成22年3月13日	使用済燃料による総合試験の一環として、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設において発生した廃棄物を低レベル廃棄物処理建屋で処理し、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋で保管廃棄することに伴う改正
18	認可：平成22年5月31日 施行：平成22年6月 1日	再処理規則の改正に伴う根本原因分析に係る事項の追加、JEAC4111-2009 の反映、記載の適正化等による改正
19	認可：平成23年3月11日 施行：平成23年3月12日	高レベル廃液濃縮缶に係る温度制限等の追加、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に伴う廃棄物の保管廃棄方法の追加等による改正
20	認可：平成23年6月15日 施行：平成23年6月16日	再処理規則の改正に伴う交流電源供給機能等喪失時の体制の整備に係る事項の追加等のための改正
21	認可：平成23年10月13日 施行：平成23年10月14日	組織改正に伴う記載の変更
22	認可：平成25年11月 8日 施行：平成25年11月27日	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運用開始に伴う追加、国の規制組織の変更に伴う記載の変更
23	認可：平成26年 2月10日 施行：平成26年 2月11日	警報装置から発せられた警報の内容の記録に係る記載の追加

改正	年 月 日	改正内容
24	認可：平成27年 4月 8日 施行：平成27年 4月 9日	保安組織の追加、雑固体廃棄物に係る措置の追加及び再処理施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置の追加
25	認可：平成28年 3月31日 施行：平成28年 4月 1日	緊急作業時被ばくに関する変更、周辺監視区域測定地点に関する変更、管理及び保修に関する業務の担当課長に関する変更、誤記修正等
26	認可：平成28年 6月14日 施行：平成28年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・室・本部組織の改正に伴う変更 ・再処理事業部組織の改正に伴う変更 ・品質保証計画書の統合に関する変更
27	認可：平成29年 7月 6日 施行：平成29年 7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・品質・保安会議における委員の代理者の指名の明確化 ・品質マネジメントシステムが機能しなかったことの是正措置等に係る変更 ・不適切な核燃料物質の管理の是正に係る変更 ・保全区域の変更 ・誤記修正等
28	認可：平成29年10月16日 施行：平成29年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者対応方針等の履行に係る条項の追加 ・誤記修正 <p>(原子力規制委員会の認可を受けた内容と不整合がある条項を原子力規制委員会の認可を受けた内容に修正)</p>
29	認可：平成31年 1月31日 施行：平成31年 2月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に係る変更（保全機能の強化、技術本部の新設、その他） ・内部監査の客観性の更なる向上に係る変更 ・保全区域の変更 ・誤記の修正及び記載の適正化
30	認可：令和 元年 9月26日 施行：令和 元年10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する規定の追加 ・雑固体の封入に係る一時集積場所設定・解除予定エリアの追加 ・記載の適正化
31	認可：令和 2年 9月16日 施行：令和 2年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・運用の見直しに伴う変更 ・記載の適正化

改正	年 月 日	改正内容
32	認可：令和 3年 3月 4日 施行：令和 3年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正に伴う放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度の変更 ・記載の適正化
33	認可：令和 3年 5月 21日 施行：令和 3年 5月 31日	事業変更許可申請書の記載事項の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の体制の整備の追加 ・溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備の追加 ・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加 ・火山影響等及び降雪発生時の体制の整備の追加 ・その他自然災害発生時の体制の整備の追加 ・誤操作防止措置の実施の追加 ・再処理施設で扱う使用済燃料の冷却期間に係る要求の追加 ・安全避難通路等に係る措置の追加 ・通信連絡に係る手順整備の追加 ・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う記載の適正化 ・第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備の追加 ・1相開放検知時の措置の追加 ・管理区域入口付近等への線量当量率等の表示の追加 ・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加 その他運用変更に係る変更 <ul style="list-style-type: none"> ・作業管理に係る計画の運用の適正化 記載の適正化
34	認可：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日	保全区域の一部変更 品質・保安会議に係る事項の変更 記載の適正化

目 次

第1章 総 則	
第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 規定の遵守	1
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	1
第4条の2 事業者対応方針等の履行	1
第1章の2 品質マネジメントシステム	
第5条 品質マネジメントシステム計画	2
第6条 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第2章 保安管理体制	
第1節 組 織	
第16条 保安に関する組織	26
第2節 職 務	
第17条 職 務	26
第3節 核燃料取扱主任者	
第18条 核燃料取扱主任者の選任	29
第19条 核燃料取扱主任者の職務等	30
第4節 会議体	
第20条 品質・保安会議の審議事項、構成等	30
第21条 再処理安全委員会の審議事項、構成等	31
第21条の2 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	32
第3章 再処理施設の操作	
第22条 削除	
第23条 削除	

第1節 通 則	
第24条 操作員の確保	33
第25条 巡視点検	33
第26条 操作上の一般事項	33
第27条 引 継	34
第28条 試験操作	34
第29条 再処理施設の使用計画	34
第29条の2 交流電源供給機能等喪失時の体制の整備	35
第29条の2の2 火災発生時の体制の整備	35
第29条の3 溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備	36
第29条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	37
第29条の5 火山影響等発生時の体制の整備	37
第29条の6 その他自然災害発生時の体制の整備	38
第30条 削除	
第1節の2 使用済燃料による総合試験に係る措置	
第30条の2 使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等	39
第30条の3 使用済燃料による総合試験の操作における 不適合等の管理	39
第30条の4 使用済燃料による総合試験における措置	40
第2節 保安上特に管理を必要とする設備	
第31条 プール水冷却系及び補給水設備	40
第32条 保安上特に管理を必要とするインターロック等	40
第33条 建屋換気設備等	41
第34条 非常用所内電源系統	41
第35条 安全冷却水系	41
第36条 安全圧縮空気系	41
第37条 漏えい検知装置等	41
第38条 制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ	42
第39条 設備に求められる状態の確認等に係る措置	42
第3節 せん断処理施設及び溶解施設	
第40条 せん断・溶解を行う使用済燃料	42
第41条 せん断・溶解	43
第42条 清澄・計量	44
第43条 プルトニウムを含む溶液の移送時の措置	44
第4節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設	
第44条 抽出器等で使用する希釈剤	44
第45条 有機溶媒温度の制限	44
第46条 T B P等の錯体の急激な分解反応の防止	44

第 47 条	洗浄塔への空気の供給等	45
第 48 条	溶媒処理系の蒸発缶等における措置	45
第 49 条	抽出塔への供給流量等	45
第 50 条	プルトニウムを含む溶液の移送時の措置	45
第 51 条	プルトニウム濃縮缶の凝縮器への冷却水供給等	46
第 52 条	酸回収設備の蒸発缶等の硝酸温度	46
第 5 節 脱硝施設		
第 53 条	ウラン脱硝	46
第 54 条	ウラン・プルトニウム混合脱硝	46
第 6 節 その他再処理設備の附属施設		
第 55 条	分析設備におけるプルトニウムの取扱い	47
第 55 条の 2	分析設備における分析試料の一時保管	47
第 7 節 異常時の措置		
第 56 条	異常時の措置	48
第 57 条	安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等	48
第 58 条	漏えいを検知した場合の措置等	49
第 59 条	臨界警報装置が作動した場合の措置	49
第 60 条	インターロック等の作動等の後の復帰措置	49
第 4 章 核燃料物質の管理		
第 61 条	削除	
第 62 条	削除	
第 1 節 通 則		
第 63 条	管理上の一般事項	50
第 2 節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等		
第 64 条	搬入する使用済燃料の確認	51
第 65 条	輸送容器の取扱い	51
第 66 条	使用済燃料の取出し等	51
第 67 条	使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認	51
第 68 条	使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送	52
第 69 条	使用済燃料の貯蔵等	52
第 70 条	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い	52
第 71 条	使用済燃料の送出し	52
第 3 節 製品の貯蔵		
第 72 条	ウラン酸化物の貯蔵	53
第 73 条	ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵	53

第5章 施設管理

第74条	施設管理計画	54
第75条	設計管理	60
第76条	作業管理	60
第77条	使用前事業者検査の実施	61
第78条	定期事業者検査の実施	62
第79条	再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	63
第80条	削除	

第6章 放射性廃棄物管理

第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針

第81条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	64
------	-----------------	----

第2節 放射性固体廃棄物

第81条の2	「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	64
第82条	削除	
第83条	放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等	65
第84条	高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄	68
第85条	熱分解装置への窒素ガスの供給等	68

第3節 放射性液体廃棄物

第86条	海洋への放出	69
第87条	高レベル廃液濃縮缶の硝酸温度等	69

第4節 放射性気体廃棄物

第88条	大気への放出	69
------	--------	----

第7章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る基本方針

第89条	放射線管理に係る基本方針	71
第90条	削除	

第2節 区域管理

第91条	管理区域	71
第92条	管理区域の区域区分	71
第93条	管理区域内の特別措置	71
第94条	飲食及び喫煙の禁止	72
第95条	管理区域への出入管理	72
第96条	保全区域	73
第97条	周辺監視区域	73

第3節 被ばく管理

第 98 条	線量の評価及び通知	73
第 99 条	作業に伴う放射線管理	74
第 100 条	床、壁等の除染	74
第 4 節 線量当量等の測定		
第 101 条	線量当量等の測定	74
第 102 条	放射線測定器類の管理	74
第 5 節 環境監視		
第 103 条	環境監視	75
第 6 節 物品移動の管理		
第 104 条	物品の移動	75
第 105 条	事業所において行われる運搬	75
第 106 条	事業所外への運搬	76
第 8 章 非常時の措置		
第 107 条	削除	
第 108 条	削除	
第 1 節 事前対策		
第 109 条	非常時対策組織	77
第 110 条	非常時要員	77
第 110 条の 2	緊急作業従事者	77
第 111 条	非常時用器材の整備	77
第 111 条の 2	通信連絡手順の整備	77
第 111 条の 3	安全避難通路等	78
第 112 条	通報系統	78
第 2 節 初期活動		
第 113 条	通 報	78
第 114 条	応急措置	78
第 3 節 非常時における活動		
第 115 条	非常時体制の発令	78
第 116 条	非常時対策活動	79
第 117 条	非常時体制の解除	79
第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置		
第 118 条	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	79
第 5 節 保障措置分析所に係る措置		
第 119 条	保障措置分析所に係る措置	79
第 9 章 教育訓練		
第 120 条	使用済燃料による総合試験における教育訓練	80

第 121 条	社員等への保安教育	80
第 122 条	請負事業者等への保安教育	80
第 123 条	非常時訓練	81
第 10 章 再処理施設の定期的な評価		
第 124 条	再処理施設の定期的な評価	82
第 11 章 記録及び報告		
第 125 条	記録	83
第 126 条	報告	83
附 則		84
別 図		
別図 1	保安に関する組織 (第 16 条関係)	90
別図 2	溶解槽における質量制限等 (第 40 条関係)	91
別図 3	管理区域図 (第 83 条及び第 91 条関係)	92
別図 4	保全区域図 (第 96 条関係)	198
別図 5	周辺監視区域図 (第 97 条関係)	199
別図 6	周辺監視区域等における線量当量等の測定地点 (第 103 条関係)	200
別 表		
別表 1	管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長 (第 17 条関係)	203
別表 2	確保する人員 (第 24 条関係)	208
別表 3	巡視点検を行う設備等 (第 25 条関係)	209
別表 4	臨界の防止に係る確認等 (第 26 条関係)	211
別表 5	臨界警報装置 (第 26 条関係)	212
別表 6	使用済燃料集合体の最大年間受入れ量及び最大年間再処理量 (第 29 条関係)	212
別表 7	核燃料物質の最大貯蔵量 (第 29 条、第 63 条関係)	213
別表 7 の 2	初期消火活動に係る設備等 (第 29 条の 2 の 2 関係)	213
別表 7 の 3	安全上重要な施設等及びその安全機能 (第 30 条の 3 関係)	214
別表 7 の 4	使用済燃料による総合試験における措置 (第 30 条の 4 関係)	223
別表 8	プール水冷却系及び補給水設備 (第 31 条関係)	224
別表 9	保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第 32 条関係)	225
別表 10	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 (第 33 条関係)	246
別表 11	塔槽類廃ガス処理設備 (第 33 条関係)	247
別表 12	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 (第 33 条関係)	251
別表 13	建屋換気設備 (第 33 条関係)	252

別表 14	非常用所内電源系統（第 34 条関係）	261
別表 15	安全冷却水系（第 35 条関係）	264
別表 16	安全圧縮空気系（第 36 条関係）	265
別表 17	漏えい検知装置等（第 37 条関係）	266
別表 18	保安上特に管理を必要とする設備の漏えい検知装置等（第 37 条関係）	269
別表 19	制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ（第 38 条関係）	272
別表 20	移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 43 条関係）	272
別表 21	T B P の混入防止に係る措置（第 46 条関係）	273
別表 22	移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 50 条関係）	274
別表 23	ウラン逆抽出器に移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 50 条関係）	275
別表 24	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備のグローブボックスにおける質量 制限値（第 54 条関係）	275
別表 25	移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 55 条関係）	275
別表 25 の 2	分析試料を一時保管するグローブボックス等（第 55 条の 2 関係）	276
別表 26	安全上重要な警報装置が作動した場合の措置（第 57 条関係）	277
別表 27	漏えい液受皿の溶液の移送（第 58 条関係）	277
別表 28	つり上げ高さの制限等（第 63 条関係）	277
別表 28 の 2	放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質の年間予定 使用量等（第 63 条関係）	278
別表 29	受け入れる使用済燃料の種類（第 64 条関係）	278
別表 30	使用済燃料集合体の照射前の構造（第 64 条関係）	279
別表 31	プール水の水質管理基準（第 69 条関係）	280
別表 32	削除	
別表 33	削除	
別表 34	削除	
別表 35	削除	
別表 35 の 2	一時集積場所設定・解除予定エリア（第 83 条関係）	281
別表 36	ガラス固化体容器の寸法（第 84 条関係）	282
別表 37	ガラス固化体の検査（第 84 条関係）	283
別表 38	ガラス固化体のつり上げ高さの制限（第 84 条関係）	283
別表 39	放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値（第 86 条関係）	283
別表 40	放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 86 条関係）	284
別表 41	放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 88 条関係）	284
別表 42	放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値（第 88 条関係）	285
別表 43	管理区域内の区分基準（第 92 条関係）	285
別表 44	放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 98 条関係）	286
別表 45	放射線業務従事者に係る線量限度（第 98 条関係）	286

別表 45 の 2	緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 (第 98 条関係)	286
別表 45 の 3	緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の 評価項目及び頻度 (第 98 条関係)	286
別表 46	管理区域における線量当量等の測定 (第 101 条関係)	287
別表 47	放射線測定器類 (第 102 条関係)	287
別表 48	周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係)	288
別表 49	物品等の移動に係る基準 (第 95 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条関係)	289
別表 49 の 2	緊急作業についての教育 (第 110 条の 2 関係)	289
別表 49 の 3	緊急作業についての訓練 (第 110 条の 2 関係)	289
別表 49 の 4	使用済燃料による総合試験における教育訓練 (第 120 条関係)	290
別表 50	社員等への保安教育実施方針 (その 1) (第 121 条関係)	291
別表 51	社員等への保安教育実施方針 (その 2) (第 121 条関係)	292
別表 52	請負事業者等への保安教育実施方針 (第 122 条関係)	293
別表 53	保安に関する記録 (第 125 条関係)	294
別表 54	保安上特に管理を必要とする設備に係る温度、圧力及び流量 (第 125 条関係)	298

添付

添付 1	火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応 並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第 29 条の 2 の 2、 第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 29 条の 5 及び第 29 条の 6 関連)	299
添付 2	長期施設管理方針 (第 79 条関連)	311

再処理事業所 再処理施設保安規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第50条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、再処理施設の保安に係る運用に関して適用する。

ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く再処理施設における使用済燃料等の取扱いは、使用済燃料による総合試験に係るものに限る。

(規定の遵守)

第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(以下「社員等」という。)は、再処理施設において再処理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。

2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。)は、再処理事業所内に設置されている六ヶ所保障措置分析所(以下「保障措置分析所」という。)の使用者である公益財団法人核物質管理センター(以下「核管センター」という。)との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。

3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。

なお、この規定において前項及び本項の者を「請負事業者等」という。

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)

第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

2 各職位(この規定において「各職位」とは、第16条に示す組織における課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。

(事業者対応方針等の履行)

第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法第 50 条第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 5 条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。

- 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。

第 1 章の 2 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第 5 条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。

(1) 再処理施設

法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第 16 条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を

立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）

a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）

(3) 組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。

a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。

b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。

c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）

d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）

e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）

g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。

h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）

(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。

a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。

b. 風通しの良い組織文化が形成されている。

c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。

d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。

e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。

f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。

g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。

h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

a. 品質方針及び品質目標

b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」

c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書

d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）
- (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）
 - a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
 - c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
 - d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
 - e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
 - f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
 - g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
 - h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステ

ムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- a. 品質方針を定めること。
- b. 品質目標が定められているようにすること。
- c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）
- d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e. 資源が利用できる体制を確保すること。
- f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
- h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）

- a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）
- b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。

(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）

a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）

b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持

c. 資源の利用可能性

d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）

(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。

c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

- b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- e. 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。

- a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。

- a. 安全・品質改革委員会
- b. 品質・保安会議
- c. 再処理安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）
- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (IS09001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及び

サービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)

- d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案
- 1. 資源の妥当性
- m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
 - a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

- a. 要員
- b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をい

う。)

c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）

d. その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。

（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）

(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）

c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。

d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献

(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）

(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）

a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）

e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

- a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b. 関係法令
- c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

- a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法
- b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法
- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）
- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするため

に、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

a. 機能及び性能に係る要求事項

b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの

c. 関係法令

d. その他設計開発に必要な要求事項

(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。

b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。

c. 合否判定基準を含むものであること。

d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。

a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）
- (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
 - a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）
 - e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g. その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務の管理

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a. 再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。

(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法

c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。

(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。

（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

c. 所要の調整がなされていること。

- d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
- e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）
- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
 - a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b. 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

- (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）
- (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。
- （「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができると実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- （「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること

その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。

(「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)

(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。(「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)

8.3 不適合の管理

(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)

(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)

c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの

実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）

(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

- a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
- d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

8.5.2 是正処置等

(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

- a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
 - (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
- b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
- c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
- d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）
- e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
- f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）
- g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）

8.5.3 未然防止処置

(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。

（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）

a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。

b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。

c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。

d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

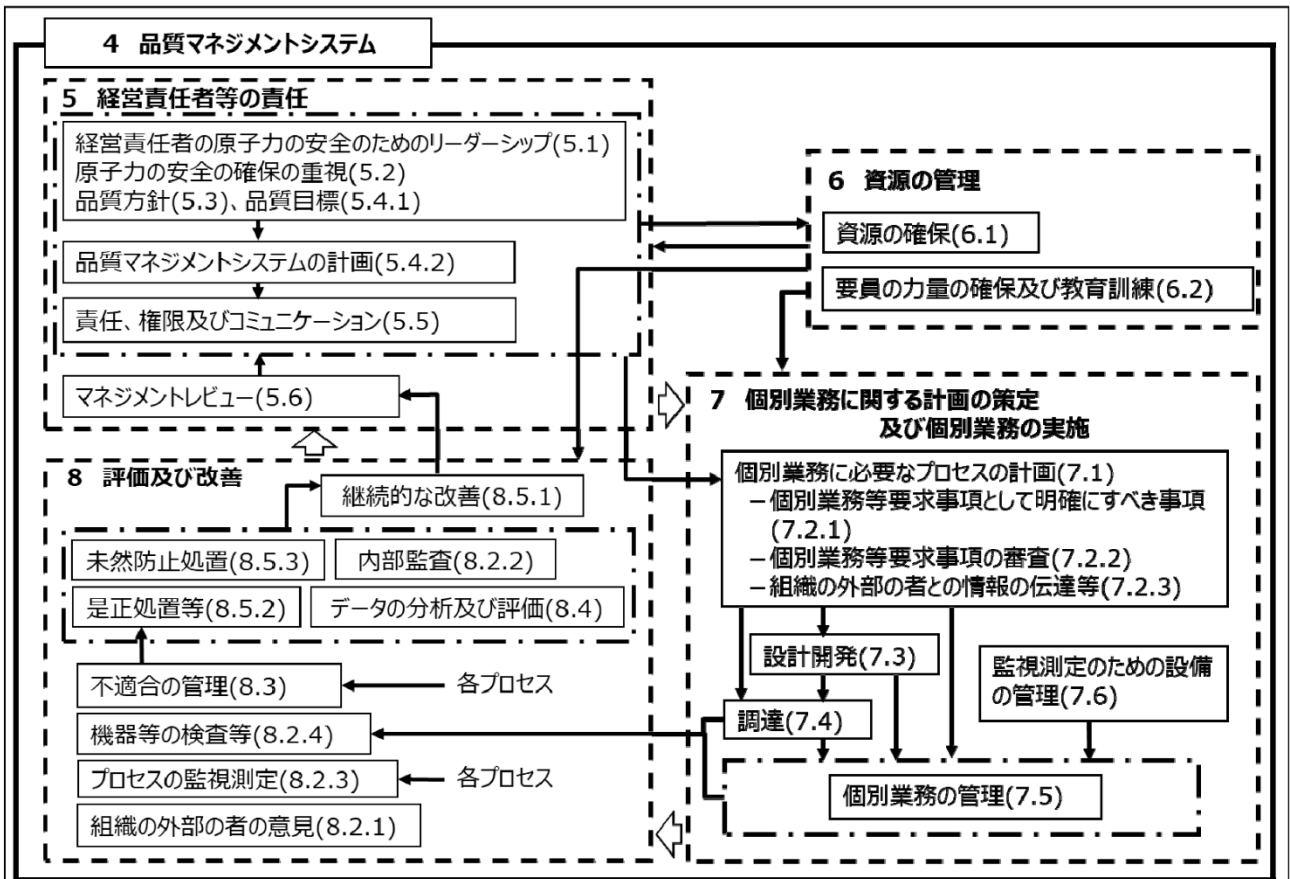


図1 プロセス関連図

基本プロセス | 中プロセス | 小プロセス

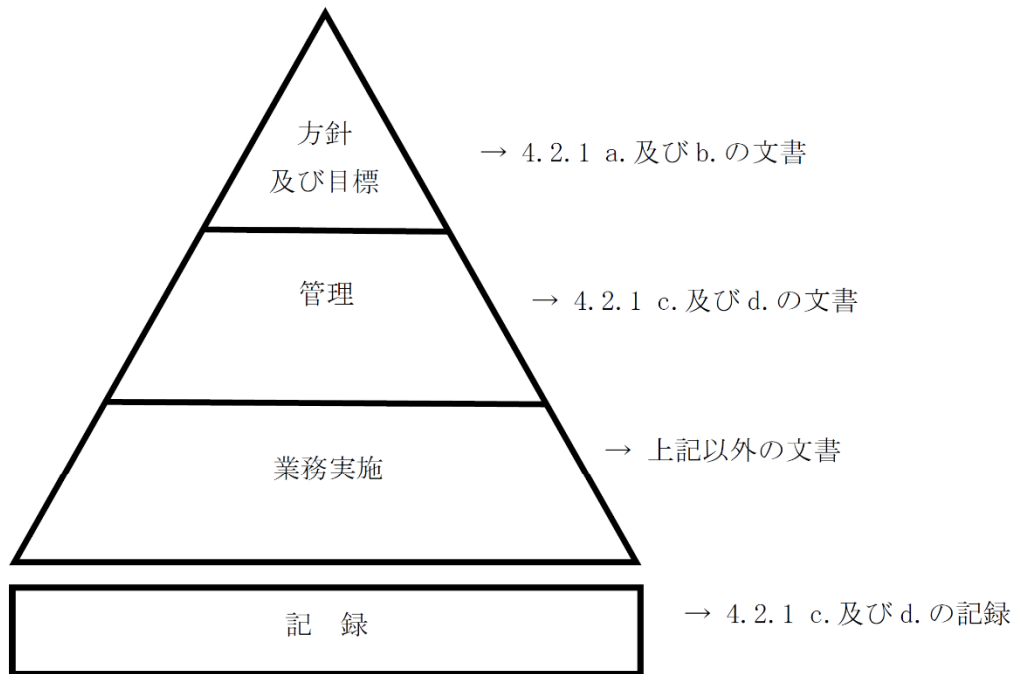


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
4～8	品質マネジメント システム計画	監査室 原子力安全および役務 に係る品質マネジメントシステム 運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全および役務 に係る品質マネジメントシステム 運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全およ び役務に係る品質マネジメント システム運用要則	安全・品質 本部長	—
		再処理事業部 原子力安全に係 る品質マネジメントシステム運 用要則	事業部長	—
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類 基準（要領）	事業部長	第74条
4.1、8.2.3	プロセスの監視測 定	パフォーマンス指標要則	安全・品質 本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質 本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質 本部長	—
5.4.2、7.1、 7.3	品質マネジメント システムの計画、個 別業務に必要なプ ロセスの計画、設計 開発	変更管理要則	安全・品質 本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質 本部長	—

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質 本部長	第21条の2
		品質・保安会議規程	安全・品質 本部長	第20条
		再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質 本部長	—
6.2	要員の力量の確保 及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質 本部長	—
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	—
7.1	再処理施設の操作、 核燃料物質の管理、 放射性廃棄物管理、 放射線管理	再処理事業所 再処理施設保安 規定運用要領	事業部長	第1条～第3 条、第24条～ 第60条、第63 条、第73条、 第74条、第81 条～第106条、 第121条、第 122条
	施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条～第76 条
	非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策 要領	事業部長	第109条～第 119条、第123 条、第126条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第75条

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質 本部長	第74条、第76 条～第78条、 第105条、第 106条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有 要則	安全・品質 本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質 本部長	—

表 2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第2章 保安管理体制

第1節 組織

(保安に関する組織)

第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

第2節 職務

(職務)

第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。
- (8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。
- (9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。
- (10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。

- (12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。
- (15) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。
- (16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。
- (17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。

- (29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。
ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。
- (30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。
- (31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。
ただし、他の職位が所管する業務は除く。
- (32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。
- (33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。
- (34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。
ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。
- (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。
- (36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。
- (37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。
ただし、他の職位が所管する業務は除く。
- (38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。
- (39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- (40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。
- (41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。
- (42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。
- (44) 計装設計課長は、計装設備の改造（以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条7.3の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。
- (45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。
- (46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。
- (47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。
- (48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録

並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。

ただし、他の職位が所管する業務を除く。

(50) 保安管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。

(51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。

(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。

(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。

(54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。

(55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。

(56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。

(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。

(58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。

(59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。

(60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。

(61) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。

また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。

(62) 第 77 条に定める使用前事業者検査又は第 78 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

第 3 節 核燃料取扱主任者

(核燃料取扱主任者の選任)

第 18 条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行でき

- る代行者を置く。
- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。
 - 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

(核燃料取扱主任者の職務等)

第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。

- (1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。
 - (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
 - (3) 第28条に定める試験操作計画、第29条に定める再処理施設の使用計画、第76条に定める作業実施計画並びに第121条及び第122条に定める保安教育の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (4) 法に基づく報告を確認すること。
 - (5) 再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。
 - (6) 前号の申請について、その内容を確認すること。
 - (7) 第125条に示す記録を確認すること。
 - (8) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (9) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (10) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。
 - (11) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容を確認すること
 - (12) 第124条に基づく定期的な評価の内容を確認すること。
 - (13) その他、保安の監督に関して必要なこと。
- 2 社長、事業部長及び技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。
 - 3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

第4節 会議体

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令

及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)

- (4) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
- (5) 第 124 条に基づく定期的な評価の結果
- 2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。

(再処理安全委員会の審議事項、構成等)

第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) この規定に基づく以下の計画
 - ① 試験操作計画
 - ② 再処理施設の使用計画
 - ③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画
 - ④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）
 - ⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画
 - ⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画
 - ⑦ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
 - ⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
 - ⑨ 保安教育の実施計画
 - ⑩ 再処理施設の定期的な評価の実施計画
- (5) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定

- (6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果
 - (8) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項
 - (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項
- 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
 - 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者において代行者）を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
 - 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
 - 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。
 - 6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。

（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）

第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。

- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
- 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

第3章 再処理施設の操作

第22条 削除

第23条 削除

第1節 通則

(操作員の確保)

第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。

ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。

- 2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
- 3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。
- 4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。

(巡視点検)

第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。

(操作上の一般事項)

第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。

- (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること
- (2) 警報作動時の措置に関すること
- 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。
- 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。
- 4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。
- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。
- 6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、

開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。

7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。

ただし、保安上必要な場合を除く。

8 統括当直長は、第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。

（引 継）

第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。

（試験操作）

第28条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第30条の2に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 試験操作の目的

(2) 試験操作の実施時期

(3) 試験操作の実施体制

(4) 試験操作の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）

(5) 異常時の措置

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

3 第1項の課長は、第1項の承認を受けた計画に基づき試験操作を行った場合は、実施結果及びその評価を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

（再処理施設の使用計画）

第29条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法第46条の4に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

3 再処理計画部長は、第1項の計画の作成に当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料集合体の年間受入れ量及び年間再処理量が別表 6 に定める値を超えない。
- (2) 使用済燃料集合体及び製品の貯蔵量が別表 7 に定める値を超えない。
- 4 統括当直長及び燃料管理課長は、第 1 項の承認を受けた計画に基づき、再処理施設の操作を行う。
- 5 技術課長は、年度終了後に第 1 項の計画に基づく再処理施設の使用の実績及びその評価について、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)

第 29 条の 2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - (3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、必要な措置を講じる。
 - 4 防災業務課長は、第 1 項の計画について、訓練及び活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(火災発生時の体制の整備)

第 29 条の 2 の 2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な 10 名以上の要員の常駐を含む。）
- (2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表 7 の 2 に示す設備等を含む。）

- (4) 再処理施設における可燃物の適切な管理
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。
 - 4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

*：この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。

また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設（ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備）又は脱硝施設（ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム混合脱硝設備）における再処理」とは、各々の施設（各々の設備）において使用済燃料からウラン又はプルトニウム（分離施設においてはプルトニウム）を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。

(溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備)

第29条の3 技術課長は、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
 - (3) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。

- 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 6 工場長は、溢水及び化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

(火山活動のモニタリング等の体制の整備)

第 29 条の 4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練
- 2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 土木建築技術課長は、第 1 項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。
- 4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。
- 5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。
- 6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。
- 7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。

(火山影響等発生時の体制の整備)

第 29 条の 5 技術課長は、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
 - (3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。
 - 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

(その他自然災害発生時の体制の整備)

第29条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
 - (3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。
 - 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

- 6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

第30条 削除

第1節の2 使用済燃料による総合試験に係る措置

（使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等）

第30条の2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。

- (1) 試験目的
 - (2) 試験の実施時期及び実施体制
 - (3) 試験の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）
 - (4) 試験前及び試験後に実施すべき措置
 - (5) 異常時の措置
- 2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験においては当該設備の管理を統括する部長（再処理工場全体に係る試験にあつては工場長）の承認を得る。
- 3 第1項の管理担当課長は、第1項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

（使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理）

第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。

なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。

- 2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、不適合に該当するか否か判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。

なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、施設管理、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。

- 3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等*の安全機能

に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。

- 4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

なお、核燃料取扱主任者の確認に当たっては、安全管理部長が不適合等の分類、処置方針（設備の改造が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を確認する。

- 5 第1項の管理担当課長が所属する部の部長は、不適合の発生に伴い試験を中断した後に試験を再開する場合は、再開のために必要な措置が講じられていることを確認する。
- 6 管理担当課長は、総合試験の第1ステップ及び第2ステップの終了時に不適合等の処置状況を確認する。

*：この規定において、「安全上重要な施設等」とは、「安全上重要な施設」及び「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」をいう。

（使用済燃料による総合試験における措置）

第30条の4 統括当直長は、別表7の4に定める警報装置が適用される状態において作動した場合又は作動すべき事態に至ったと判断した場合（指示値等から、警報装置の誤作動であると判断した場合は除く。）は、速やかに同表に定める措置を講じる。

ただし、事業部長が試験の目的を達成するために同表に定める値を超えて試験を行う必要があると認めるときであって、統括当直長による安全確保上必要とされる監視の強化等の措置を第30条の2に基づく試験要領書等に定めた上で実施する場合を除く。

- 2 精製課長及び技術課長は、総合試験の各ステップにおいて、それぞれ第86条及び第88条に基づき放出する放射性物質の放出量から、放出管理目標値の設定に際して条件とした再処理量等を考慮して年間の推定放出量を算定し、放出管理目標値と比較、評価する。

第2節 保安上特に管理を必要とする設備

（プール水冷却系及び補給水設備）

第31条 統括当直長は、別表8に定める「適用される状態」において、プール水冷却系及び補給水設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

（保安上特に管理を必要とするインターロック等）

第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

- 2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の保安上特に管理を必要とするインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該

状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(建屋換気設備等)

第 33 条 統括当直長は、別表 10、別表 11、別表 12 及び別表 13 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、同表に定める建屋換気設備等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(非常用所内電源系統)

第 34 条 統括当直長は、別表 14 に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 燃料管理課長及びユーティリティ施設課長は、それぞれ第 1 非常用ディーゼル発電機及び第 2 非常用ディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるための燃料を配備する。

3 統括当直長は、外部電源系統における 1 相開放故障の発生を判断した場合、以下の措置を講じる。

(1) 外部電源系統における 1 相開放故障を警報により検知した場合、待機側の受電変圧器へ自動で切替わったことを確認する。

(2) 負荷の異常警報等により 1 相開放故障を検知した場合、手動で待機側の受電変圧器に切替える。

(3) 待機側の受電変圧器に切替わらない場合、手動にて 1 相開放故障が発生した受電変圧器を切り離し、第 1 非常用ディーゼル発電機及び第 2 非常用ディーゼル発電機を起動させる。

(安全冷却水系)

第 35 条 統括当直長は、別表 15 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、安全冷却水系を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(安全圧縮空気系)

第 36 条 統括当直長は、安全圧縮空気系を別表 16 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(漏えい検知装置等)

第 37 条 統括当直長は、別表 17 に定める「適用される状態」において、漏えい検知装置等を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、漏えい液希釈水供給槽液位低警報、漏えい液希釈溶液供給槽液位低警

報及び純水中間貯槽水位低警報が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合（別表 17 に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。）は、速やかに当該槽に純水等を供給し、警報を解除できる水位に回復させる。

（制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ）

第 38 条 統括当直長は、制御建屋中央制御室換気設備を別表 19 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、主排気筒ガスモニタが別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

（設備に求められる状態の確認等に係る措置）

第 39 条 統括当直長及び各課長は、第 25 条に基づく巡視点検、第 74 条に基づく点検、自主検査等及び第 78 条の定期事業者検査による確認の結果、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。

2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。

3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。

4 統括当直長及び各課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。

5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、当該設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

6 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合において使用済燃料の再処理を停止する措置等を講じた後に、再度、当該措置を講じる前の状態に復帰する場合は、その原因に対して必要な措置が講じられていることを確認し、復帰について核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに工場長の承認を得る。

第 3 節 せん断処理施設及び溶解施設

（せん断・溶解を行う使用済燃料）

第 40 条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法につい

て、次の各号の事項を定める。

- (1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第 67 条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間（「冷却期間」とは、使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間をいう。）、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否
 - (2) 1 日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度
- 2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。
- (1) せん断を行うまでの冷却期間を 15 年以上とする。
 - (2) 1 日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度を $45,000\text{MWd/t} \cdot U_{Pr}$ 以下とする。
 - (3) 別図 2 に定める溶解槽における質量制限及び可溶性中性子吸収材の使用領域を遵守する。

（せん断・溶解）

第 41 条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料は、燃料横転クレーンにより取り扱う。
 - (2) 燃料供給セル内に使用済燃料をつり上げた状態でバスケット搬送機を下降させる場合は、燃料供給セル入口のシャッタを閉じる。
- 2 統括当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。
 - (2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。
- なお、本章第 3 節及び第 4 節、第 4 章並びに第 6 章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、巡視点検その他の定期的確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。
- 3 統括当直長は、使用済燃料のせん断・溶解及びエンドピースの洗浄を行う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 使用済燃料のせん断は、せん断機により 1 系列当たり 1 体ずつ行う。
 - (2) 前条で定めた使用済燃料であることを確認するとともに、前条の事項に基づき使用済燃料のせん断・溶解を行う。
 - (3) 溶解槽のバケットに新たな使用済燃料の燃料せん断片を装荷する場合は、装荷前のバケットに装荷する。
 - (4) 使用済燃料の溶解に使用する硝酸を硝酸調整槽から硝酸供給槽に移送する場合は、硝酸濃度が $\blacksquare\text{N}$ 以上であることを分析により確認する。
 - (5) 可溶性中性子吸収材を用いる場合は、前号及び次号の硝酸中のガドリニウム濃度が溶解槽において 0.7gGd/L 以上となる濃度であることを分析により確認する。
 - (6) 溶解槽内の溶解液を排出した後新たに溶解を開始する場合は、溶解槽において $\blacksquare\text{N}$ 以上となる濃度であることを分析により確認した硝酸を溶解槽に供給し、溶解槽を溶解液排出液位まで満たす。

- (7) エンドピース酸洗浄槽内の洗浄液を排出した後に、新たにエンドピースのせん断を開始する場合は、硝酸濃度が \blacksquare N以上であることを分析により確認した硝酸をエンドピース酸洗浄槽に供給し、エンドピース酸洗浄槽を洗浄液排出液位まで満たす。
- (8) 可溶性中性子吸収材緊急供給槽内の溶液中のガドリニウム濃度が \blacksquare gGd/L 以上であることを分析により確認する。

(清澄・計量)

第 42 条 統括当直長は、清澄機に溶解液を供給する場合は、清澄機から不溶解残渣の排出が可能であることを確認する。

- 2 統括当直長は、清澄機のボウル部に捕集した不溶解残渣を不溶解残渣回収槽に排出する場合は、不溶解残渣を硝酸で洗浄し、洗浄に用いた硝酸をリサイクル槽に排出する。
- 3 統括当直長は、溶解液を計量後中間貯槽に移送する場合は、計量・調整槽において、ウラン濃度が 300gU/L 以下、プルトニウム濃度 3.5gPu/L 以下、ウランの濃縮度が 1.6wt% 以下及びプルトニウム-240 重量比が 17wt% 以上であることを分析により確認する。

(プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)

第 43 条 統括当直長は、別表 20 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

第 4 節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設

(抽出器等で使用する希釈剤)

第 44 条 統括当直長は、分配設備のウラン逆抽出器、ウラン精製設備の逆抽出器、プルトニウム精製設備の逆抽出塔及びウラン逆抽出器並びに溶媒回収設備の第 1 洗浄器及び第 3 洗浄器において希釈剤を使用する場合は、n-ドデカンを使用する。

(有機溶媒温度の制限)

第 45 条 統括当直長は、分配設備のウラン逆抽出器、ウラン精製設備の逆抽出器、プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器並びに溶媒回収設備の第 1 洗浄器及び第 3 洗浄器において核燃料物質を含む有機溶媒を加熱する場合は、当該機器内の有機溶媒温度を 74℃ (化学的制限値) 以下とする。

- 2 統括当直長は、前項を満足していないと判断した場合は、有機溶媒の加熱を停止する。

(TBP 等の錯体の急激な分解反応の防止)

第 46 条 統括当直長は、有機溶媒と接触した溶液を別表 21 に定める機器から移送する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 別表 21 に定める措置を講じる。
- (2) 前号を満足していないと判断した場合は、溶液の移送を停止する。

2 統括当直長は、精製施設のウラン濃縮缶においてウランを含む溶液を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン濃縮缶に供給する加熱蒸気の温度を 135℃（熱的制限値）以下とする。
- (2) 前号を満足していないと判断した場合は、ウラン濃縮缶の加熱を停止する。

（洗浄塔への空気の供給等）

第 47 条 統括当直長は、ウランを装荷したウラナス製造器に水素を供給する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 洗浄塔から精製建屋換気設備に移送する廃ガス中の水素濃度が可燃限界濃度未満となるように洗浄塔に空気又は窒素ガスを供給する。
- (2) 第 2 気液分離槽から精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）に移送する廃ガス中の水素濃度が可燃限界濃度未満となるように第 2 気液分離槽に窒素ガスを供給する。

2 統括当直長は、前項を満足していないと判断した場合は、ウラナス製造器への水素の供給を停止する。

（溶媒処理系の蒸発缶等における措置）

第 48 条 統括当直長は、溶媒処理系において核燃料物質を含む有機溶媒を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 第 1 蒸発缶、第 2 蒸発缶及び溶媒蒸留塔を可燃領域外の状態とするため、減圧状態を維持できない場合は、第 1 蒸発缶、第 2 蒸発缶及び溶媒蒸留塔に窒素ガスを供給する。
- (2) 第 1 蒸発缶及び溶媒蒸留塔からの廃ガスは、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備溶媒処理廃ガス処理系において窒素ガスを注入して排気する。
- (3) 前号を満足していないと判断した場合は、有機溶媒の加熱を停止する。

（抽出塔への供給流量等）

第 49 条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を \blacksquare mgPu/L 以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。

2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

3 統括当直長は、分離施設の抽出塔に溶解液を供給する場合は、第 1 項で定めた設定方法に基づく流量設定値により溶解液及び有機溶媒を供給する。

（プルトニウムを含む溶液の移送時の措置）

第 50 条 統括当直長は、別表 22 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

2 統括当直長は、別表 23 に定める施設において使用済燃料の再処理を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 別表 23 に定める機器から移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により 1 日 1 回確認する。
- (2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値以下に回復させる措置を講じる。

(プルトニウム濃縮缶の凝縮器への冷却水供給等)

第 51 条 統括当直長は、プルトニウム濃縮缶でプルトニウム濃縮液を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生する蒸気を凝縮させるため凝縮器に冷却水を供給するか、又はプルトニウム濃縮缶の加熱部を水で満たす。
- (2) 注水槽液位低警報が作動した場合は、速やかに注水槽に純水等を供給し、警報を解除できる液位に回復させる。

(酸回収設備の蒸発缶等の硝酸温度)

第 52 条 統括当直長は、酸回収設備の蒸発缶及び精留塔において硝酸を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 蒸発缶及び精留塔の硝酸温度をそれぞれ \blacksquare °C以下及び \blacksquare °C以下とする。
- (2) 前号を満足していないと判断した場合は、前号に定める温度に回復させる措置を講じる。

第 5 節 脱硝施設

(ウラン脱硝)

第 53 条 統括当直長は、ウラン脱硝設備において使用済燃料から分離したウラン酸化物粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) UO_3 受槽及び規格外製品受槽からウラン酸化物粉末を払い出す場合は、それぞれウラン酸化物貯蔵容器及び規格外製品容器に充てんする。
- (2) ウラン酸化物を充てんしたウラン酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は貯蔵容器クレーンにより行う。
- (3) ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器は、各粉末取扱室で 1 基ずつ取り扱う。また、ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器の移送は 1 基ずつ行う。
- (4) 規格外製品容器に充てんしたウラン酸化物の溶解は、 UO_3 溶解槽で行う。

(ウラン・プルトニウム混合脱硝)

第 54 条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備においてウラン及びプルトニウムを含む溶液又は MOX 粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン及びプルトニウムを含む溶液を定量ポットに移送する場合は、混合槽においてウラン濃度に対するプルトニウム濃度比が 1.5 以下、プルトニウム濃度が 185gPu/L 以下であることを分析により確認する。
- (2) 前号の確認を終えた溶液を脱硝皿に供給する場合は、空気輸送の終了を確認した脱硝皿又は空の脱硝皿に定量ポット 1 容量分を供給する。
- (3) MOX 粉末を一時保管する場合は、粉碎機供給ホップ粉末排出機又はリワーク粉碎気送粉末排出機により MOX 粉末を保管容器に充てんし、保管ピットに収納する。
- (4) MOX 粉末を充てんした保管容器の移送は、保管容器移動装置又は保管昇降機により行う。
- (5) MOX 粉末を混合酸化物貯蔵容器に収納する場合は、粉末充てん機により MOX 粉末を粉末缶に充てんし、当該粉末缶を粉末缶払出装置により混合酸化物貯蔵容器に収納する。
- (6) MOX 粉末を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は搬送台車により行う。
- (7) 凝縮廃液受槽から凝縮廃液貯槽に溶液を移送する場合は、プルトニウム濃度が 6.3 gPu/L 以下であることを分析により確認する。
- (8) 別表 24 に定めるグローブボックス内のプルトニウム量を同表に定める質量制限値以下とする。

第 6 節 その他再処理設備の附属施設

(分析設備におけるプルトニウムの取扱い)

- 第 55 条 統括当直長は、プルトニウムを含む試料の分析を行う場合は、分析済溶液及び分析残液を分析済溶液受槽又は分析残液受槽に移送するとともに、取り扱うプルトニウムの量を臨界に達するおそれのない量とする。
- 2 統括当直長は、別表 25 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。
 - 3 統括当直長は、濃縮操作ボックス内及び抽出操作ボックス内のプルトニウム量をそれぞれ 359gPu 以下とする。

(分析設備における分析試料の一時保管)

- 第 55 条の 2 統括当直長は、ウラン又はプルトニウムを含む分析試料を再分析等のため一時保管する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 分析試料の一時保管は、別表 25 の 2 に定めるグローブボックス等内の所定の場所において行う。
 - (2) 一時保管する分析試料は、一時保管する場所の区画、容器への表示等により、その他の分析試料と識別する。

- (3) 一時保管するプルトニウムの量を、前条第1項に基づき、別表25の2に定める保管場所ごとに臨界に達するおそれのない量とする。
- (4) 一時保管するウランの量を、別表25の2に定める部屋ごとにそれぞれ4.5kg以下とする。
- (5) 毎日1回以上、一時保管している分析試料の保管状況を確認する。

第7節 異常時の措置

(異常時の措置)

第56条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。

- (1) プール水冷却系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの排気系）、非常用所内電源系統、安全冷却水系（次号に定めるものは除く。）及び安全圧縮空気系が、それぞれ別表8、別表13、別表14、別表15及び別表16に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合
 - (2) 別表8、別表9、別表10、別表11、別表12、別表13及び別表15において定める設備が運転不能又は動作不能と判断した場合
ただし、同表において定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。
 - (3) 第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合
ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。
 - (4) 別表9において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表18に定める漏えい検知装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合
 - (5) 閉じ込め機能の観点から安全上重要な施設としている機器及び系統から液体状又は固体状の核燃料物質が漏えいした場合
- 2 前項の統括当直長及び燃料管理課長は、統括当直長にあつては異常に係る設備等に対する管理担当課長に、また、燃料管理課長にあつては統括当直長にそれぞれ通報するとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に通報する。
- 3 前項の管理担当課長は、統括当直長及び異常に関連する業務を担当する課長と協力して前項の事態の原因を調査し、再処理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

(安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等)

- 第57条 統括当直長は、別表26に定める安全上重要な警報装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合は、同表に定める措置を講じる。
- 2 統括当直長及び燃料管理課長は、別表9に定めるインターロックが作動すべき事態に至

ったと判断されるにもかかわらず作動しない場合は、事態の拡大を防止するため、当該インターロックの作動と同等の措置を講じる。

(漏えいを検知した場合の措置等)

第 58 条 統括当直長は、別表 18 に定める漏えい液受皿において漏えいを検知した場合は、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 別表 18 の「適用される状態」に定める溶液の移送を停止する。
 - (2) 別表 18 に定める漏えいを回収する系統が設置された漏えい液受皿における漏えいの場合は、当該系統により漏えい液を回収する。
 - (3) プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備における漏えい以外の場合は、安全蒸気系を起動し、漏えい液を回収する。
- 2 統括当直長は、別表 27 に定める漏えい液受皿の溶液を同表に定める機器に移送する場合は、プルトニウム濃度が \blacksquare mgPu/L 以下であることを分析により確認する。
- 3 統括当直長は、分配塔セル、プルトニウム精製塔セル及び精製建屋一時貯留処理槽第 1 セルで有機溶媒が漏えいした場合は、漏えいした有機溶媒を回収する措置を講じる。

(臨界警報装置が作動した場合の措置)

第 59 条 統括当直長は、臨界警報装置が作動した場合は、直ちに別表 5 の監視対象区域から人を退避させる。

(インターロック等の作動等の後の復帰措置)

第 60 条 統括当直長は、別表 9 において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表 18 に定める漏えい検知装置の作動等により設備の停止等に至った後に、作動前の状態に復帰する場合は、工場長の承認を得る。

- 2 工場長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を得る。

第4章 核燃料物質の管理

第61条 削除

第62条 削除

第1節 通則

(管理上の一般事項)

第63条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。
 - (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。
 - (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。
- 2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケットの取扱い、製品(ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物)の貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。
 - (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。
 - (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。
- 3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱硝課長はウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。)第15条に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質(使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第5項及び第6項に定める核燃料物質は除く。)を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、事業部長の承認を得る。
- (1) 核燃料物質の搬入前に、搬入元から必要な書類等の提供を受け、別表28の2に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。
 - (2) 核燃料物質の貯蔵は、施錠又は立入制限の措置を講じた所定の貯蔵場所において行う。
 - (3) 貯蔵場所の周辺の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。
- 5 統括当直長は、模擬燃料集合体の燃料被覆管せん断片等を保管する場合は、容器に詰めた上でハル・エンドピース貯蔵建屋のハル・エンドピース搬送室において行う。
- 6 統括当直長は、酸化ウラン粉末として回収した劣化ウランを保管する場合は、容器に詰めた上で、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室又はウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールにおいて行う。
- 7 前処理課長は第5項の保管場所において、また、脱硝課長は前項の保管場所において、それぞれみだりに人の立入りができないように施錠、区画等の措置を講じるとともに、保管場所の周辺の目につきやすい場所に保管上の注意事項を掲示する。

第2節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等

(搬入する使用済燃料の確認)

第64条 技術課長は、再処理施設に使用済燃料を搬入する場合は、事前に搬入元から必要な書類等の提供を受け、再処理施設に受け入れる使用済燃料が別表29を満足するものであることを確認する。

2 技術課長は、前項の確認結果を燃料管理課長に通知する。

(輸送容器の取扱い)

第65条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、法第59条第2項に基づく運搬確認証の写し等及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。

(1) 第64条第1項に基づく確認を行った使用済燃料が収納されている。

(2) 輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率が $100\mu\text{Sv/h}$ を超えない。

2 燃料管理課長は、使用済燃料を収納した輸送容器を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン又は使用済燃料輸送容器移送台車を用いる。

(2) 一時保管する場合は、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫内の所定の保管位置で行う。

3 燃料管理課長は、輸送容器を移送する場合は、燃料仮置きピット上を通過しないようにする。

(使用済燃料の取出し等)

第66条 燃料管理課長は、輸送容器からの使用済燃料の取出し又は第67条に基づく確認を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 輸送容器のふたの開放及び使用済燃料の取出しは、輸送容器を燃料取出しピットの間床上で防染バケツトに収納した上で、下段床上につり降ろして行う。

(2) 使用済燃料は、燃料取出し装置により、1台当たり1体ずつ取り扱う。

(3) 第64条第1項に基づく確認を行った使用済燃料であることを確認する。

(4) 前号の確認を終えた使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きする。

(使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認)

第67条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする前又は燃料貯蔵プールに移送する前に、燃焼度計測装置により使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度を確定し、使用済燃料の平均濃縮度が3.5wt%以下であることを確認する。

ただし、照射前の平均濃縮度が3.5wt%以下である使用済燃料の平均濃縮度の確認については、第64条に定める書類等による照射前の平均濃縮度の確認により代えることがで

きる。

(使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送)

第 68 条 燃料管理課長は、前条の確認を終了した使用済燃料を燃料貯蔵プールに移送する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測後燃料仮置きラックに収納する。
 - (2) 前条に基づき確定した平均濃縮度が 2.0wt%を超える使用済燃料及び輸送容器内で容器に収納された状態で輸送された使用済燃料は、燃焼度計測後燃料仮置きラックにおいて燃料収納缶に収納する。
 - (3) 使用済燃料は、燃料取出し装置又は燃料移送水中台車により取り扱う。
- 2 燃料管理課長は、前項において使用済燃料を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料取出し装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (2) 燃料移送水中台車により燃料収納缶に収納した使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (3) 燃料移送水中台車により前号以外の使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車にバスケットを積載して取り扱う。

(使用済燃料の貯蔵等)

第 69 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに収納する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料は、燃料取扱装置により、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (2) 燃料収納缶に収納した使用済燃料は、高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。
 - (3) 前号以外の使用済燃料は、低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。
- 2 統括当直長は、燃料貯蔵プール等で使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合においては、次の事項を遵守する。
- (1) プール水の水質を別表 31 に定める値に保つ。
 - (2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値に回復させる措置を講じる。

(チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い)

第 70 条 燃料管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおいて使用済燃料を取り扱う場合は、燃料取扱装置により 1 体ずつ取り扱う。

(使用済燃料の送出し)

第 71 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールから燃料送出しピットに移送する場合は、燃料取扱装置又は燃料移送水中台車を用いるとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 燃料取扱装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (2) 燃料移送水中台車により使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車上にバスケットを積載して取り扱う。
- 2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケットを燃料送出しピットからせん断処理

施設に移送する場合は、バスケット取扱装置又はバスケット搬送機を用いるとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を収納したバスケットを仮置きする場合は、バスケット仮置き架台に仮置きする。
- (2) バスケット取扱装置により使用済燃料を収納したバスケットをつり上げる場合は、バスケットにふたを設置する。

第3節 製品の貯蔵

(ウラン酸化物の貯蔵)

第72条 統括当直長は、ウラン酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン酸化物を収納したウラン酸化物貯蔵容器は、貯蔵バスケットに収納し、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室で貯蔵する。
- (2) ウラン酸化物貯蔵容器の移送は、移載クレーン若しくは貯蔵容器搬送台車により行うか、又は、貯蔵容器搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。
- (3) ウラン酸化物貯蔵容器を収納した貯蔵バスケットの移送は、貯蔵室クレーン若しくはバスケット搬送台車により行うか、又は、バスケット搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。

(ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)

第73条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールで貯蔵する。
- (2) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、昇降機、貯蔵台車、貯蔵容器台車、移載機又は払出台車により行う。

第5章 施設管理

(施設管理計画)

第74条 再処理施設について事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

1 施設管理方針及び施設管理目標

- (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。
- (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

2 保全プログラムの策定

事業部長は、保全企画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。

3 保全対象範囲の策定

管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。

4 施設管理の重要度の設定

4.1 保全重要度の設定

管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。

- (1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。
- (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。
- (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

4.2 設計及び工事の重要度の設定

- (1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。

(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。

5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。

(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。

a. 施設管理実施計画の始期及び期間

b. 再処理施設の設計及び工事の計画

c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）

d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）

e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること

h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること

(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。

a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験

b. 使用環境及び設置環境

c. 劣化、故障モード

d. 機器の構造等の設計的知見

e. 科学的知見

(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。

6.1 点検計画の策定

(1) 点検担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ

保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。

(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

- ① 時間基準保全
- ② 状態基準保全

b. 事後保全

(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ① 点検の具体的方法
- ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③ 実施頻度
- ④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

- i) 状態監視データの具体的採取方法
- ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準
- iii) 状態監視データ採取頻度
- iv) 実施時期
- v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- i) 巡視点検の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- iii) 実施頻度
- iv) 実施時期
- v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

- i) 定例試験の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

- iii) 実施頻度
- iv) 実施時期
- v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

- (4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 定期事業者検査の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 定期事業者検査の実施時期

6.2 設計及び工事の計画の策定

- (1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。
- (2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは、法 第 44 条の 4（変更の許可及び届出等）、第 45 条（設計及び工事の計画の認可）、及び第 46 条第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。

6.3 特別な保全計画の策定

- (1) 保守担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法

- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
- c. 点検の実施時期

7 施設管理の実施

- (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
- (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 77 条、第 78 条に従う。
- (3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。
- (4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

- (1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。
- (3) 施設管理を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

- (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
 - a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 施設管理を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 施設管理を実施する各職位は、(1) 及び (2) の活動を第 5 条に基づき実施する。

10 保全の有効性評価

保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
 - a. 保全活動管理指標の監視結果
 - b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
 - c. トラブル等運転経験
 - d. 経年劣化に関する技術的な評価
 - e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
 - f. リスク情報、科学的知見
- (2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。
 - a. 点検及び取替結果の評価
 - b. 劣化トレンドによる評価
 - c. 類似機器等のベンチマークによる評価
 - d. 研究成果等による評価
- (3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

11 施設管理の有効性評価

- (1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
- (2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

- (1) 設計要件（第5条 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）

13 情報共有

6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安

規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。

(設計管理)

第 75 条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。

2 各職位は、第 1 項において第 5 条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 5 条 7.3 に従って設計を実施する。

なお、本条に基づき実施する第 5 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 77 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

(作業管理)

第 76 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

- (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
- (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止
- (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取
- (4) 作業工程の管理
- (5) 使用開始までの作業対象設備の管理
- (6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理
- (7) 第 7 章に基づく放射線管理

3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。

- (1) 第 56 条第 1 項に該当する場合に行う補修
- (2) 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る。）

4 各職位は、安全上重要な施設等の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。

ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。

- (1) 作業の目的
- (2) 作業を行う設備等
- (3) 作業工程

- (4) 作業実施体制
 - (5) 作業の内容及び保安上必要な措置
- 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3項第2号に係る作業については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。
 - 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。
 - 7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。
 - 8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。
 - 9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(使用前事業者検査の実施)

- 第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。
 - 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - ① 設工認に従って行われたものであること。
 - ② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。
 - 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
 - (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者

- (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
 - 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
 - 6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
 - 8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
 - 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。
- ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。
- ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(定期事業者検査の実施)

- 第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。
 - 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。
 - 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
 - (1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者
 - (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
- 6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- ③ 上記①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法

(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

- 第79条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- 2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
 - 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。
 - 4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。
 - 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。
 - 6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。
 - 7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。
 - 8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付2に示すものとする。

第80条 削除

第6章 放射性廃棄物管理

第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第2節 放射性固体廃棄物

(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)

第81条の2 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、汚染のおそれのない管理区域内又は汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域のうち第92条に基づきグリーン区域に区分した区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び当該区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。

(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。

① 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

② 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

③ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。

- (3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

第 82 条 削除

(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)

第 83 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第 12 項第 5 号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。

- 2 別表 35 の 2 に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。

設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。

- (1) 安全上重要な施設等の機能を損なうおそれがない。
 - (2) 放射線管理上の支障を及ぼさない。
 - (3) 雑固体への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。
 - (4) 安全避難通路その他の保安上必要な通路の妨げにならない。
 - (5) 前各号のほか、この規定に基づく措置に対して支障を及ぼさない。
- 3 前項の課長は、一時集積場所において、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 一時集積場所を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。
 - (2) 一時集積場所において可燃性又は難燃性の雑固体を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納し、以下に該当する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。
 - ① 金属製の容器への収納が検査、処理等の作業の支障となる場合
 - ② 雑固体が金属製の容器に収納できない大きさである場合
 - (3) 必要な放射線防護上の措置を講じる。
 - (4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持するために必要な措置を講じるとともに、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を踏まえ、必要な安全対策を講じる。
 - (5) 一時集積場所の設定が不要となった場合は、雑固体の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。
- 4 統括当直長は、毎日 1 回以上、一時集積場所における雑固体の保管状況を確認する。

- 5 第2項の課長は、一時集積場所に保管した雑固体を遅滞なく廃棄するため、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 第12項第4号の方法により廃棄する場合は、遅滞なく雑固体の搬出に必要な措置を講じるとともに廃棄物管理課長に当該雑固体の引取りを依頼する。ただし、廃棄物管理課長が所管する雑固体を第12項第4号の方法により廃棄する場合は、遅滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
- (2) 燃料管理課長が所管する雑固体を第8項の方法により廃棄する場合（廃棄物管理課長に引取りを依頼するものを除く。）は、遅滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
- 6 前項第1号の依頼を受けた廃棄物管理課長は、輸送技術課長と協議の上、当該雑固体の運搬計画を作成する。
- 7 第5項第1号に基づき雑固体の引取りを依頼した課長は、前項の運搬計画に基づき雑固体を搬出する。
- 8 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した第1項の雑固体をドラム缶等に詰めるとともに、低レベル廃液処理設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で発生した低レベル濃縮廃液を低レベル濃縮廃液処理系でドラム缶内に固化し、それぞれ第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の第1低レベル廃棄物貯蔵室又は第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の第4低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄するほか、雑固体を詰めたドラム缶等については使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物の貯蔵室に保管廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。
- ただし、低レベル濃縮廃液の固化に係る操作は統括当直長が行う。
- 9 燃料管理課長は、使用済燃料による総合試験において雑固体を廃棄する場合は、前項に基づき廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。
- 10 燃料管理課長は、使用済燃料集合体から取り外したチャンネルボックス及びバーナブルポイズンをチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの水中でそれぞれ第1チャンネルボックス切断装置及び第1バーナブルポイズン切断装置により切断した後、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に搬出する。
- 11 廃棄物管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋で受け入れたチャンネルボックス及びバーナブルポイズンを、ピット水中でそれぞれ第2チャンネルボックス切断装置及び第2バーナブルポイズン切断装置により切断した後、収納容器に収納してドラム缶等に詰め、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
- 12 統括当直長は、放射性固体廃棄物（第8項及び前項に基づき燃料管理課長及び廃棄物管理課長が保管廃棄するものは除く。）を次の各号に基づき廃棄する。
- ただし、雑固体の圧縮減容に係る操作は廃棄物管理課長が行う。
- (1) 高レベル廃液処理設備からの高レベル濃縮廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗浄廃液及び不溶解残渣廃液は、高レベル廃液ガラス固化設備でほうけい酸ガラスによりガラス固化し、高レベル廃液ガラス固化建屋又は第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟のガ

ラス固化体貯蔵設備で保管廃棄する。

(2) 低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系からの低レベル濃縮廃液は、低レベル濃縮廃液処理系で乾燥及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。

(3) 溶媒処理系からの廃溶媒は、廃溶媒処理系で熱分解及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。

(4) 第1項の雑固体(第8項の雑固体は除く。)は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室(使用済のよう素フィルタはフィルタ貯蔵室)又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。また、第8項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取ったドラム缶等は、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第11貯蔵室、第12貯蔵室又は第13貯蔵室に保管廃棄する。

なお、第9項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取った雑固体は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。

(5) ハル及びエンドピース並びにせん断・溶解に伴い発生する放射性固体廃棄物(第1項に基づき雑固体として措置する場合は除く。)は、ドラムに詰めた後、ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの中で保管廃棄する。

(6) ハル・エンドピース貯蔵系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系で発生した廃樹脂及び廃スラッジは、それぞれハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の廃樹脂貯槽に保管廃棄する。

(7) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した廃樹脂及び廃スラッジは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の廃樹脂貯槽に保管廃棄する。

13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。

14 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備に保管廃棄された放射性固体廃棄物の保管量を第125条に基づく記録により確認する。

15 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備の周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。

(高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄)

第 84 条 ガラス固化課長は、ガラス固化に用いるガラス固化体容器が別表 36 を満たすことを確認する。

2 統括当直長は、前条第 12 項第 1 号に基づきガラス固化を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 高レベル廃液混合槽における放射性物質濃度の分析値、供給液槽からの高レベル廃液の移送量及び製造するガラス固化体の熔融ガラス重量の目標値に基づき算定されるガラス固化体 1 本当たりの発熱量が 2.3kW 以下になるようにする。

(2) ガラス固化体をガラス固化体除染室に移送する前に、ふたを溶接する。

(3) 別表 37 に基づきガラス固化体の検査を行う。

3 統括当直長は、前条第 12 項第 1 号に基づきガラス固化体を保管廃棄する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ガラス固化体貯蔵設備の収納管に収納する。

(2) 収納管 1 本当たりのガラス固化体積み段数は、高レベル廃液ガラス固化建屋においては 7 段、第 1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては 9 段をそれぞれ超えない。

(3) 収納管 1 本に収納するガラス固化体の前項第 1 号に基づき算出した発熱量(ただし、熔融ガラス重量はガラス固化体重量の計測値に基づく。)の合計値が高レベル廃液ガラス固化建屋においては 16.1kW 以下、第 1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては 20.7kW 以下となるようにする。

4 統括当直長は、第 2 項及び前項においてガラス固化体を移送する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 固化セル移送台車、固化セルパワーマニプレータ、ガラス固化体取扱ジブクレーン、除染装置(ガラス固化体のつり上げ機構)、ガラス固化体検査室天井クレーン、ガラス固化体検査室パワーマニプレータ、トレンチ移送台車、ガラス固化体受入れクレーン又は第 1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンを用いる。

(2) 別表 38 に定めるつり上げ高さの制限を満足する。

(3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限を満足させる措置を講じる。

(熱分解装置への窒素ガスの供給等)

第 85 条 統括当直長は、第 83 条第 12 項第 3 号の廃溶媒を熱分解装置で熱分解する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 熱分解装置内での可燃性ガス等の燃焼を抑制するため、熱分解装置に窒素ガスを供給する。

(2) 熱分解装置の内部温度が異常に上昇した場合は、外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する。

(3) 熱分解装置からの廃ガス中の可燃性ガスを燃焼させるための措置を講じる。

(4) 前号を満足していないと判断した場合は、廃溶媒供給を停止する。

第3節 放射性液体廃棄物

(海洋への放出)

第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。
 - (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。
 - (3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。
- 2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。
- 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

(高レベル廃液濃縮缶の硝酸温度等)

第87条 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で硝酸を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 高レベル廃液濃縮缶の上部、中央部及び下部の溶液温度の平均が55℃に達した場合は、55℃未満に回復させる措置を講じる。
 - (2) 高レベル廃液濃縮缶の上部、中央部及び下部の溶液温度のいずれかが65℃を超えた場合は、濃縮運転を停止する措置を開始する。
- 2 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で高レベル廃液を取り扱う場合は、高レベル廃液濃縮缶に安全冷却水系から冷却水を供給する。
- ただし、発生する蒸気を凝縮させるため凝縮器に冷却水を供給し、高レベル廃液の濃縮運転を行う場合(加熱・冷却の切替え操作中を含む。)は除く。
- 3 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で高レベル廃液を取り扱う場合は、高レベル廃液濃縮缶下部溶液温度計保護管内の圧力を高レベル廃液濃縮缶内よりも高い状態とし、これを満足していないと判断した場合は、回復措置を講じる。

第4節 放射性気体廃棄物

(大気への放出)

第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。
 - (2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。
- 2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を

測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。

第7章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る基本方針

(放射線管理に係る基本方針)

第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第90条 削除

第2節 区域管理

(管理区域)

第91条 管理区域並びに管理区域のうち汚染のおそれのない区域及び通常人の立入りを禁止する区域は、別図3に示す区域とする。

- 2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれがある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。
- 3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。
- 5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の再処理の事業に関する業務を行う者に周知する。
- 6 放射線安全課長は、第1項に定める通常人の立入りを禁止する区域においては、区画、施錠等により人の立入りを禁止する。

(管理区域の区域区分)

第92条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表43に従って区分する。

(管理区域内の特別措置)

第93条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める場所が生じた場合は、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立入りを制限する。

ただし、第99条に基づき実施する作業においては、同条に基づき放射線防護上の措置を講じる。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域
- (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限

度を超えるか、又は床、壁その他の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が線量告示第4条に定める表面密度限度を超える区域

- 2 統括当直長及び各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、第99条第1項に基づき放射線安全課長の承認を得る。

（飲食及び喫煙の禁止）

第94条 放射線安全課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

（管理区域への出入管理）

第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者
- 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。
- (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。
 - (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。
- 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。
- (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。
 - (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。
- 4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。
- 5 放射線安全課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。
- 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。
- (1) 管理区域出入管理室を経由する。
ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。
 - (2) 個人線量計を着用する。
ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。
 - (3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用する。
ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。
 - (4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移

動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。

- 7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。

(保全区域)

第 96 条 保全区域は、別図 4 に示す区域とする。

- 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第 97 条 周辺監視区域は、別図 5 に示す区域とする。

- 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

第 3 節 被ばく管理

(線量の評価及び通知)

第 98 条 放射線管理課長は、第 95 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。

- 2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。
- 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 44 に基づいて評価し、別表 45 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 45 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

- 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。

- 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 110 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 45 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
- 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 45 の 3 に基づいて評価し、別表 45 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

(作業に伴う放射線管理)

第 99 条 統括当直長及び各課長は、第 91 条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第 93 条第 1 項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第 93 条第 1 項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、前項の課長又は統括当直長に指導・助言を行う。

(床、壁等の除染)

第 100 条 統括当直長及び各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線安全課長に連絡する。

2 放射線安全課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長又は統括当直長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。

3 前項の課長又は統括当直長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線安全課長の確認を得る。

第 4 節 線量当量等の測定

(線量当量等の測定)

第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。

ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。

2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。

3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。

(放射線測定器類の管理)

第 102 条 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

第5節 環境監視

(環境監視)

第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。

- 2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。
- 3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。
- 4 環境管理課長は、第1項 別表48の周辺監視区域境界付近の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。

第6節 物品移動の管理

(物品の移動)

第104条 放射線安全課長は、管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に物品を移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に物品を搬出する場合は、物品の表面密度が別表49に定める値を超えていないことを確認する。

(事業所において行われる運搬)

第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第2号及び第5号から第8号は適用しない。

- (1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- (2) 再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。
ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
- (3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
- (4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。
- (5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。
- (6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
- (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安の

ために必要な監督を行わせること。

(8) 運搬物（再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。

- 2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。
- 3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。

（事業所外への運搬）

第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。

- 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。
- 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。
 - (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。
 - (2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。
 - (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。
 - (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
- 4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。
 - (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。
 - (2) 核燃料輸送物の表面汚染密度が別表 49 に定める値を超えていないこと。
 - (3) 核燃料輸送物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。

第8章 非常時の措置

第107条 削除

第108条 削除

第1節 事前対策

(非常時対策組織)

第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。

2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。

ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

(非常時要員)

第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。

(緊急作業従事者)

第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。

(1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者

(2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者

(非常時用器材の整備)

第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。

(通信連絡手順の整備)

第111条の2 技術課長は、設計基準事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。

＊：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。

(安全避難通路等)

第 111 条の 3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。

2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。

なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。

(通報系統)

第 112 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

第 2 節 初期活動

(通 報)

第 113 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。

2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。

(応急措置)

第 114 条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。

2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。

第 3 節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第 115 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

(非常時対策活動)

第 116 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 112 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

3 第 98 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第 117 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。

第 4 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第 118 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

第 5 節 保障措置分析所に係る措置

(保障措置分析所に係る措置)

第 119 条 事業部長は、非常時における核管センターとの連携、協力について、あらかじめ定めておく。

2 非常時対策組織の本部長は、前項の定めに基づき必要な措置を講じる。

第9章 教育訓練

(使用済燃料による総合試験における教育訓練)

- 第120条 再処理工場に所属する管理担当課長、機械保全部、計装保全部、電気保全部及び放射線管理部の各課長並びに統括当直長は、別表49の4に定める事項について、教育訓練対象者、実施時期及び実施方法を記載した教育訓練計画を定め、所属部長の承認を得る。
- 2 前項の課長等は、前項の計画に基づき教育訓練を実施し、その結果を所属部長に報告する。

(社員等への保安教育)

- 第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容
 - (2) 保安教育の実施時期
 - (3) 保安教育の方法
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。
- 3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。
- ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。
- 4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 5 技術本部長は、前項に定める必要な措置として第1項に基づく実施計画の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。

(請負事業者等への保安教育)

- 第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合（次項に定める場合を除く。）は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。
- ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。
- 2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、

保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

- 3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受けた後、前項の計画を承認する。
- 4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。

（非常時訓練）

第123条 事業部長は、非常の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。

第 10 章 再処理施設の定期的な評価

(再処理施設の定期的な評価)

第 124 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 再処理施設における保安活動の実施状況

(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況

- 2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。
- 4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。
- 5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 6 事業部長は、第 4 項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。

第 11 章 記録及び報告

(記 録)

第 125 条 各職位は、別表 53 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。

(報 告)

第 126 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。

- (1) 放射性液体廃棄物について、第 86 条別表 39 の放出管理目標値を超えて放出した場合
 - (2) 放射性気体廃棄物について、第 88 条別表 42 の放出管理目標値を超えて放出した場合
 - (3) 線量当量等に異常が認められた場合
 - (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合
 - (5) その他、再処理規則第 19 条の 16 に定める事故故障等の事象及びこれらに準じるものが発生した場合
- 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。
 - 3 第 1 項の報告を受けた工場長は、その旨を直ちに事業部長に報告する。
 - 4 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。

附 則（令和 2 年 9 月 16 日 原規規発第 2009162 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。
2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 125 条に基づき保存する。
3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 125 条に基づき保存する。
4. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。

ただし、第 1 非常用ディーゼル発電機又は第 2 非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日 原規規発第 2103044 号）

1. この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 21 日 原規規発第 2105219 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より施行する。
2. 本規定施行の際、第 17 条（職務）第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定及び第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

＜従前の例（附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号））＞

（職 務）

第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。
- (8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 29 条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。
- (9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 19 条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。
- (10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。
- (15) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部

長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。

- (16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。
- (17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。
ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。
- (30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。
- (31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。
ただし、他の職位が所管する業務は除く。
- (32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。
- (33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に

関する業務を行う。

- (34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。

ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。

- (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。

- (36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。

- (37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。

ただし、他の職位が所管する業務は除く。

- (38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。

- (39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

- (40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。

- (41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。

- (42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。

- (43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

- (44) 計装設計課長は、計装設備の改造（以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条7.3の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。

- (45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

- (46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。

- (47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

- (48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

- (49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。

ただし、他の職位が所管する業務を除く。

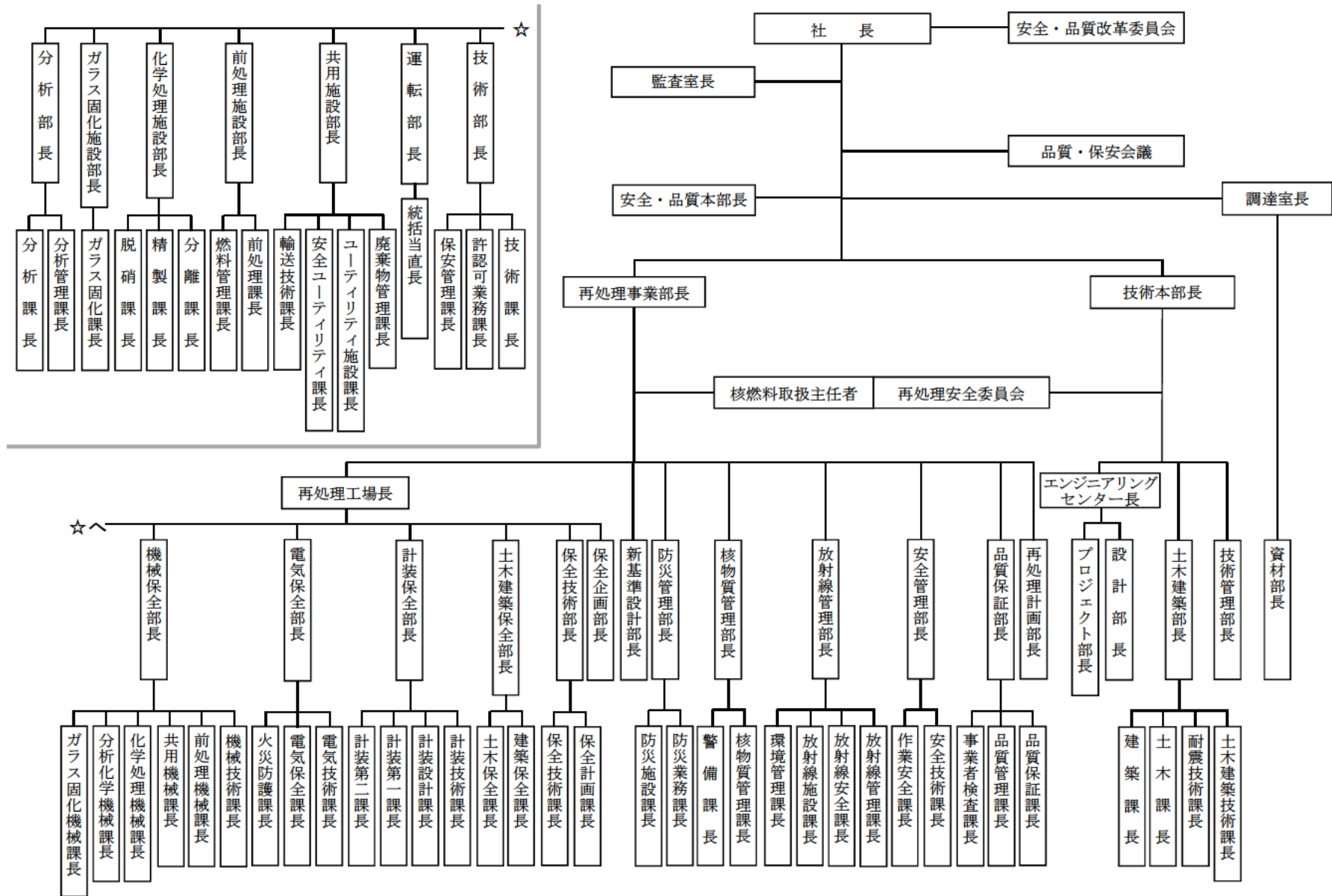
- (50) 保安全管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。
- (51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。
- (52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。
- (56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。
- (58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。
- (59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。
- (60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。
- (61) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。
- また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。
- (62) 第 77 条に定める使用前事業者検査又は第 78 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

<従前の例(附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号))>

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

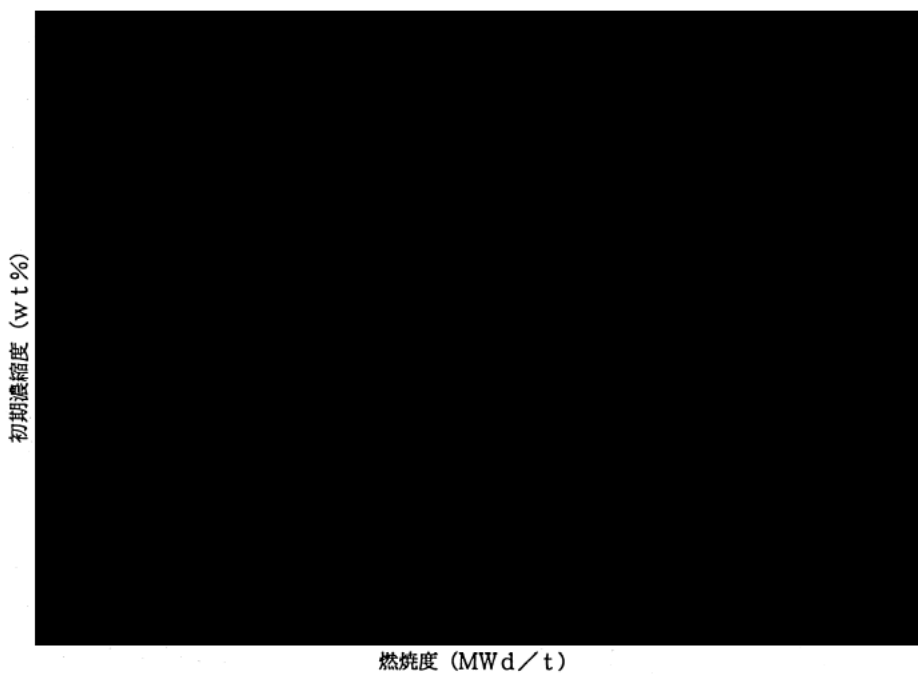
- (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)
 - (4) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (5) 第124条に基づく定期的な評価の結果
- 2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。
- 6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。



別図1 保安に関する組織 (第16条関係)

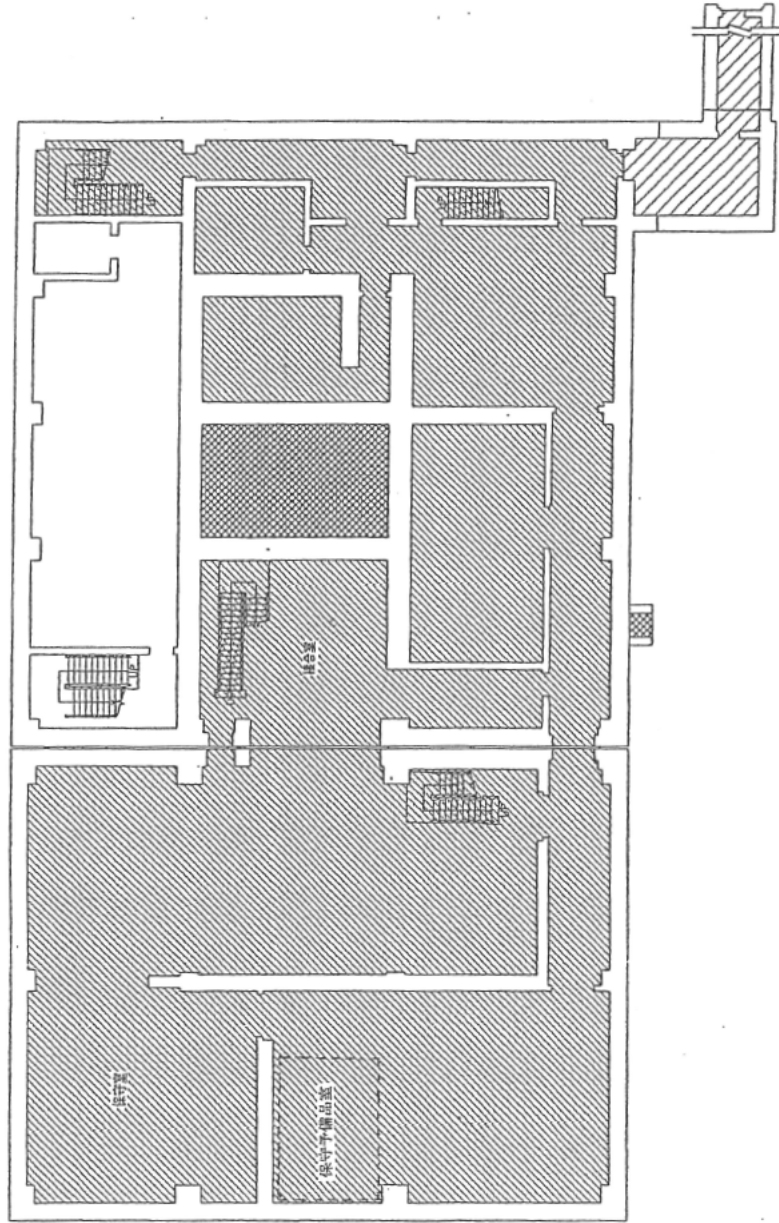
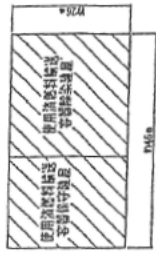


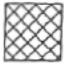

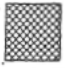
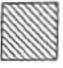
溶解槽におけるガドリニウム使用領域図 (PWR燃料)



溶解槽におけるガドリニウム使用領域図 (BWR燃料)

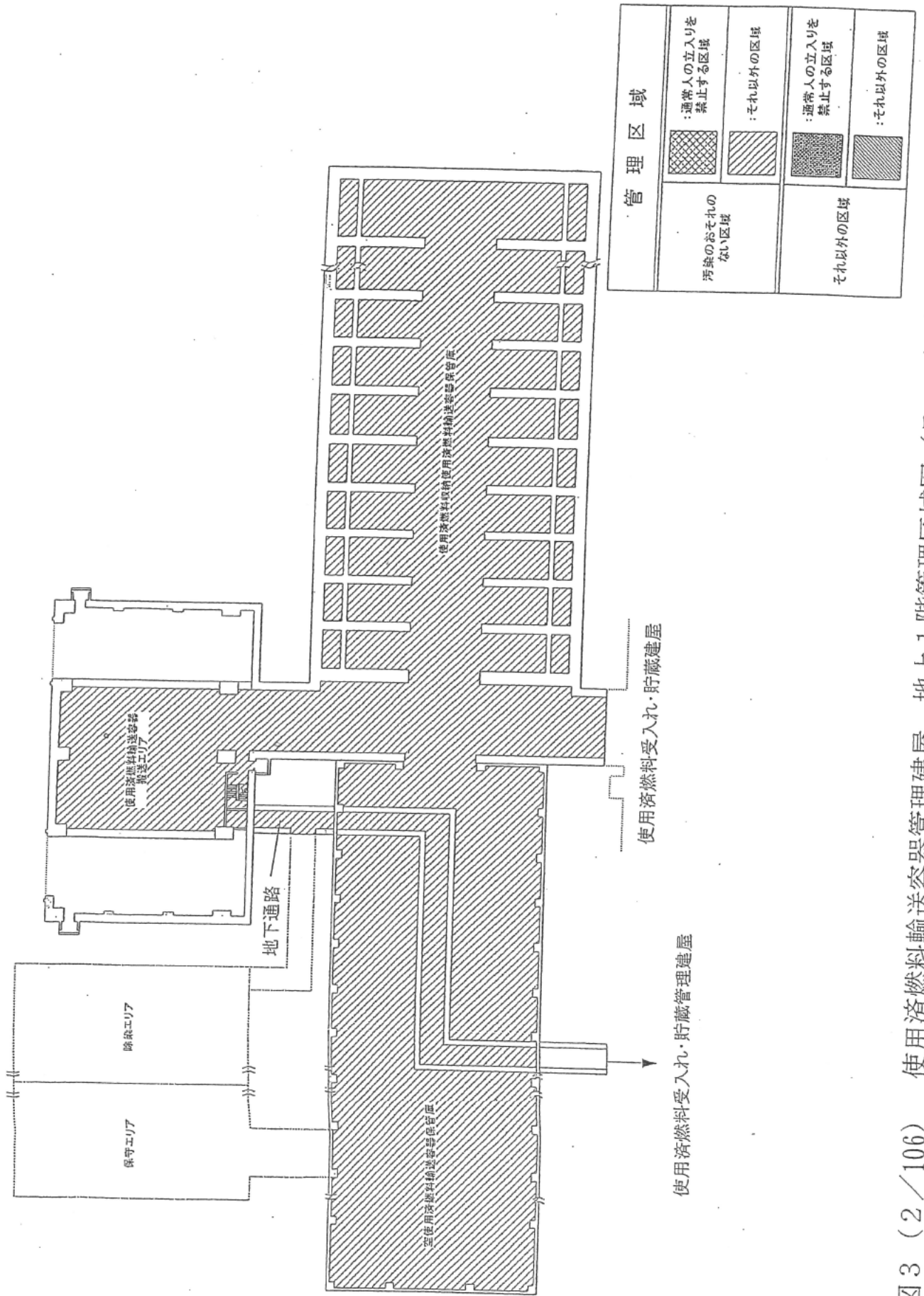
別図2 溶解槽における質量制限等 (第40条関係)



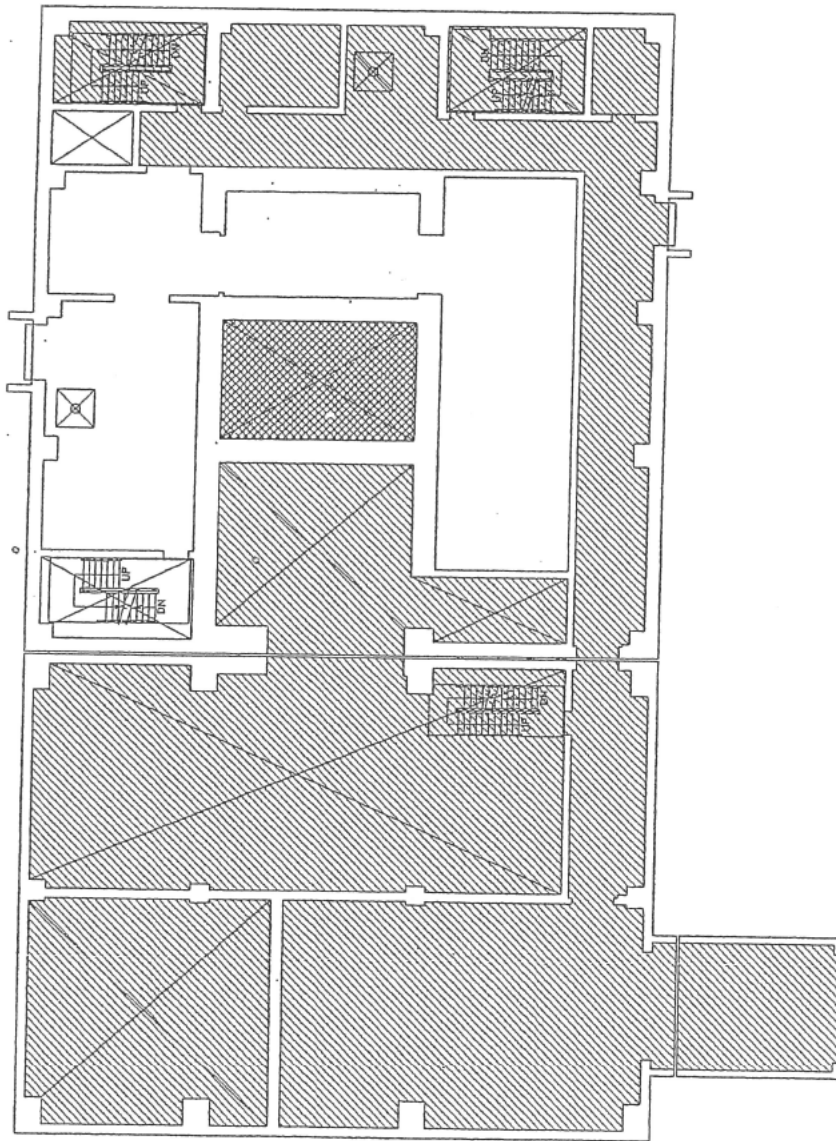
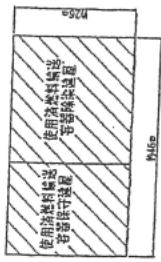
管理区域	
 通常人の立ち入り を禁止する区域	 それ以外の区域
 通常人の立ち入り を禁止する区域	 それ以外の区域


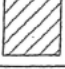


〔 〕 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (1/106) 使用済燃料輸送容器管理建屋 地下1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

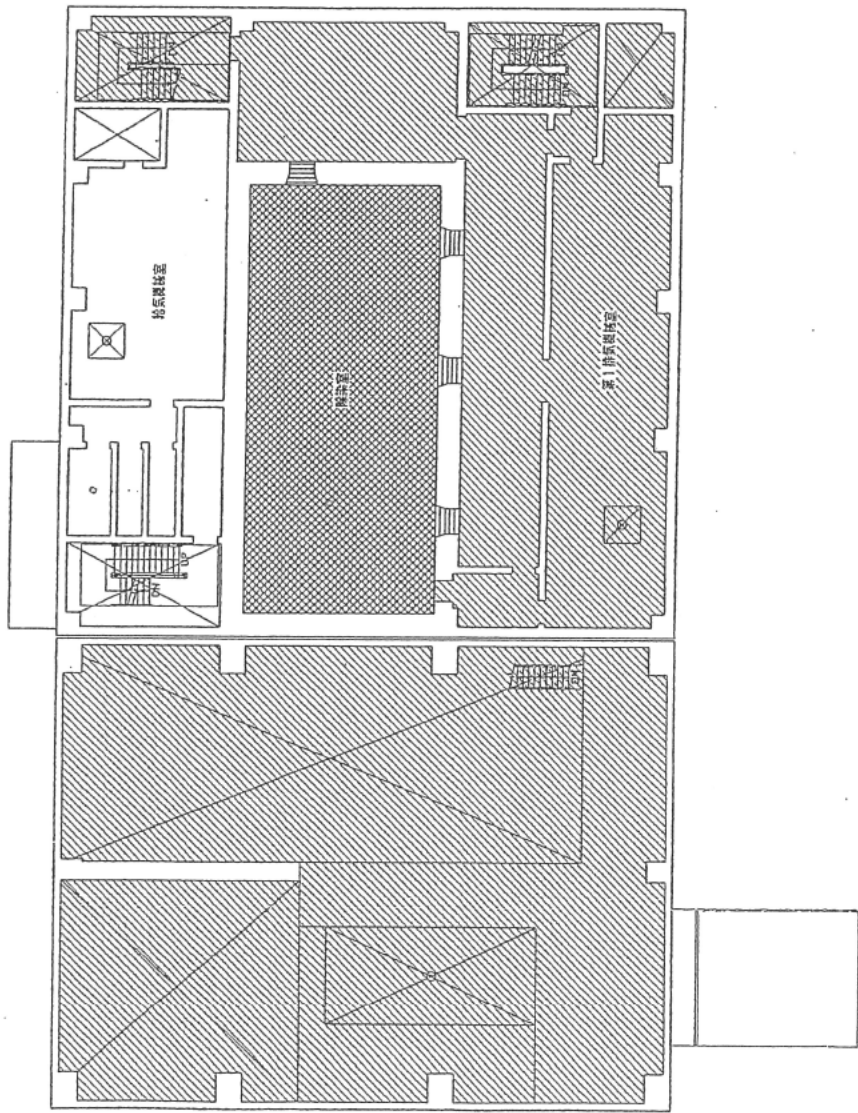
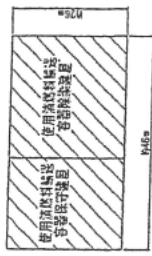


別図3 (2/106) 使用済燃料輸送容器管理建屋 地上1階管理区域図 (その1) (第91条関係)



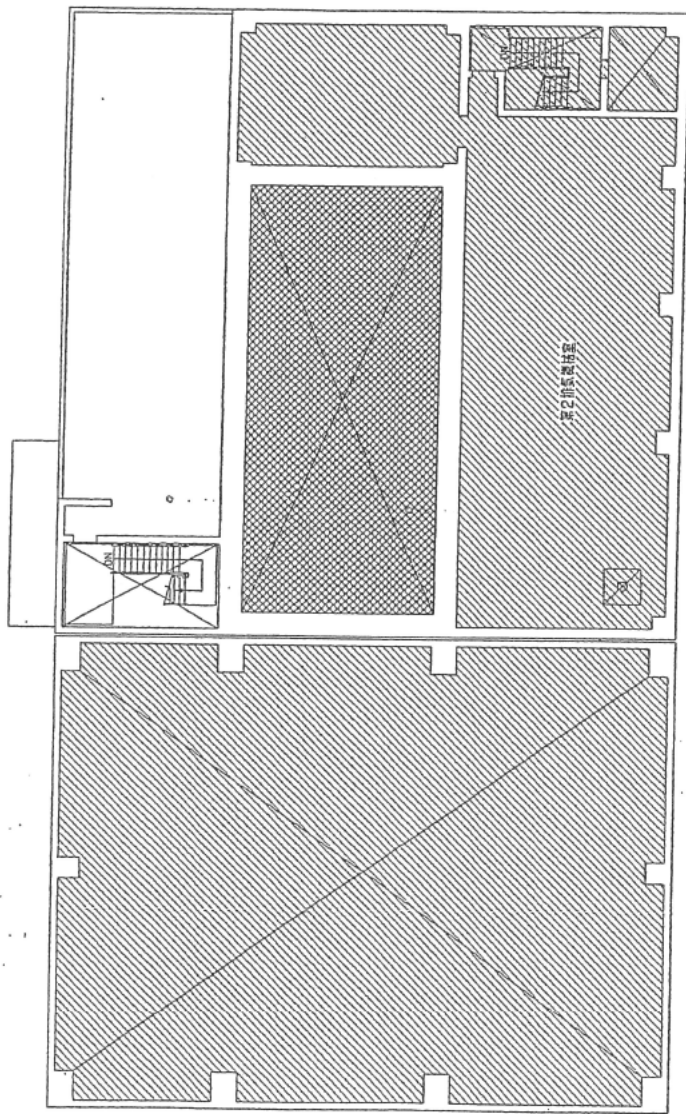
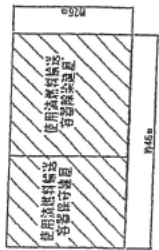
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 
それ以外の区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 


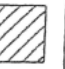
別図3 (3/106) 使用済燃料輸送容器管理建屋 地上1階管理区域図 (その2) (第91条関係)



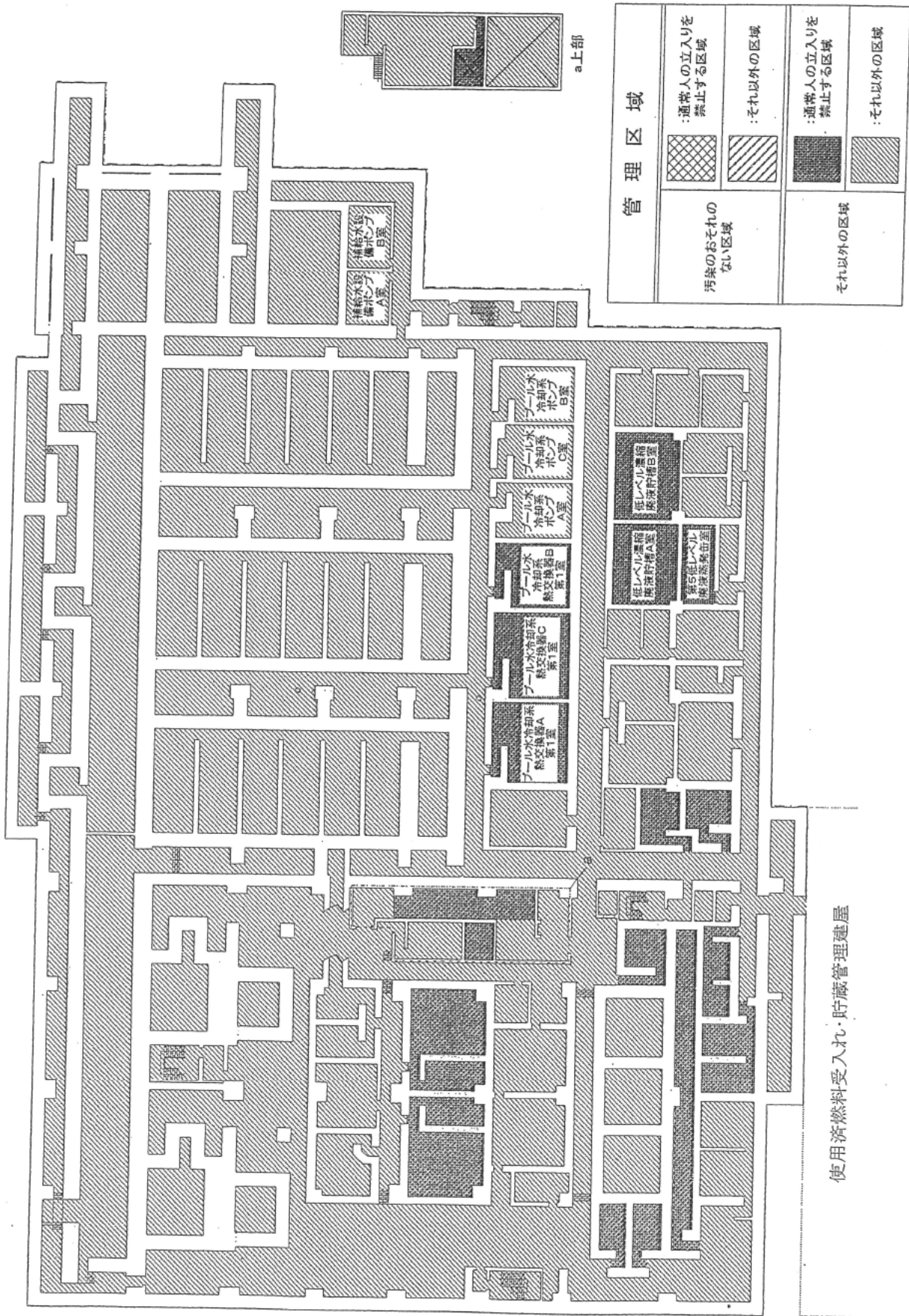
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域

別図3 (4/106) 使用済燃料輸送容器管理建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)

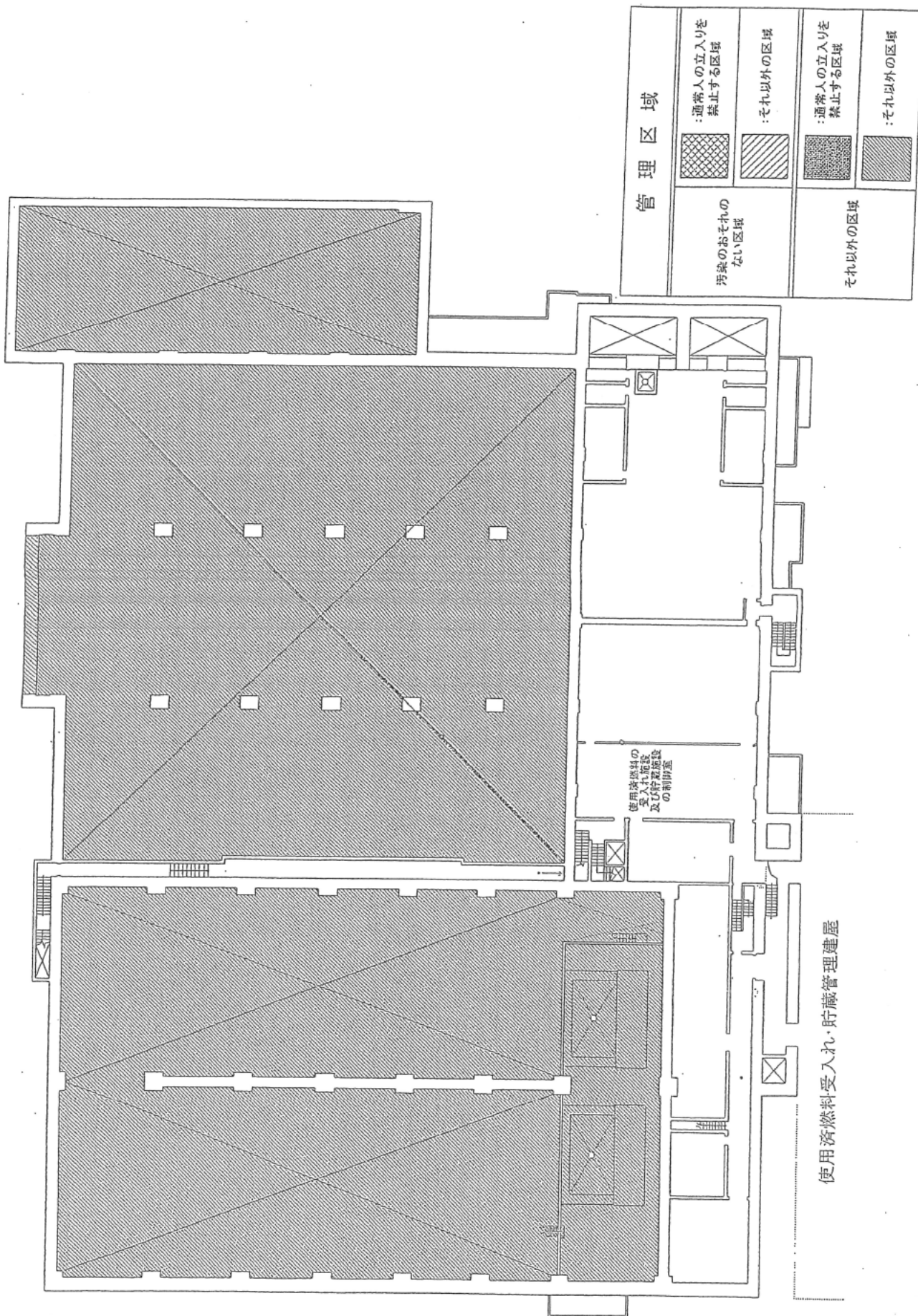


管理区域	
 汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域
 それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域

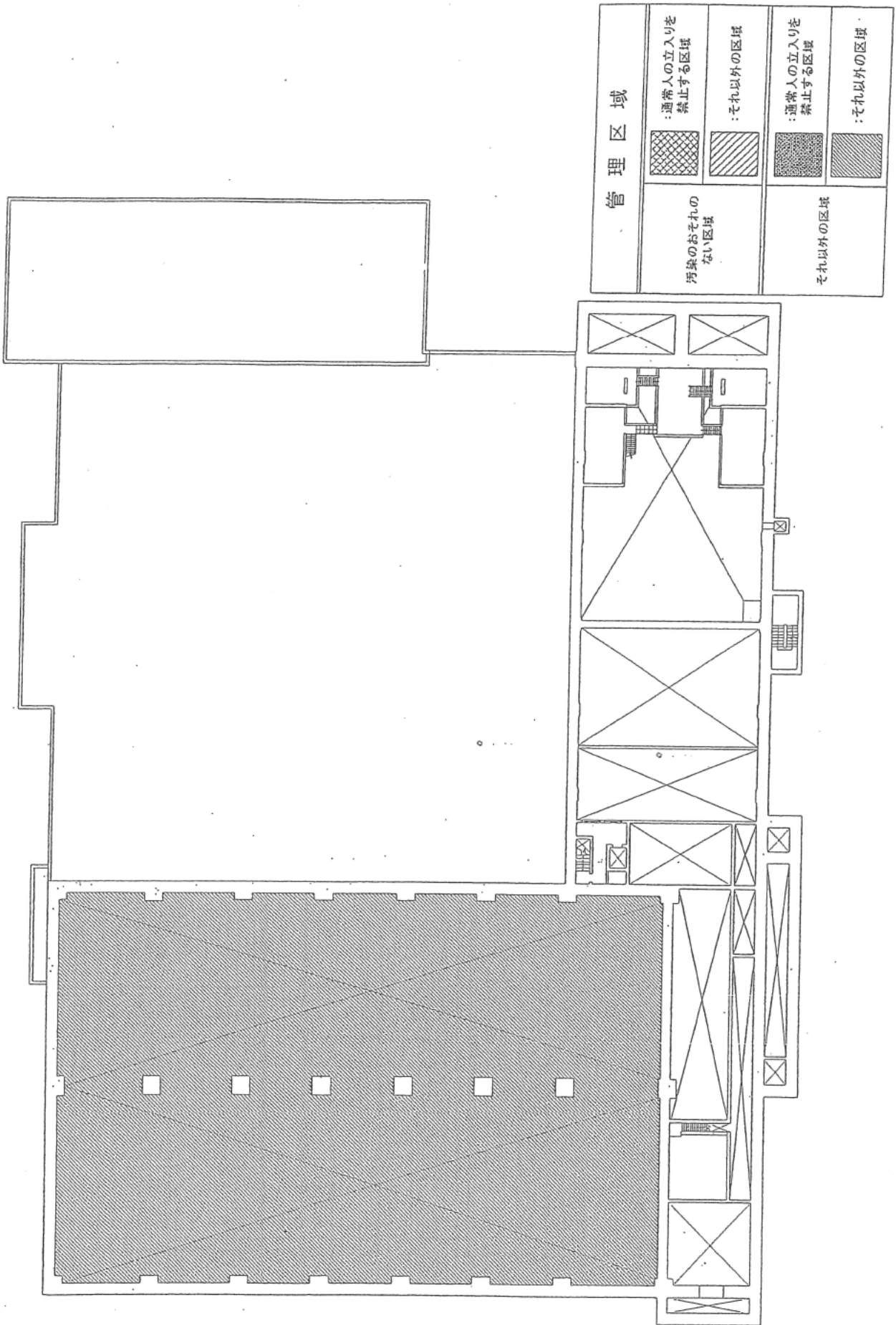
別図3 (5/106) 使用済燃料輸送容器管理建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



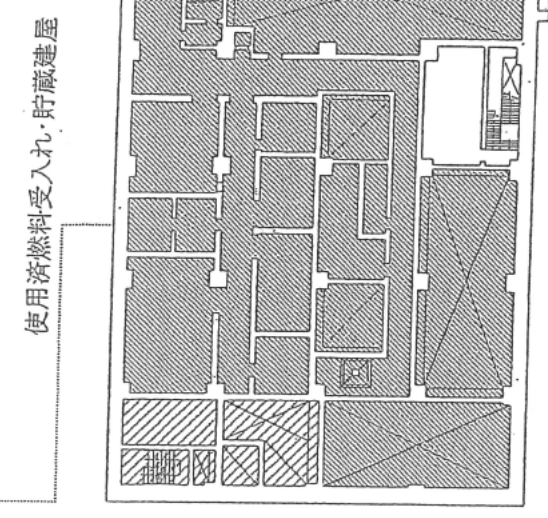
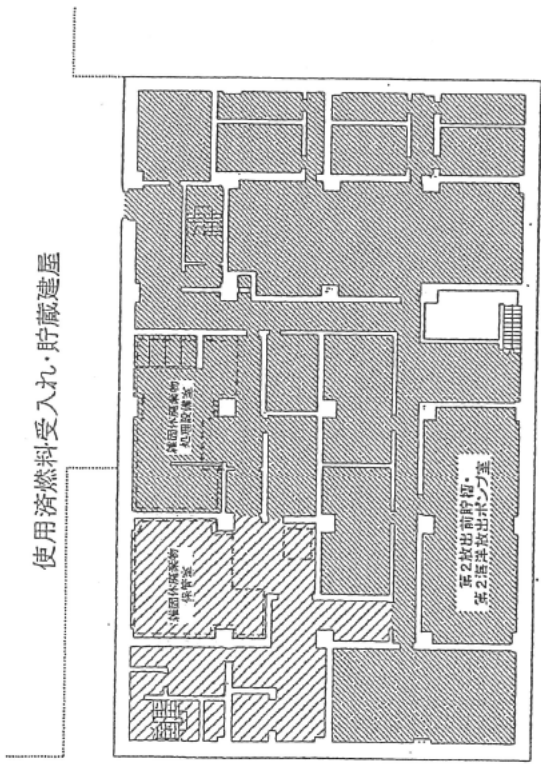
別図3 (6/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地下3階管理区域図 (第91条関係)



別図3 (10/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)



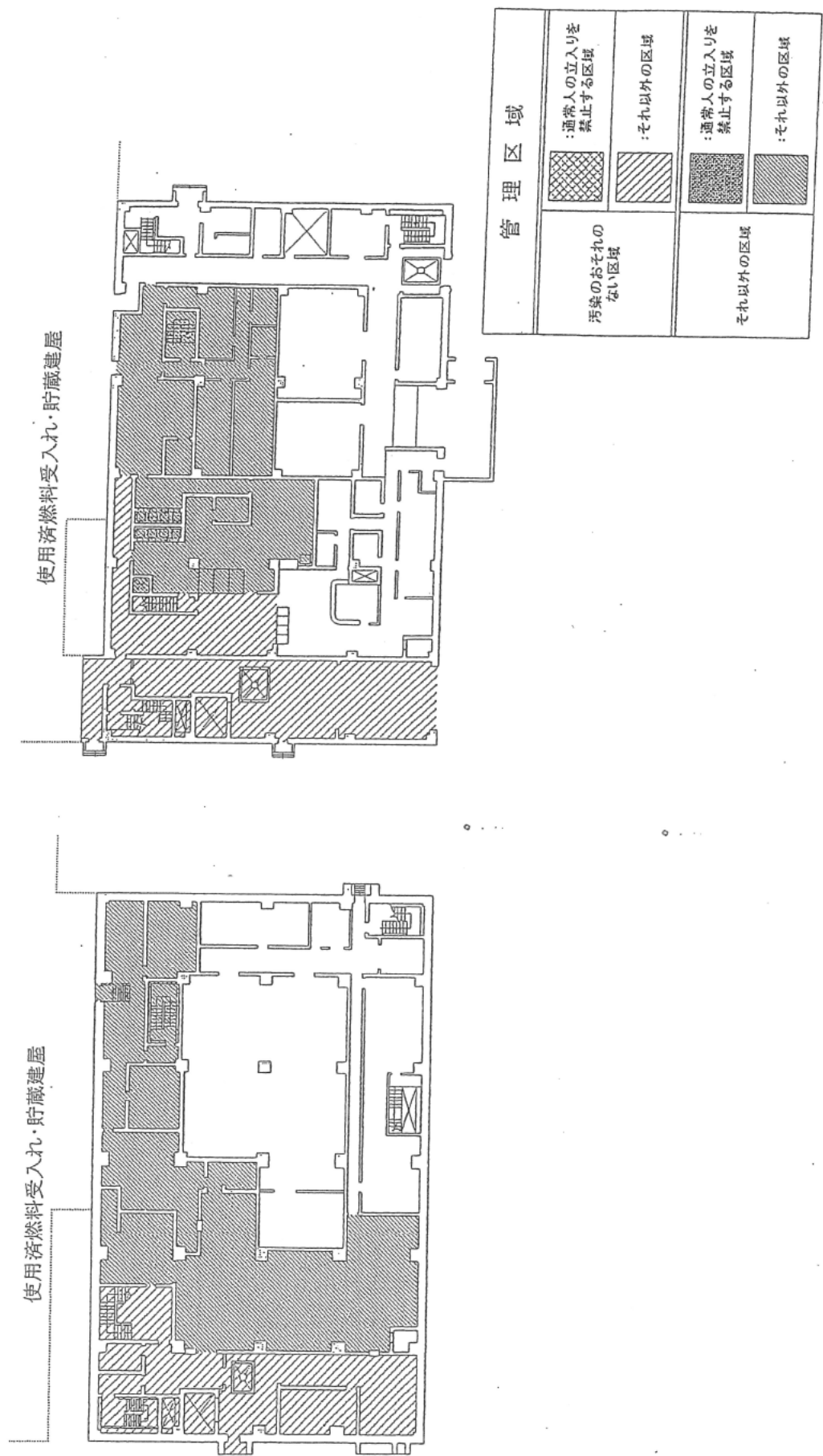
別図3 (11/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



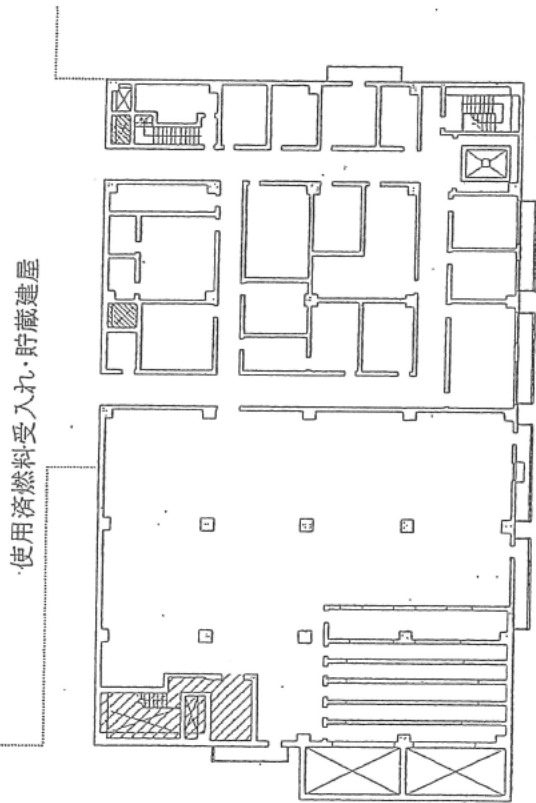
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></div> : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	<div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></div> : それ以外の区域
それ以外の区域	<div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; background: radial-gradient(circle, black 1px, transparent 1px); background-size: 4px 4px; border: 1px solid black;"></div> : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	<div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></div> : それ以外の区域

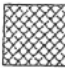
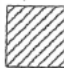


— 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (12/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地下3階・地下2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

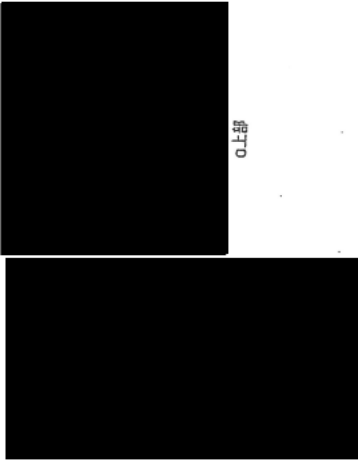
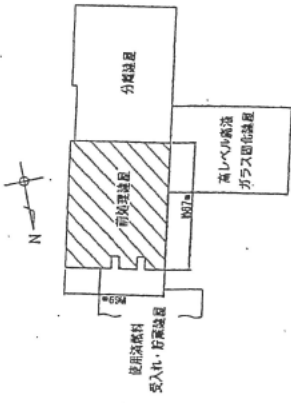


別図3 (13/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地下1階・地上1階・管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>: 通常人の立入りを禁止する区域</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>: それ以外の区域</p> </div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>: 通常人の立入りを禁止する区域</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>: それ以外の区域</p> </div> </div>

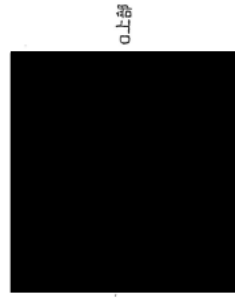
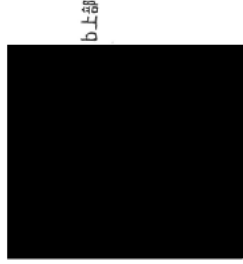
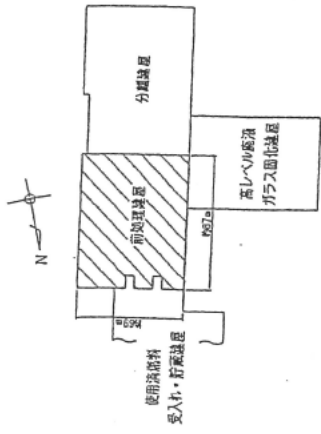
別図3 (14/106) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)


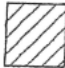
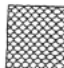
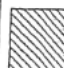


管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	通常人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域

ここに一時集積場所設定・撤除予定エリア

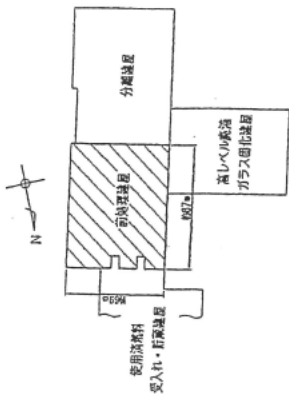
別図3 (15/106) 前処理建屋 地下4階管理区域図 (第83条及び第91条関係)




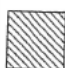


管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域
	 : 通常人の立入りを禁止する区域
	 : それ以外の区域

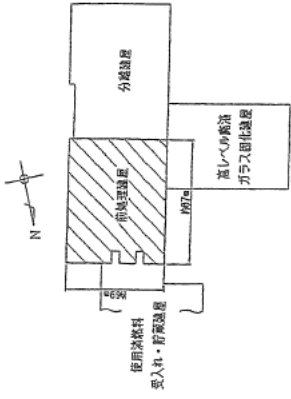
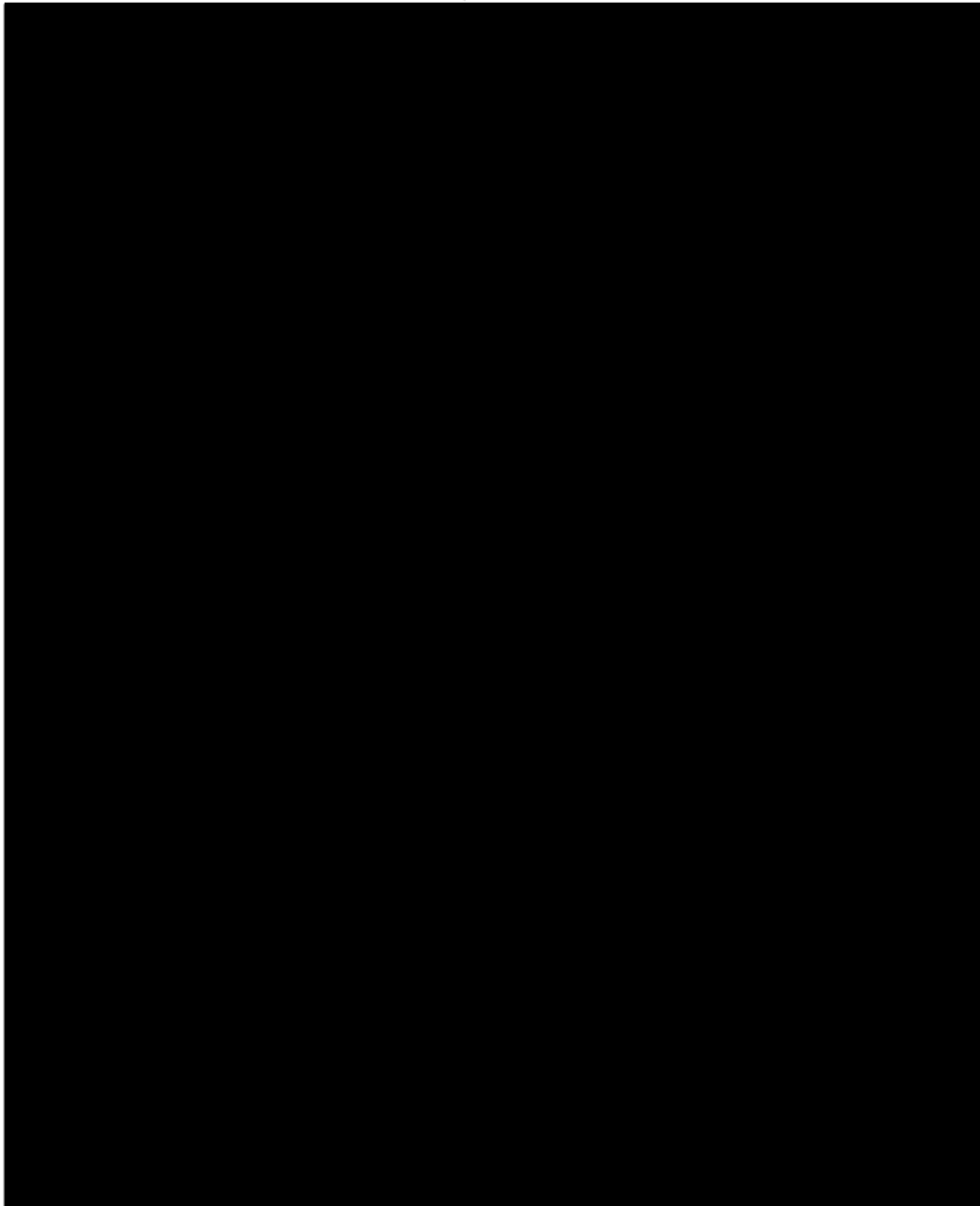
〔二〕一時集積場所設定・解除予定エリア





別図3 (16/106) 前処理建屋 地下3階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



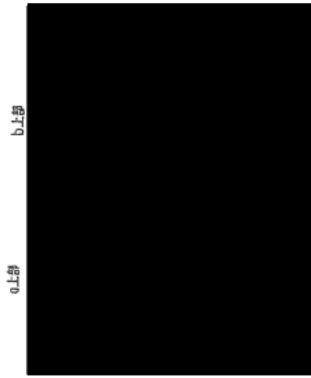
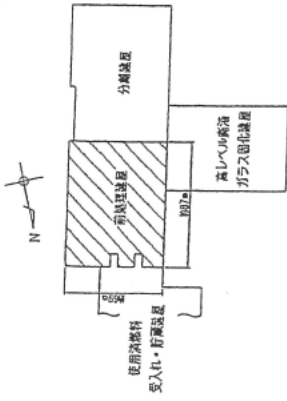
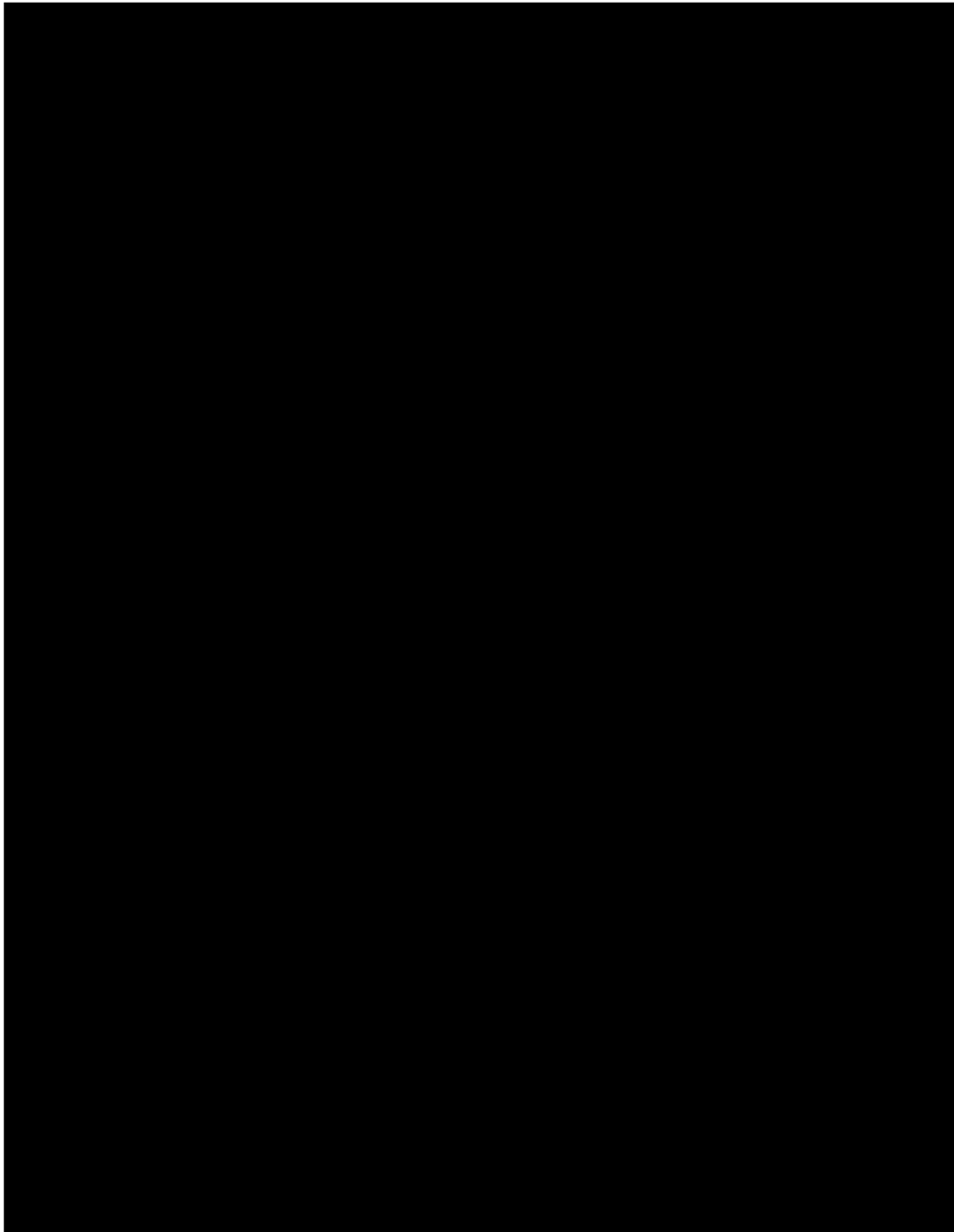
管理区域	
 : 通常人の立ち入りを禁止する区域	汚染のおそれのない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立ち入りを禁止する区域	それ以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域

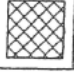
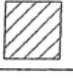
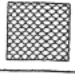
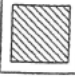
別図3 (17/106) 前処理建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)



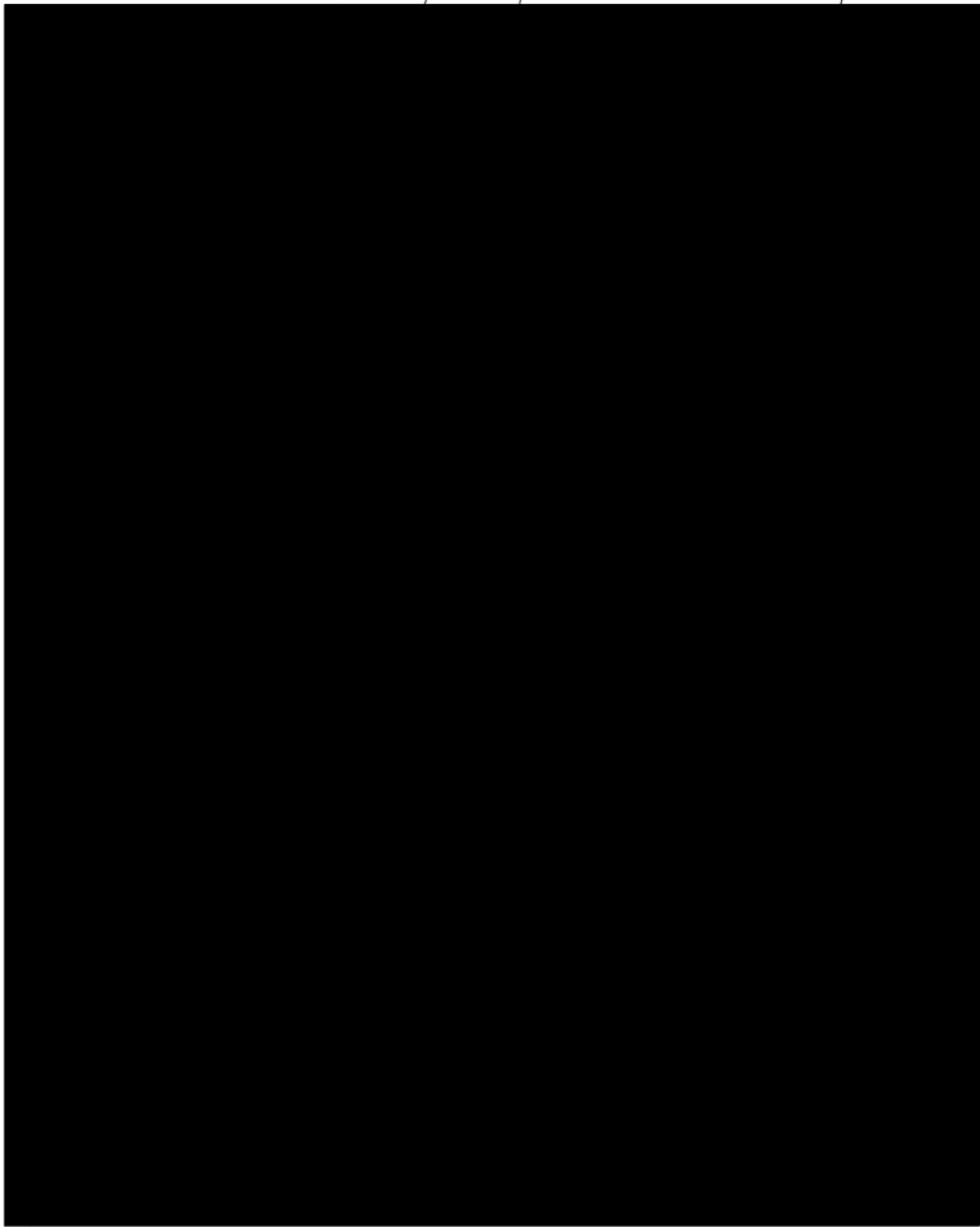
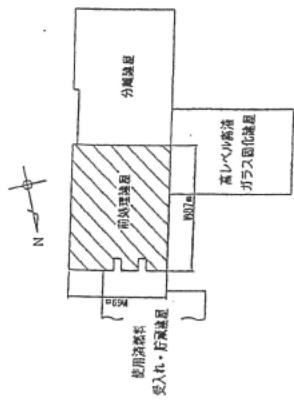
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 



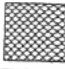
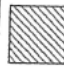
別図3 (18/106) 前処理建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (19/106) 前処理建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)

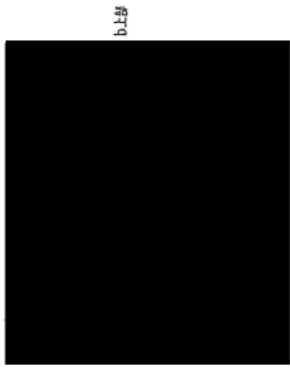
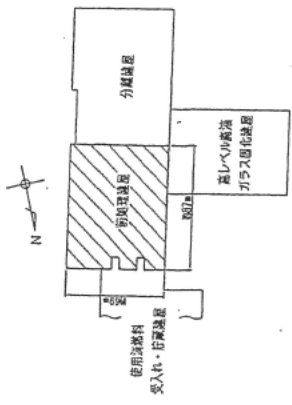


管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

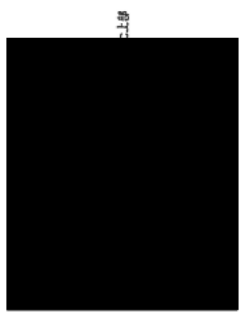
別図3 (20/106) 前処理建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)



0.1階



b上階



c上階

管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	通常人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域

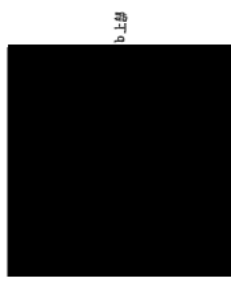
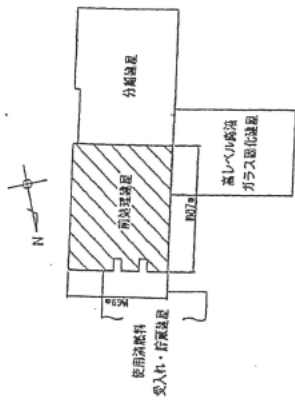
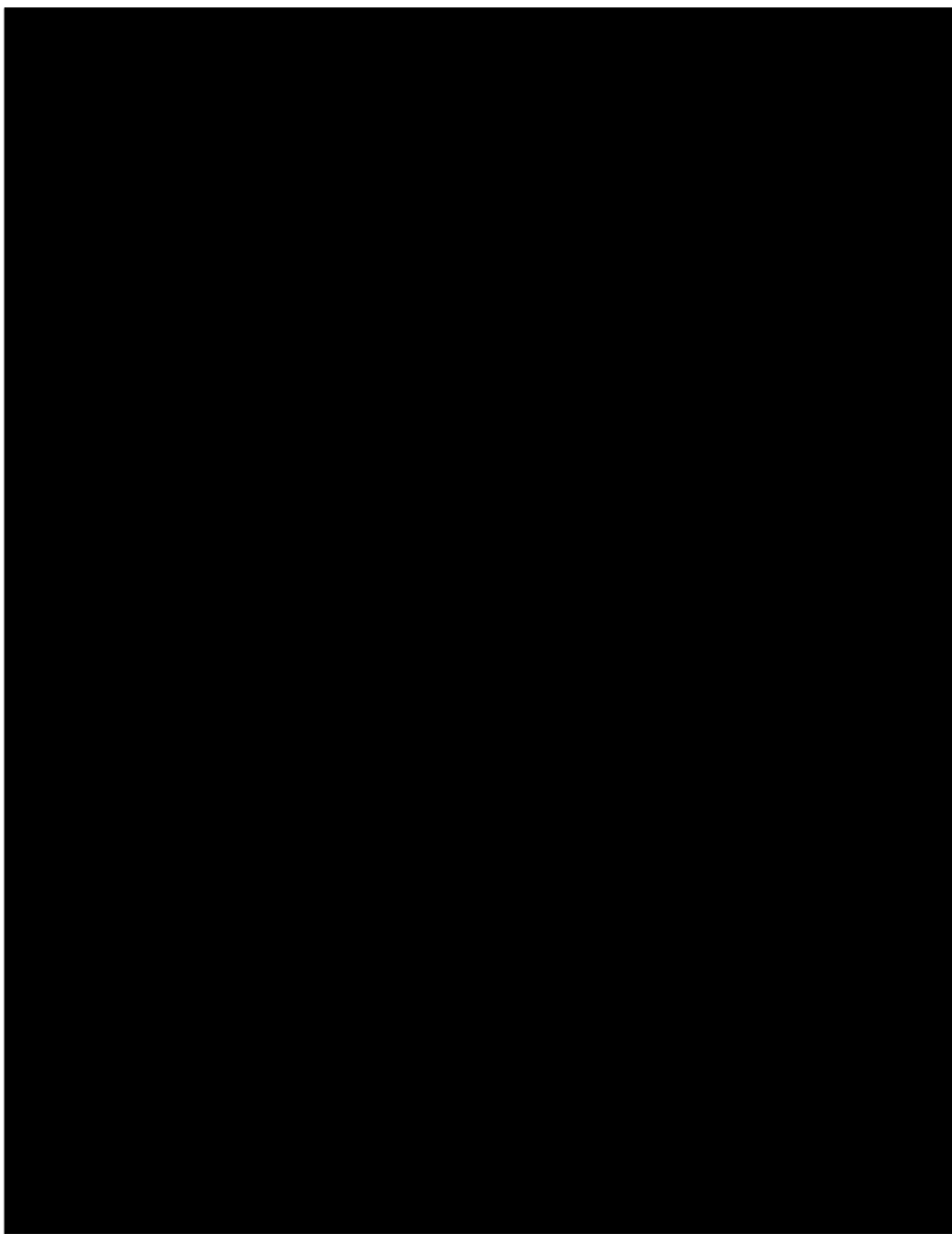
別図3 (21/106) 前処理建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



d上階



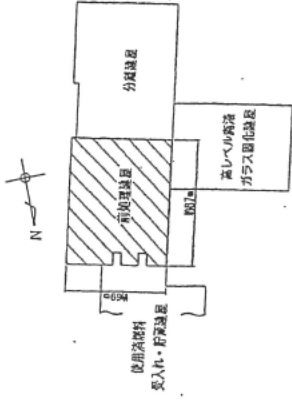
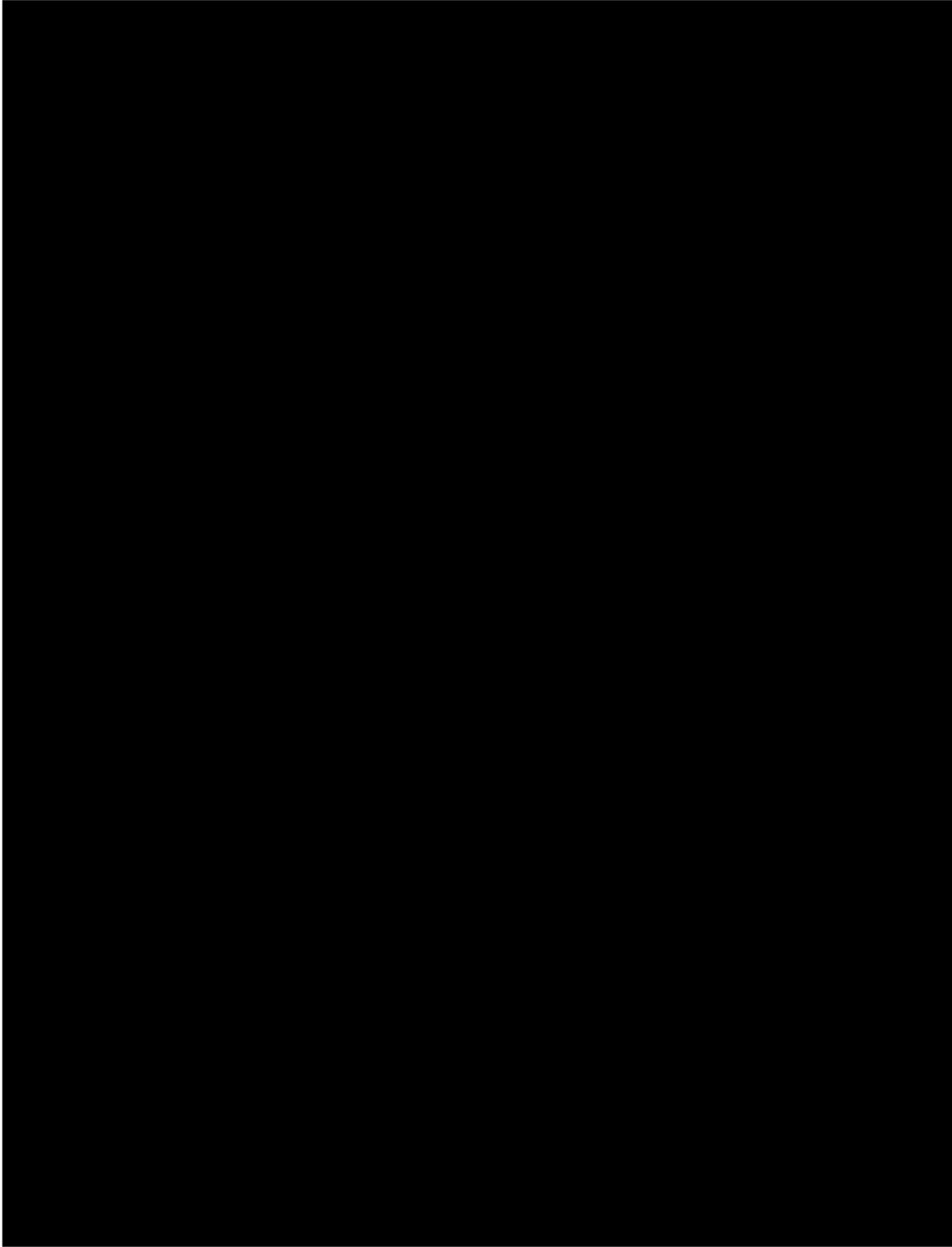
e上階

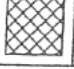
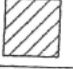
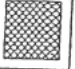
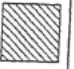


管理区域	
汚染のおそれのない区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> : 通常人の立入りを禁止する区域 </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> : それ以外の区域 </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> : 通常人の立入りを禁止する区域 </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> : それ以外の区域 </div>

[] 一時集積場所設定・解除予定エリア

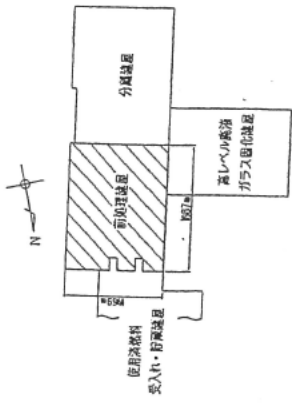
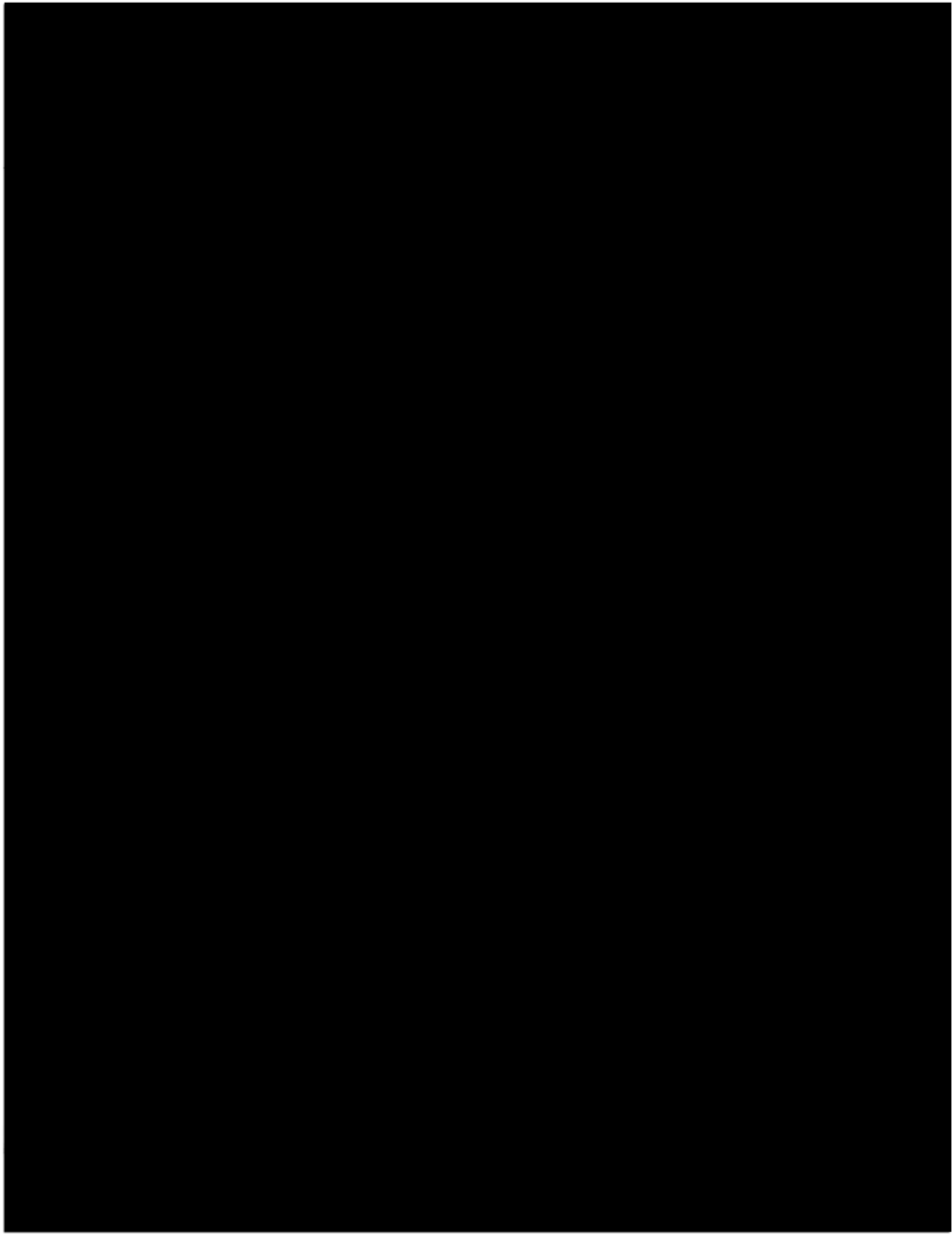
別図3 (22/106) 前処理建屋 地上4階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

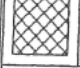





管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

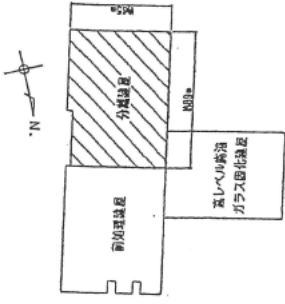
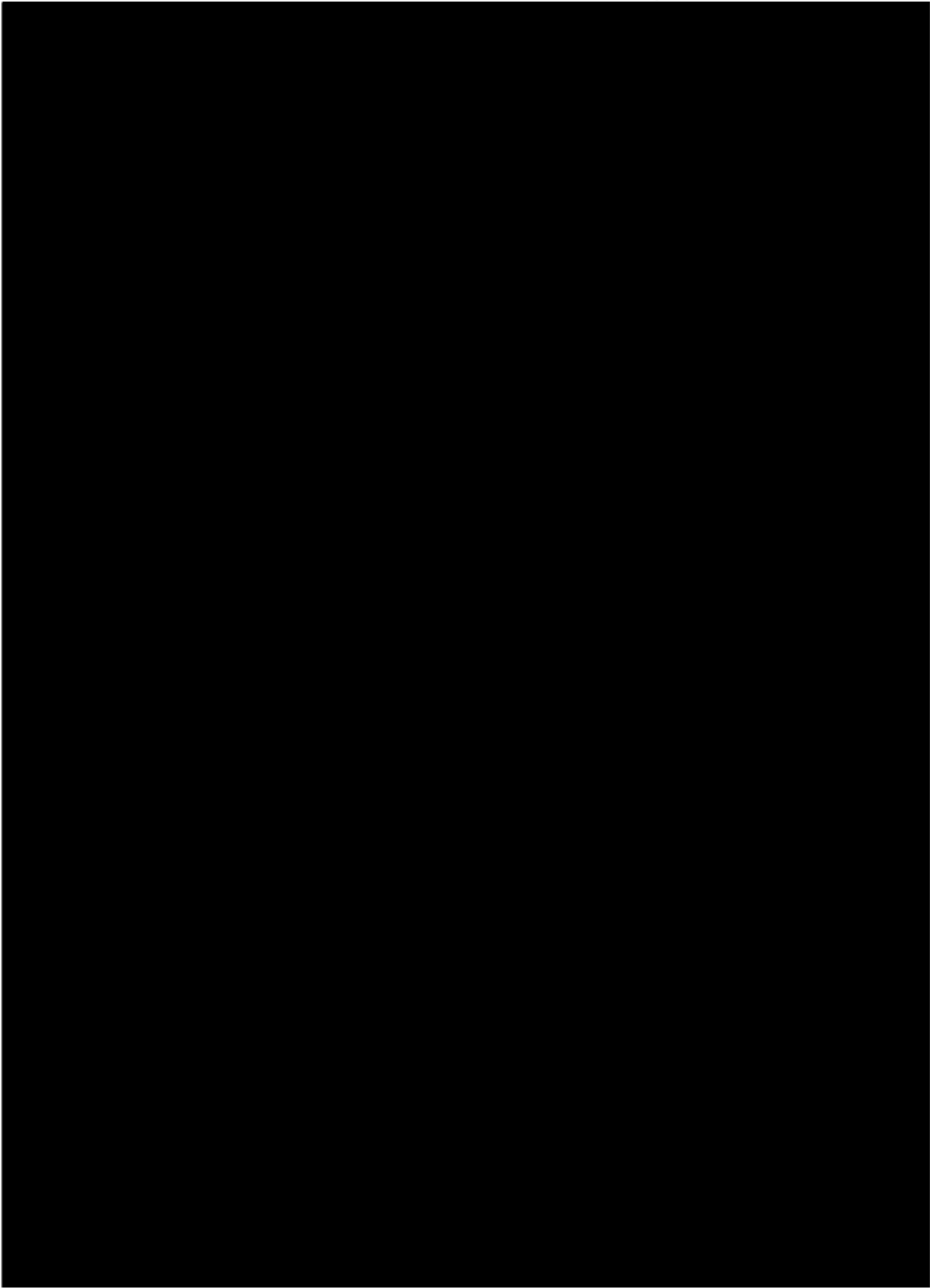
[] 一時集積場所認定・解除予定エリア

別図3 (23/106) 前処理建屋 地上5階管理区域図(第83条及び第91条関係)





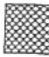
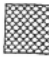
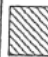
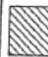


管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域	方針のおそれのない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域	それ以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域

別図3 (24/106) 前処理建屋 地上6階管理区域図 (第91条関係)

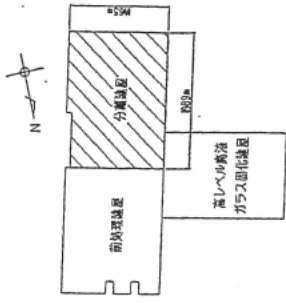
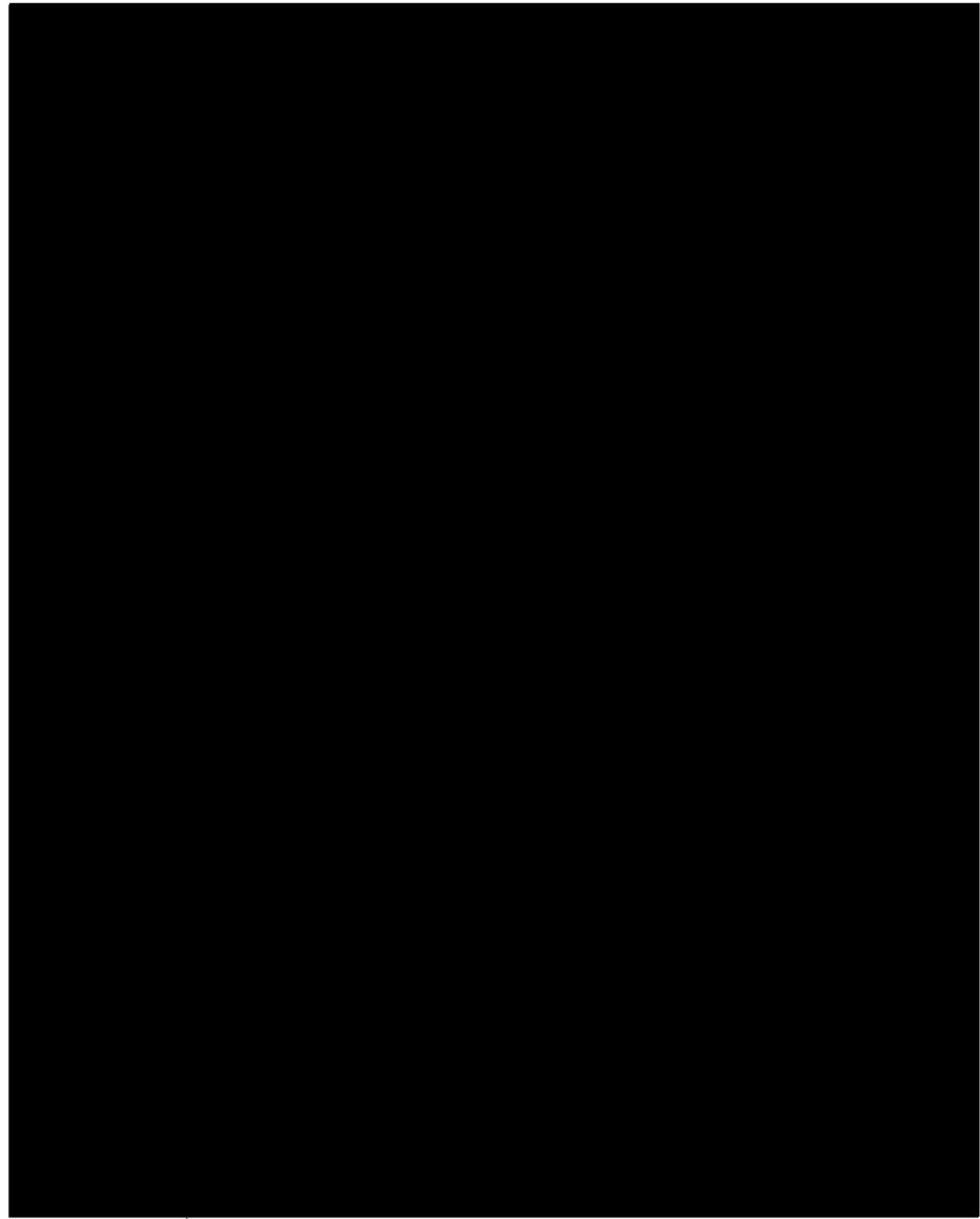


格 称
 U:ウラン
 PU:プルトニウム

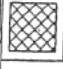
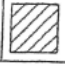
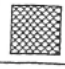
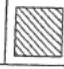
管 理 区 域	
 形状のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域

[二] 一時乗降場所設定・解除予定エリア

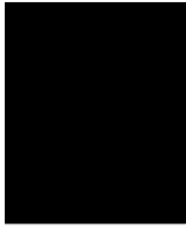
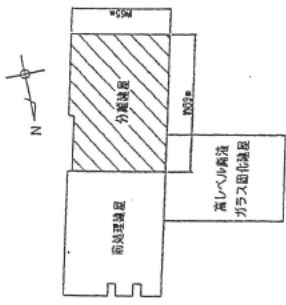
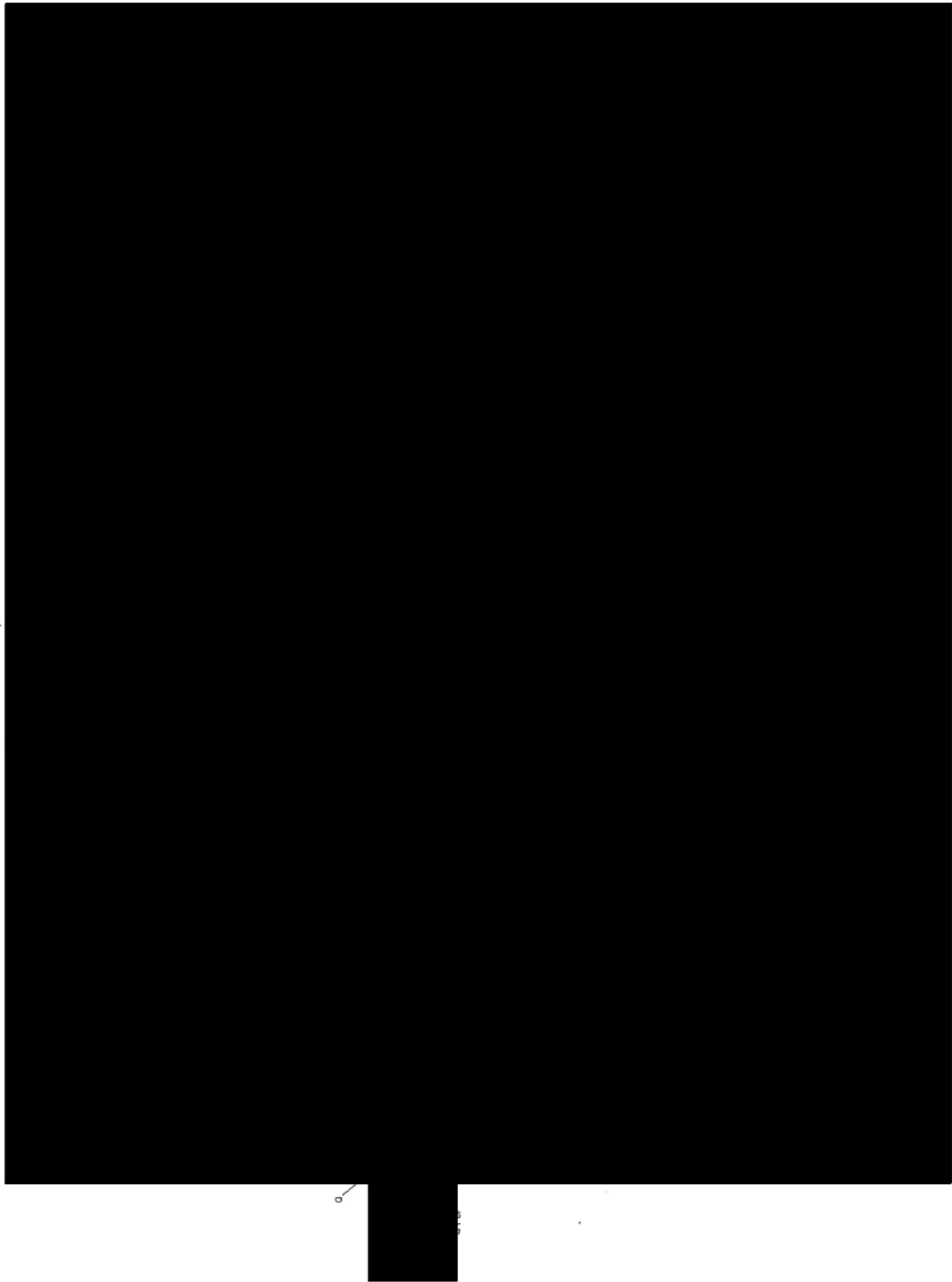
別図 3 (25/106) 分離建屋 地下3階管理区域図(第83条及び第91条関係)



略称
U:ウラン
Pu:プルトニウム

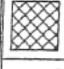
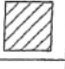
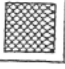
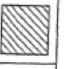
管理区域	
所収はそれ以外の区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (26/106) 分離建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)



b下層

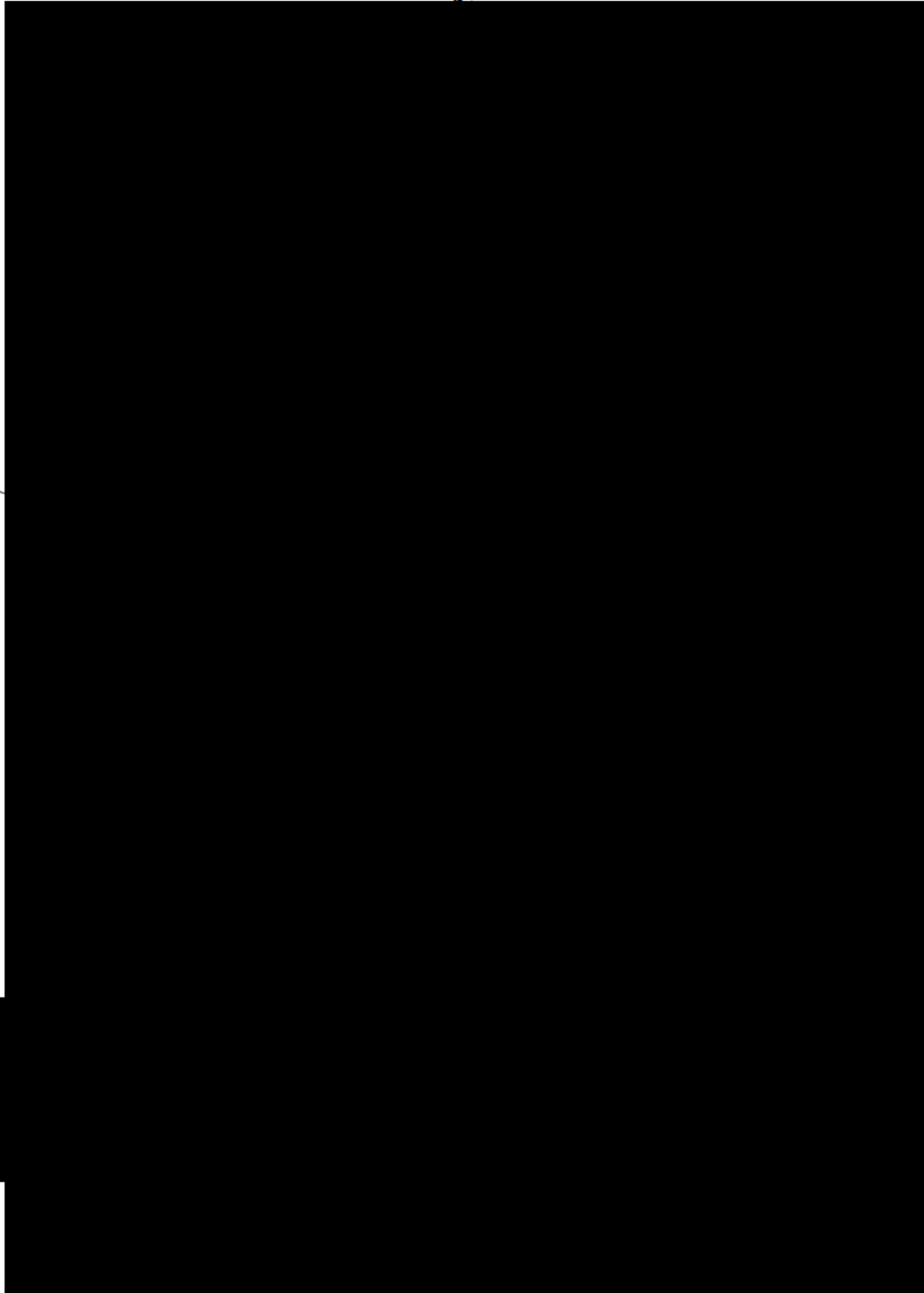
略 称
U:ウラン
Pu:プルトニウム

管理区域	
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	万葉のおそれの ない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	それ以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域

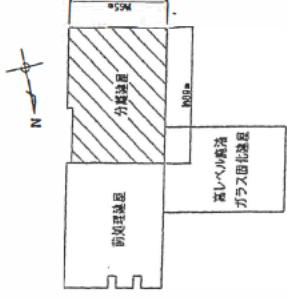
別図3 (27/106) 分離建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)







01階



海橋
第2章



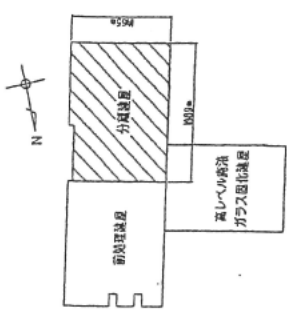
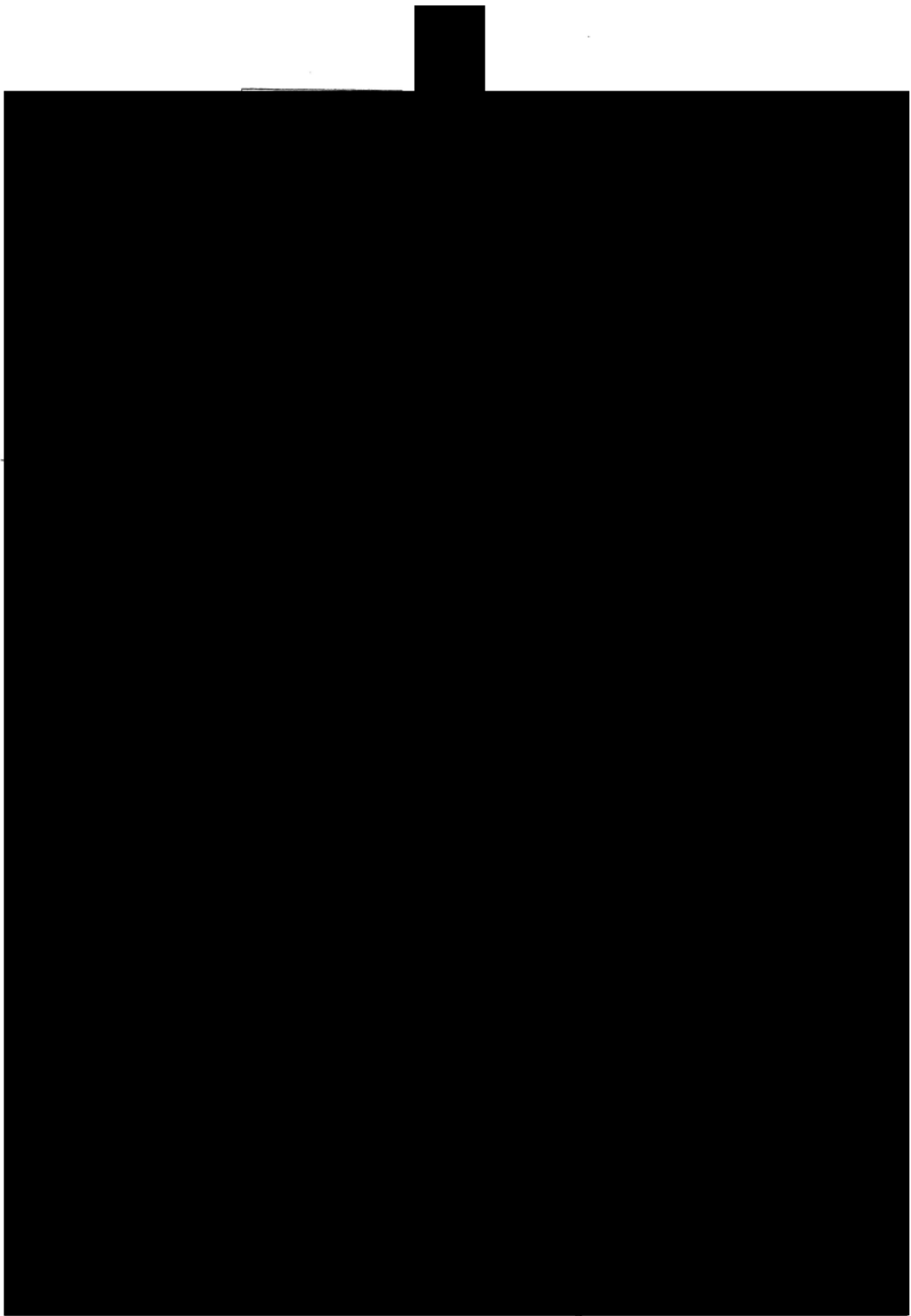
管理区域	
方米のそれぞれ ない区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域





□□□□ 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (28/106) 分離建屋 地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



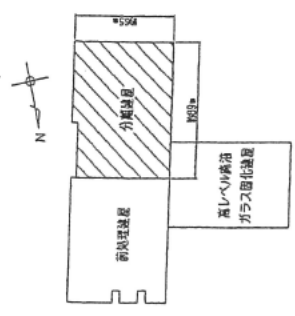
0.410



管理区域	
別荘のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

□ □ □ □ 一時集積場所設定・解除予定エリア


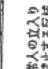



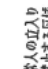
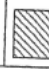

別図3 (29/106) 分離建屋 地上2階管理区域図(第83条及び第91条関係)



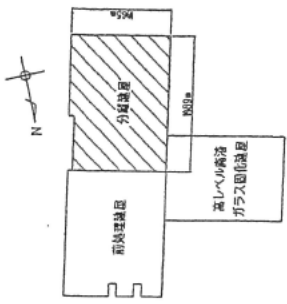
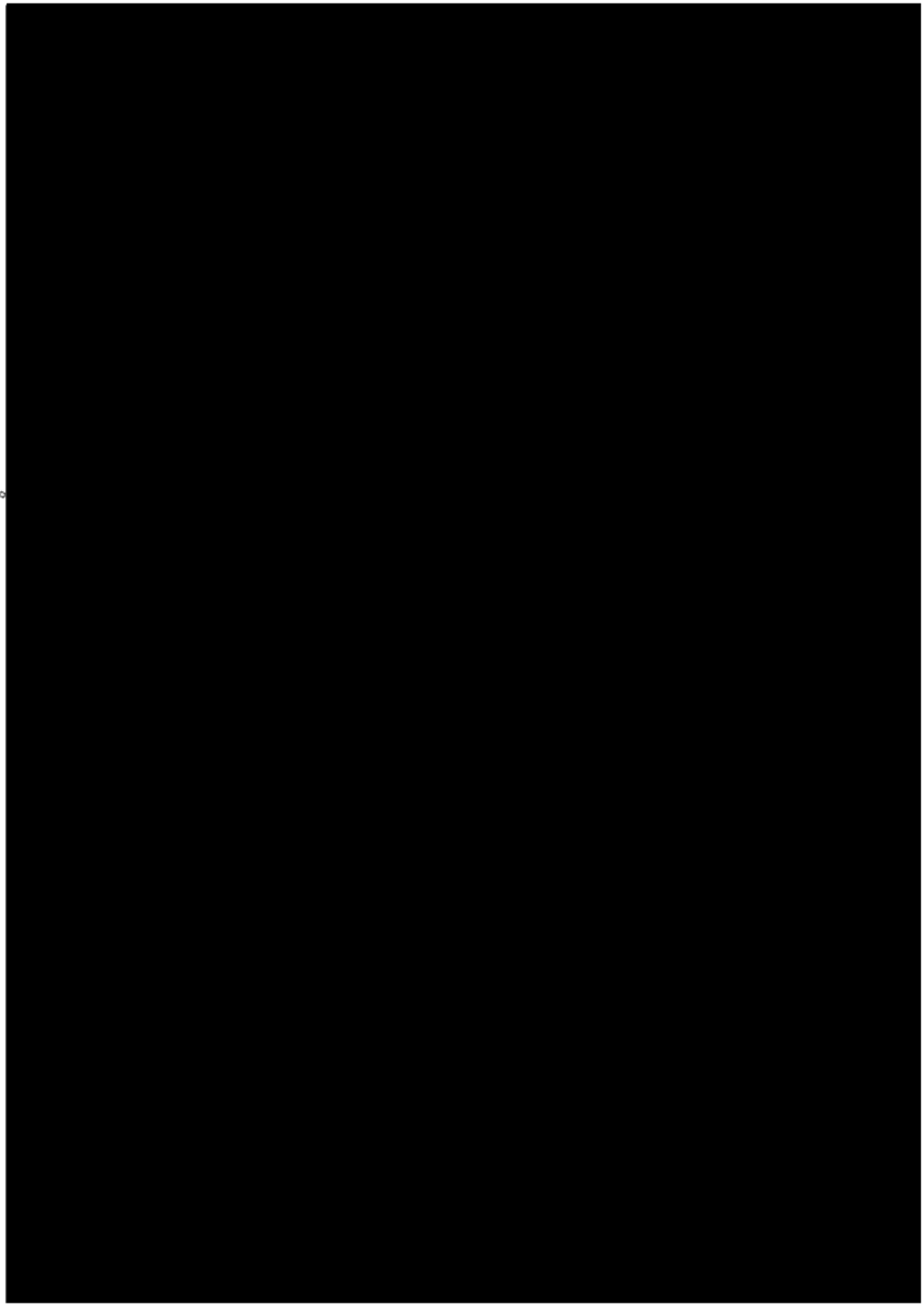
B上階







C下階

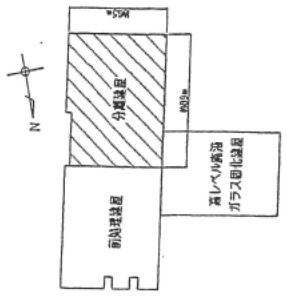
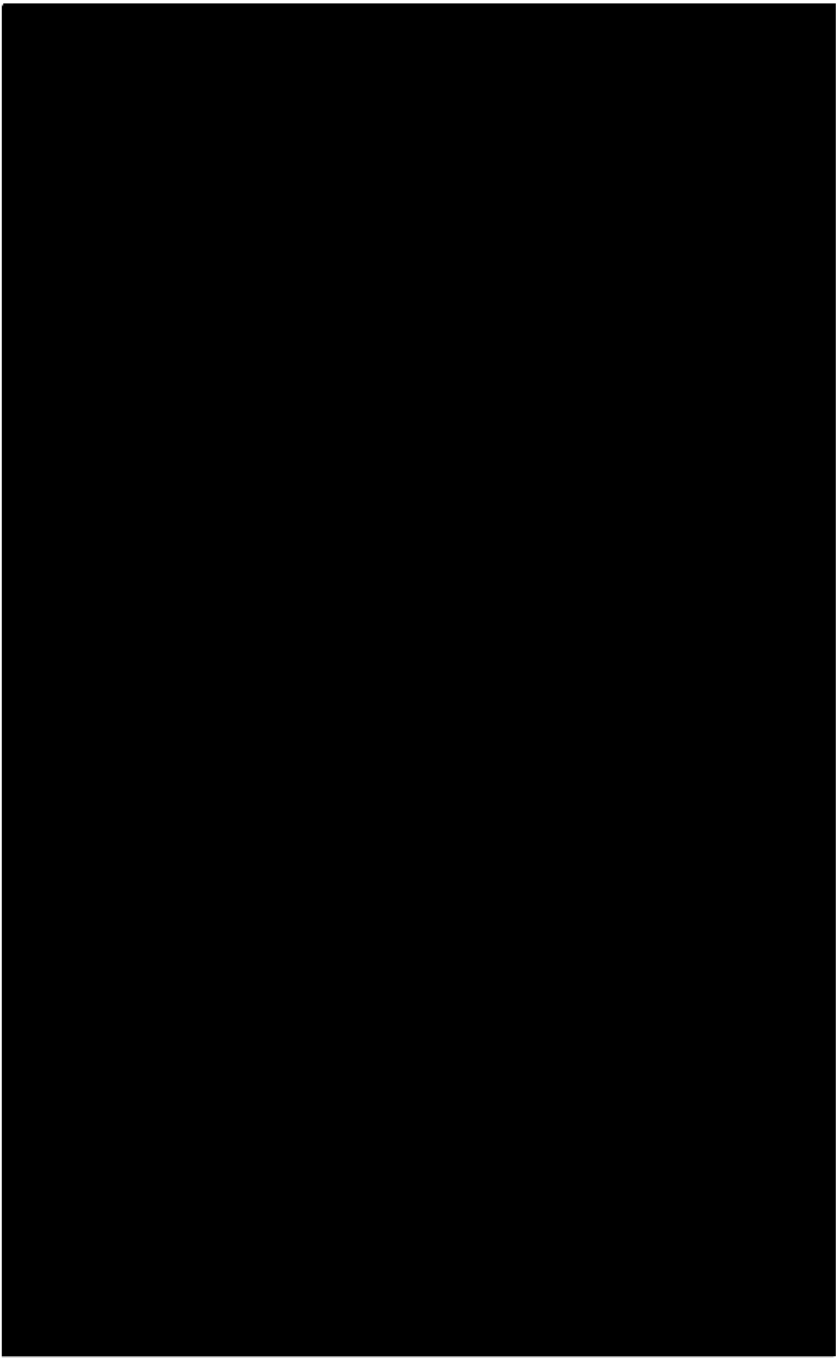
管理区域	
 所外のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域

別図3 (30/106) 分離建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



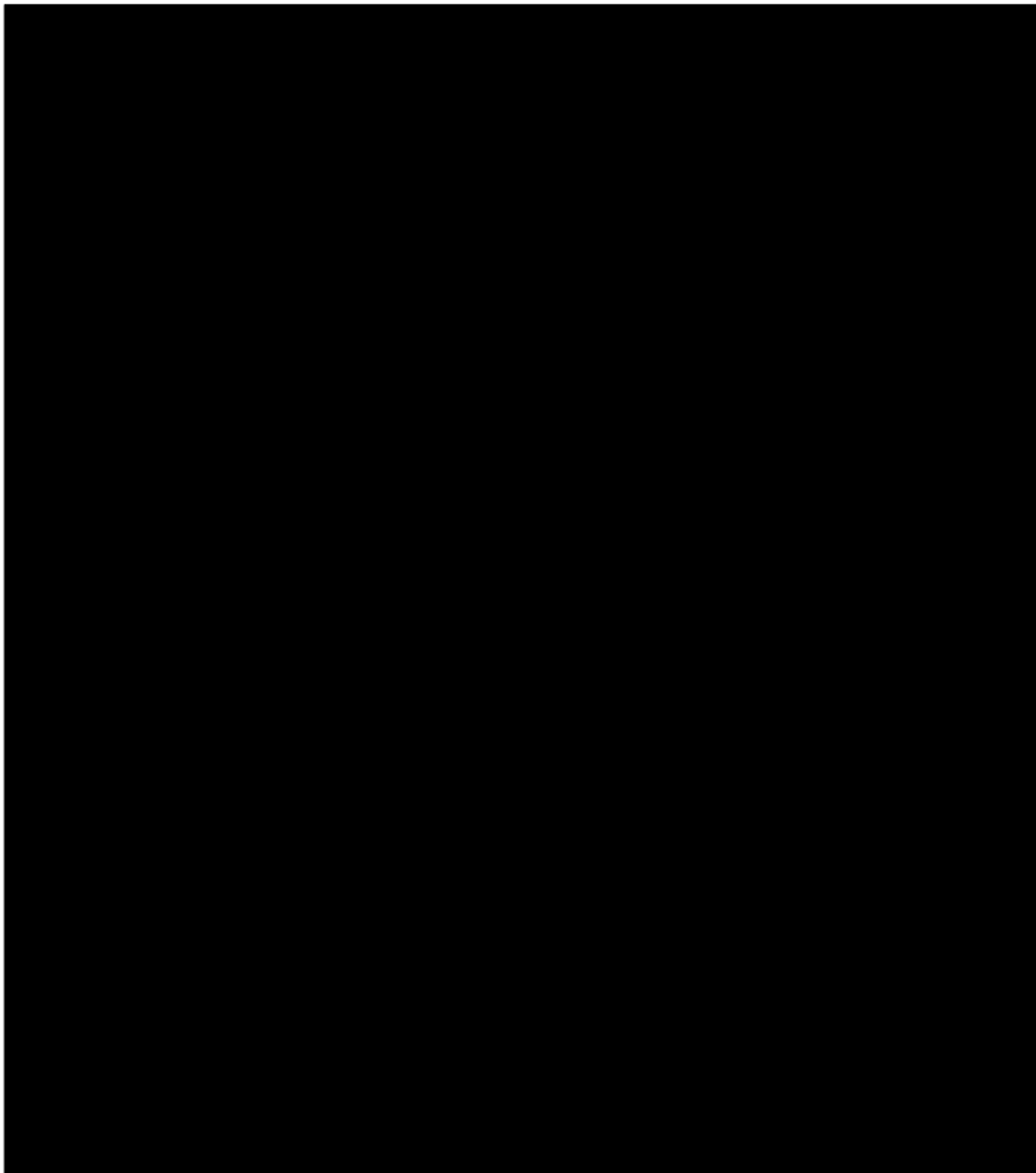
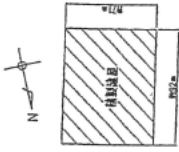
管理区域	
形状のおそれのない区域	 : 隣接人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 隣接人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (31/106) 分離建屋 地上4階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のほかに ない区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;">: 通常人の立ち入り を禁止する区域</div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;">: それ以外の区域</div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;">: 通常人の立ち入り を禁止する区域</div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;">: それ以外の区域</div> </div>

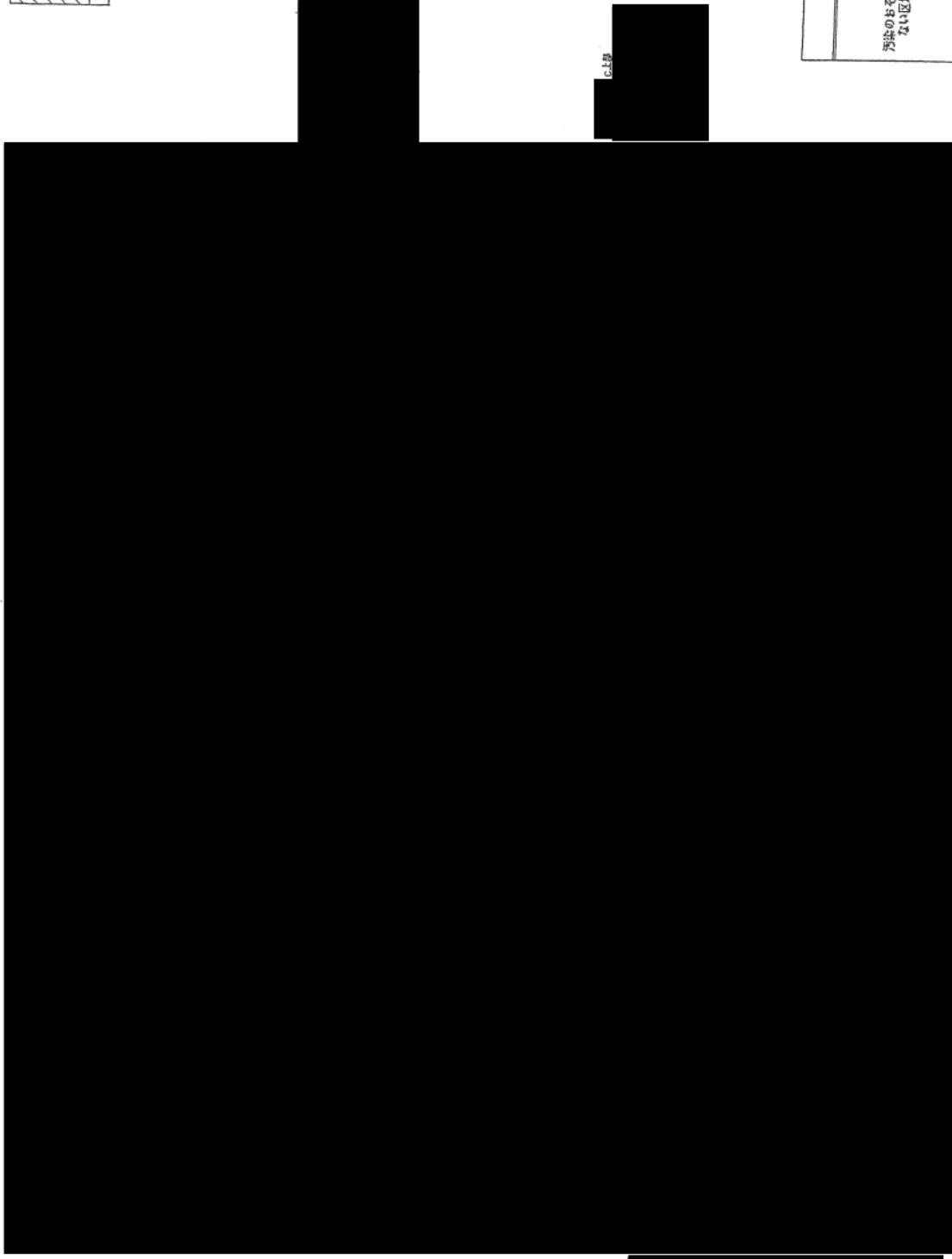
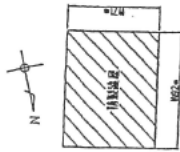
別図3 (32/106) 分離建屋 地上5階管理区域図 (第91条関係)



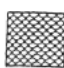



管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域

地 鉄
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

別図3 (33/106) 精製建屋 地下3階管理区域図 (第91条関係)

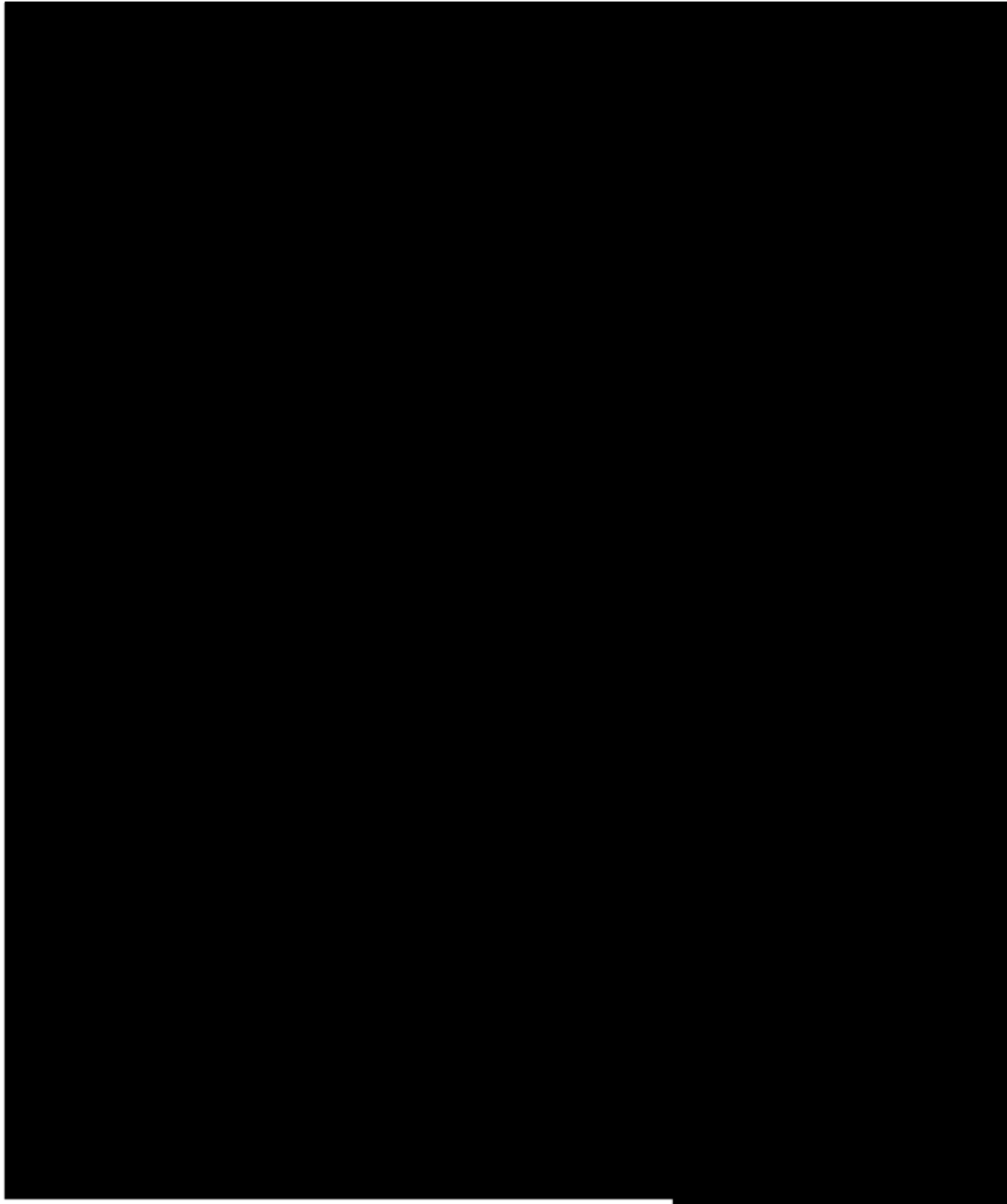
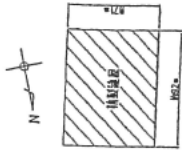


管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域	別表のおそれのない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域	それ以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域

略 称
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

[- - -] 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (34/106) 精製建屋 地下2階管理区域図(第83条及び第91条関係)

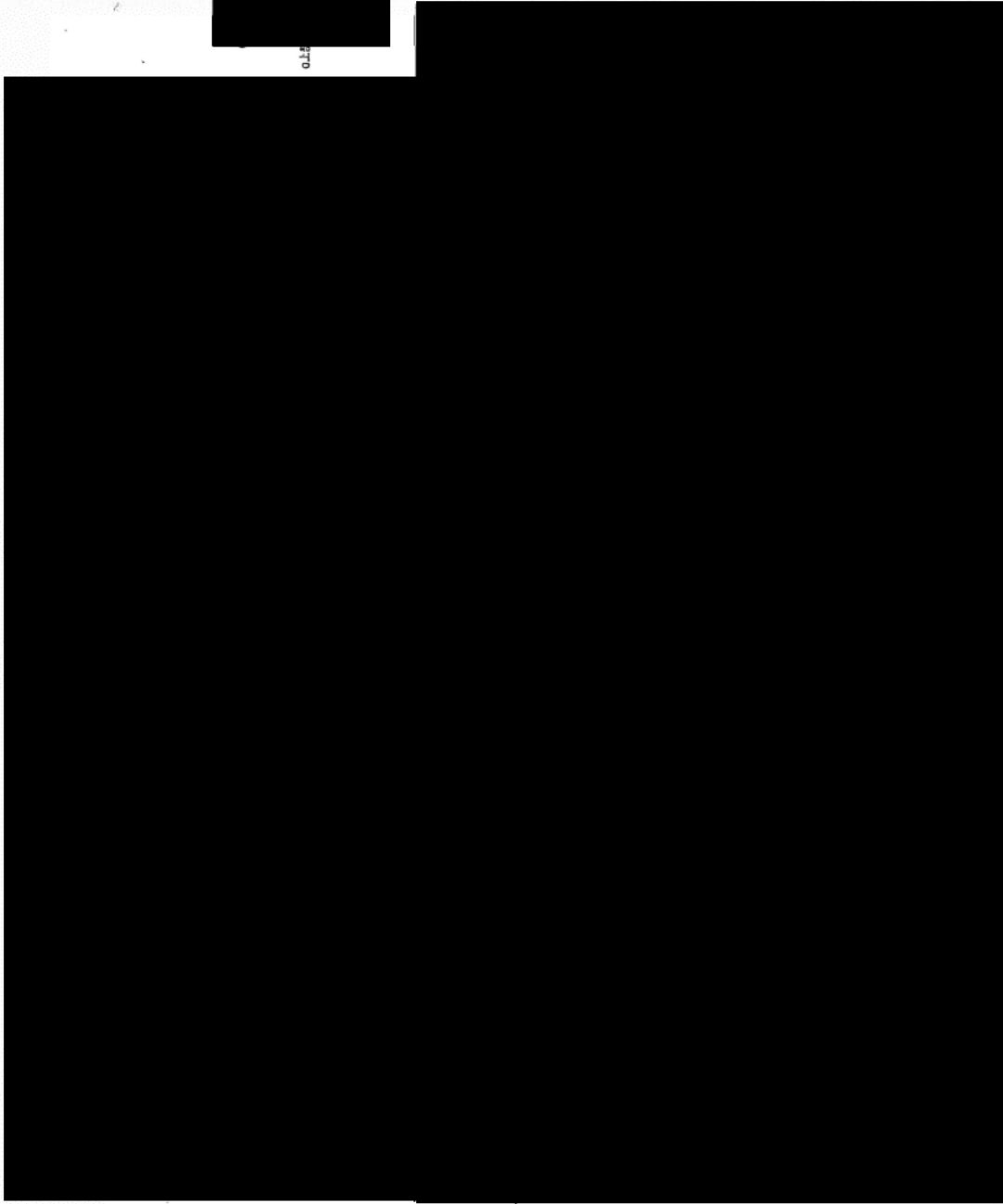
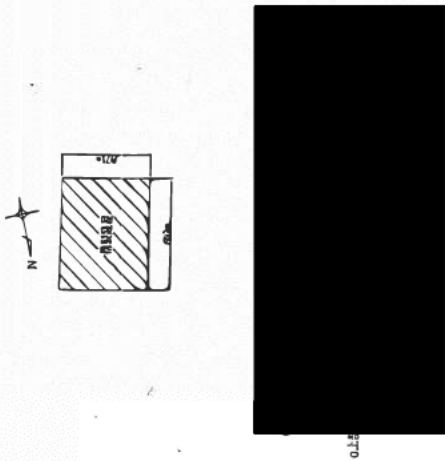



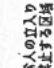

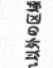

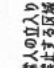

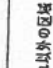
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域

略 号
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

[] : 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (35/106) 精製建屋 地下1階管理区域図(第83条及び第91条関係)

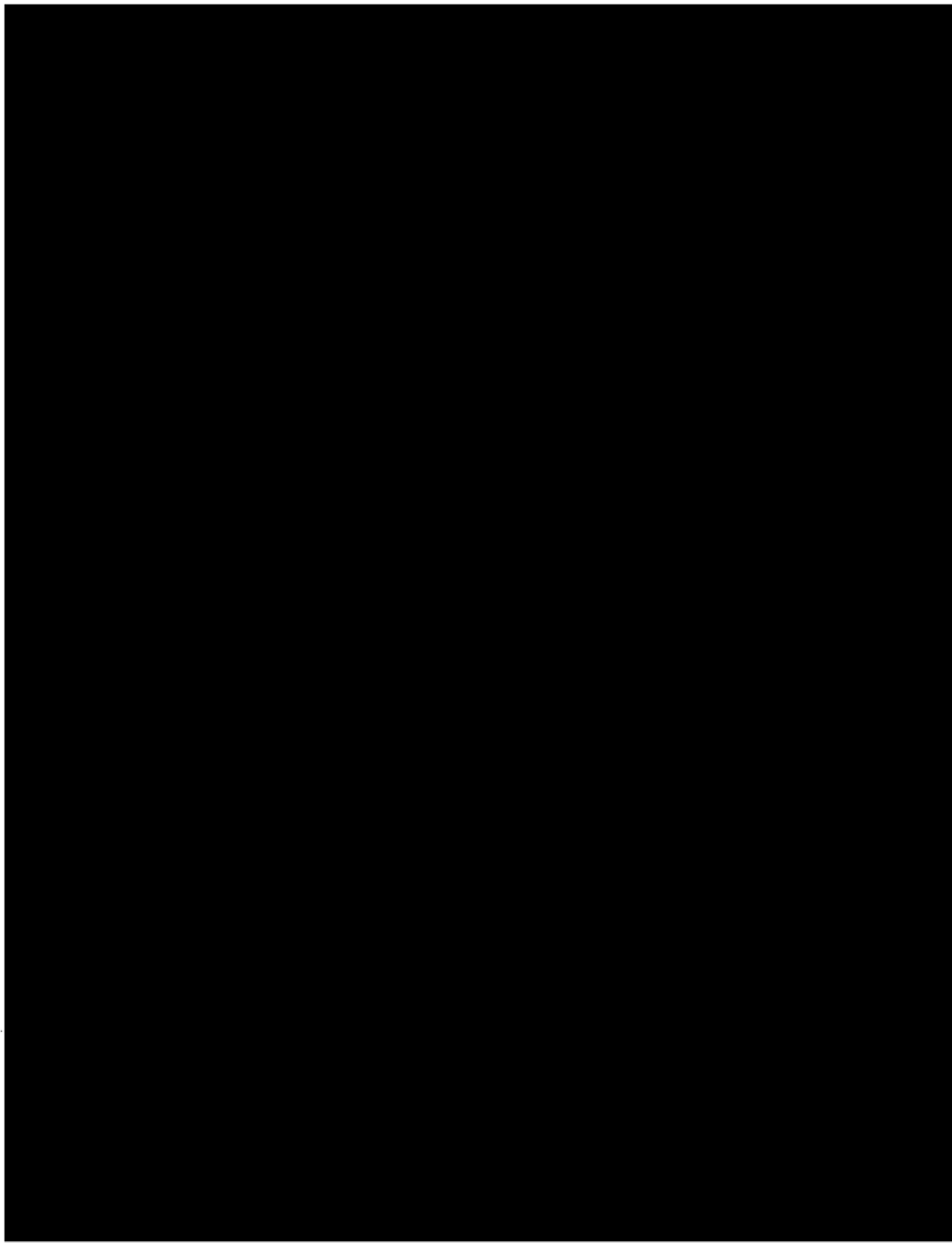
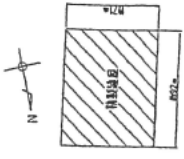


管理区域	
 通常人の立入り を禁止する区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域

記号
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

[] 一時集積場所設置・解除予定エリア

別図3 (36/106) 精製建屋 地上1階管理区域図(第83条及び第91条関係)

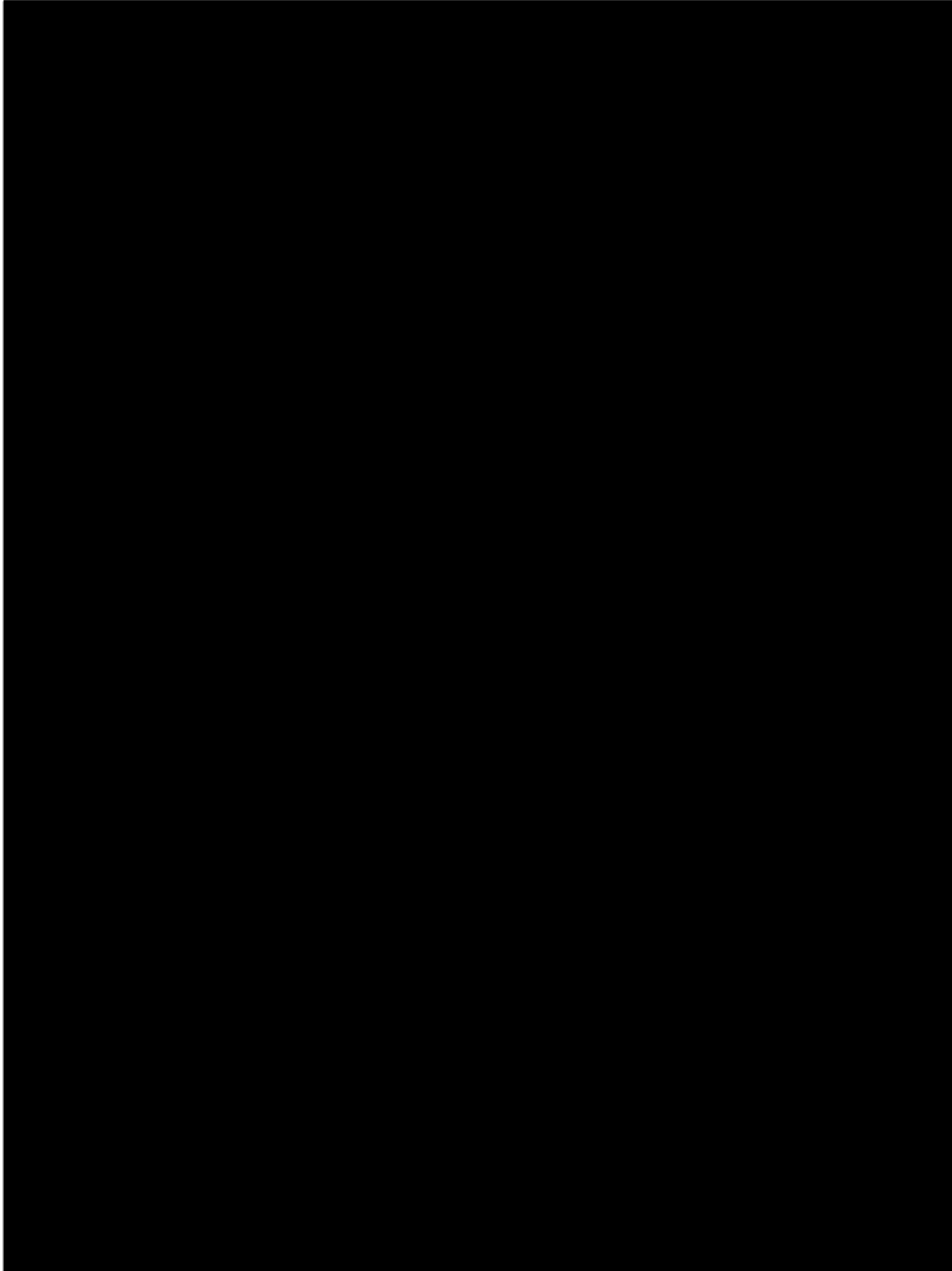
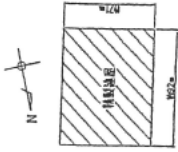






□□一時集積場所認定・解除予定エリア

管理区域	
汚染のおそれのない区域	□□ : 通常人の立入りを禁止する区域 ▨ : それ以外の区域
それ以外の区域	□□ : 通常人の立入りを禁止する区域 ▨ : それ以外の区域

地 帯
 U:ウラン
 PU:プルトニウム

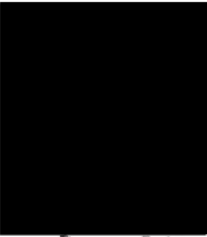
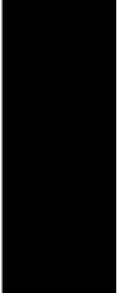
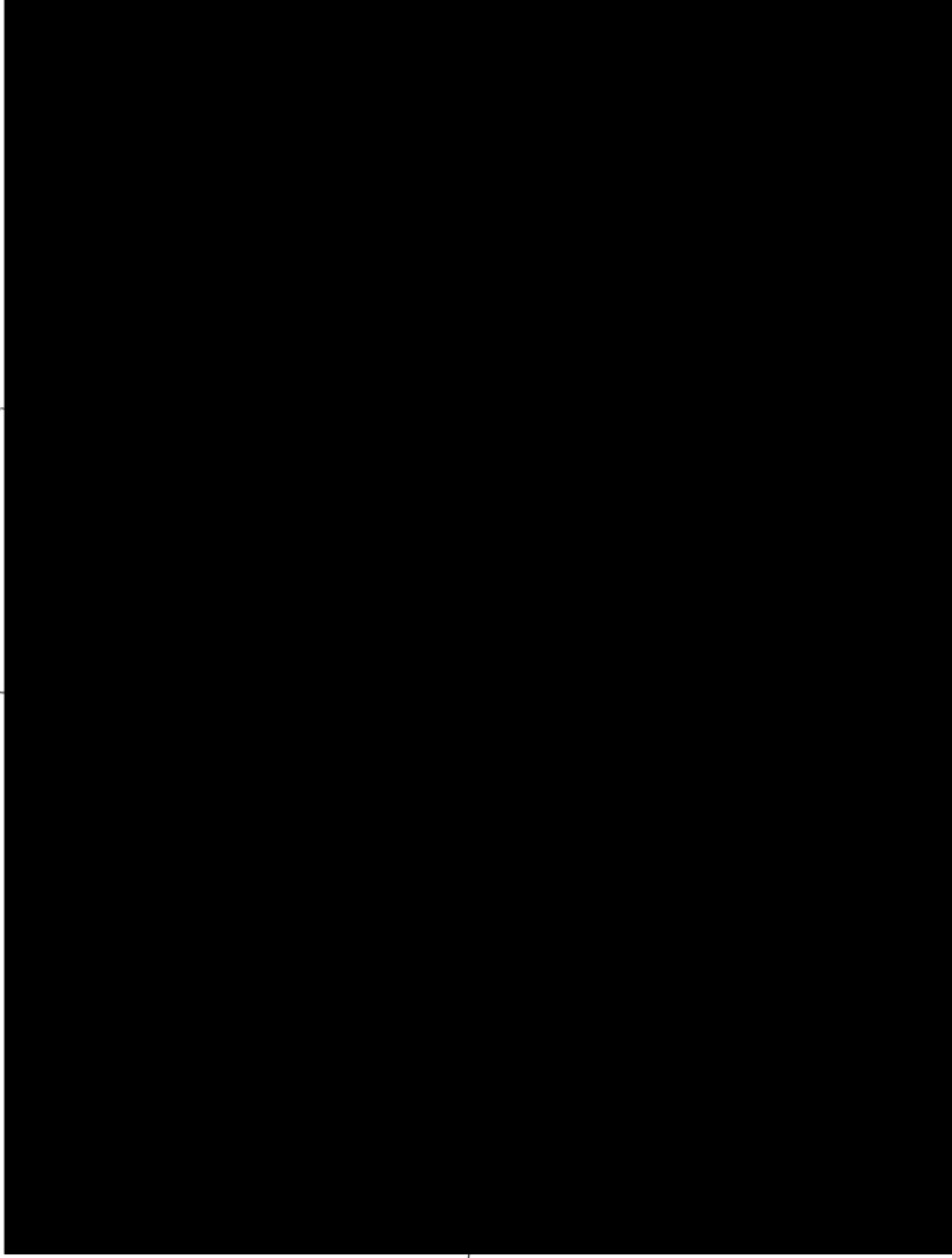
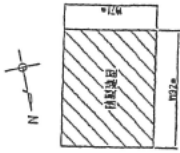
別図3 (37/106) 精製建屋 地上2階管理区域図(第83条及び第91条関係)



管理区域	
形迹のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

略 称
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

別図3 (38/106) 精製建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)

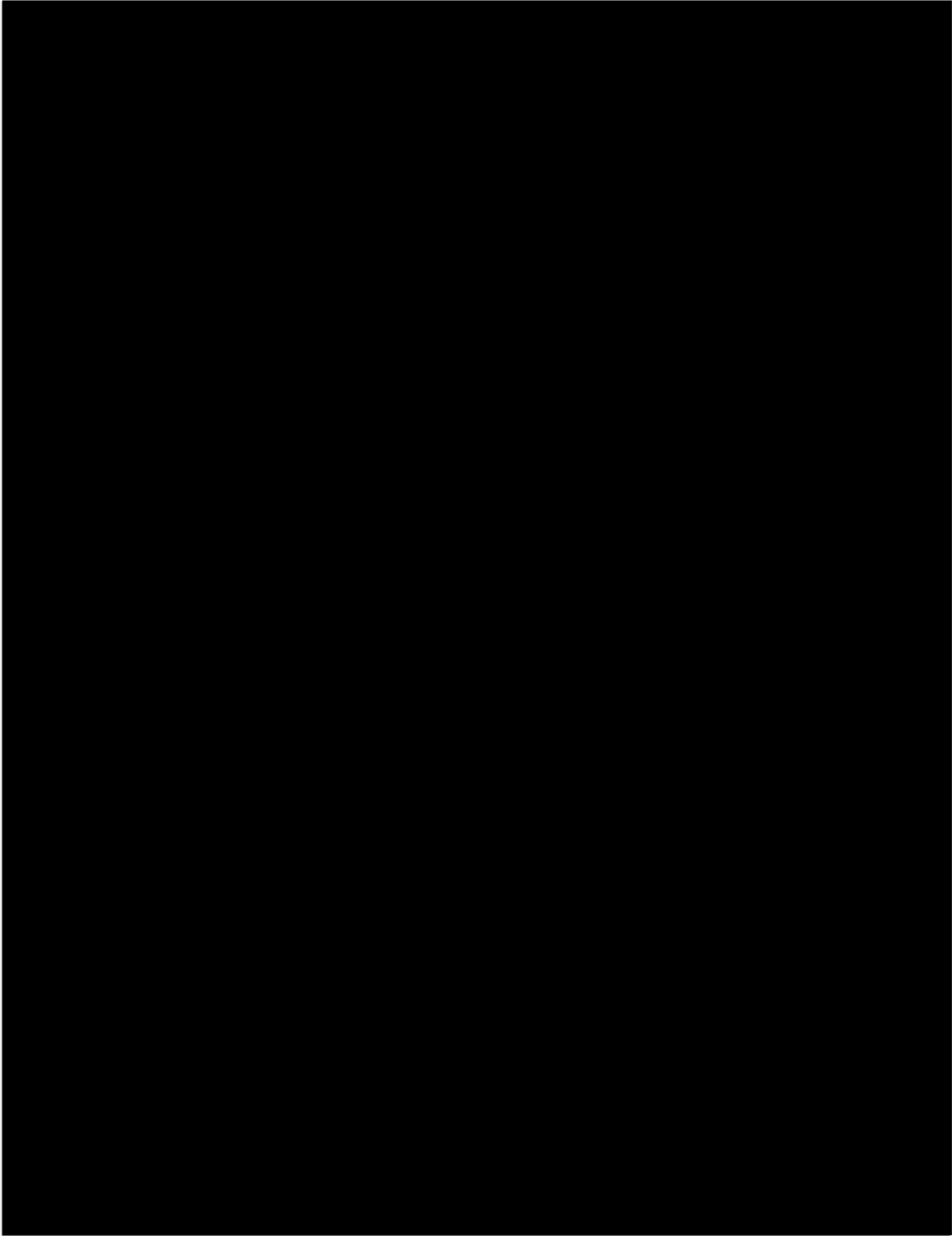
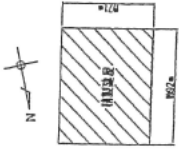


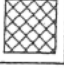
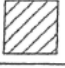

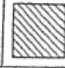
管理区域	
	： 通常の立入り を禁止する区域
	： それ以外の区域
	： 通常の立入り を禁止する区域
	： それ以外の区域

符号
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

[] 一時集積場所設定・解除予定エリア

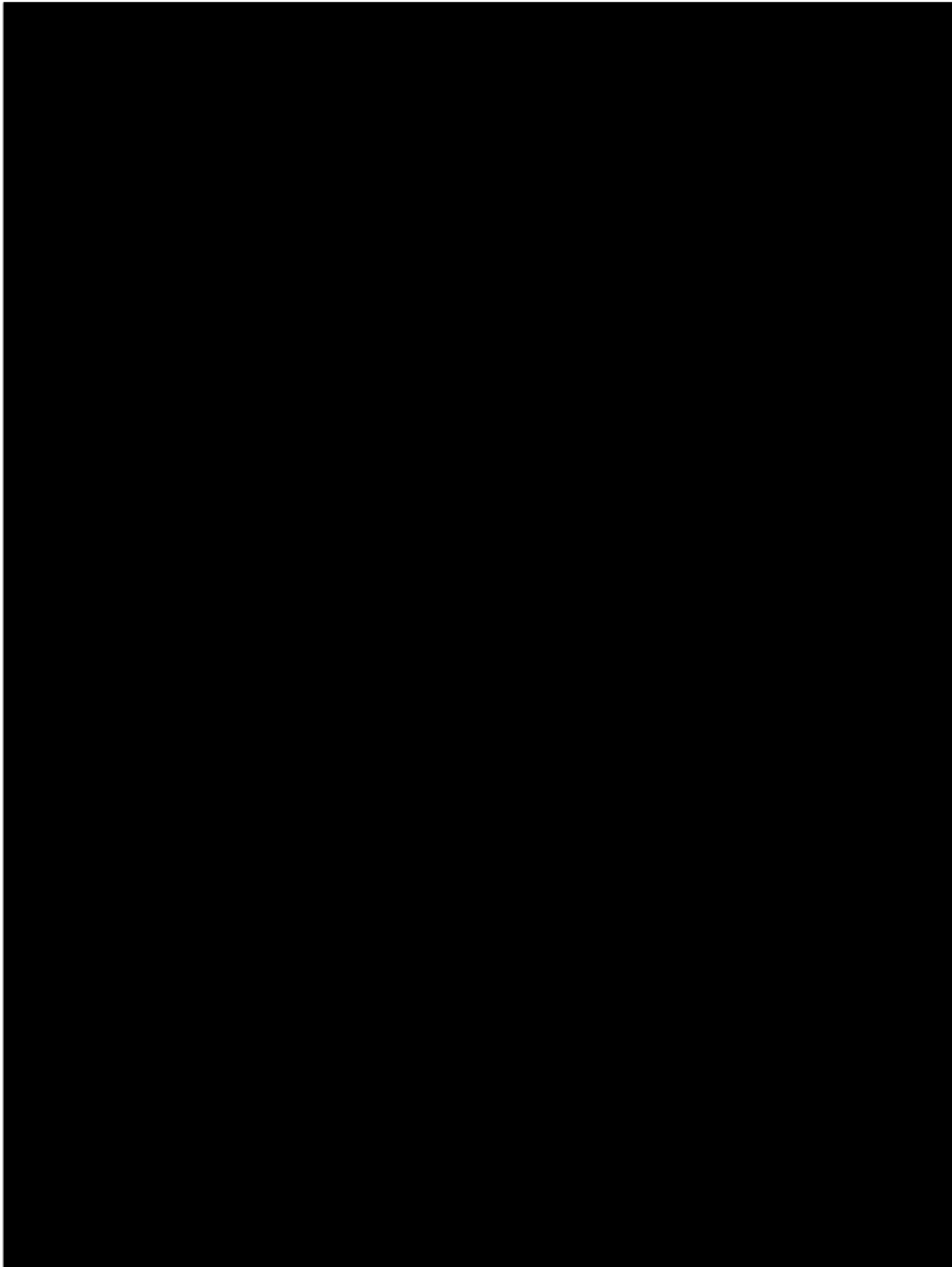
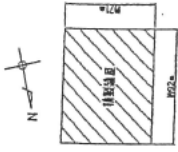
別図3 (39/106) 精製建屋 地上4階管理区域図 (第83条及び第91条関係)







管理区域	
 : 通行人の立入り を禁止する区域	万歩のおそれ なり区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通行人の立入り を禁止する区域	
 : それ以外の区域	

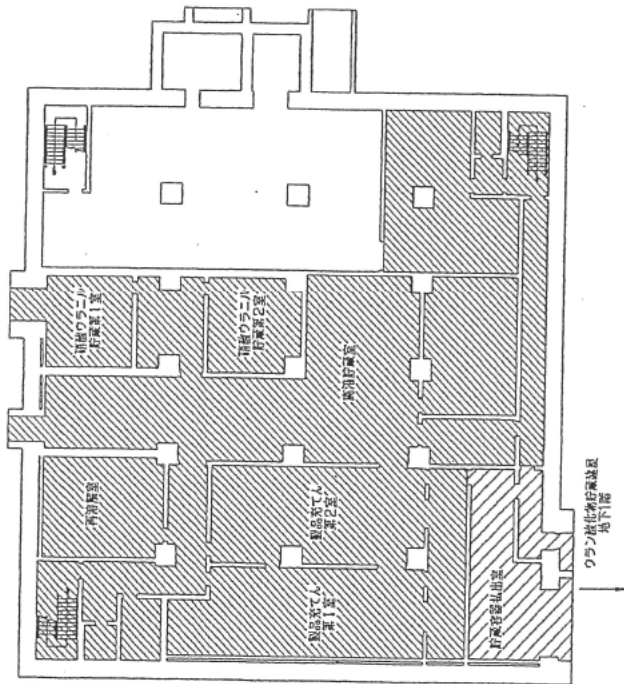
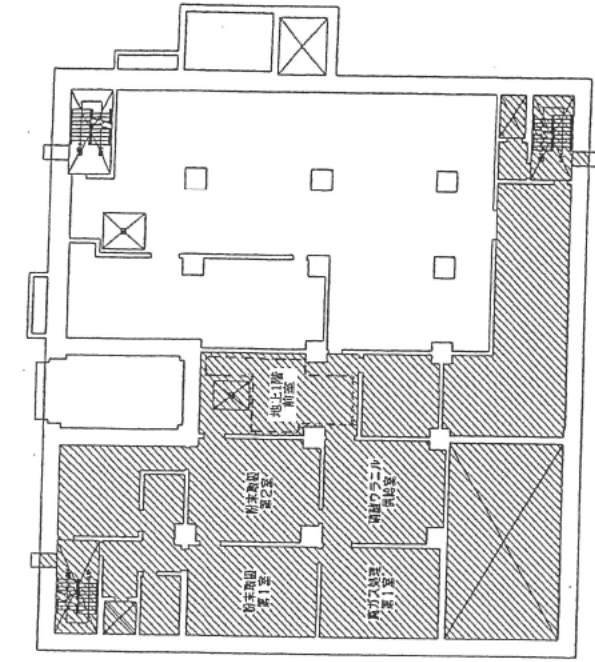
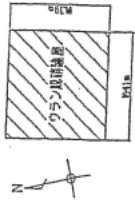
略 称
 U:ウラン
 Pu:プルトニウム

別図3 (40/106) 精製建屋 地上5階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域 汚染のおそれのない区域	 : それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域 それ以外の区域	 : それ以外の区域

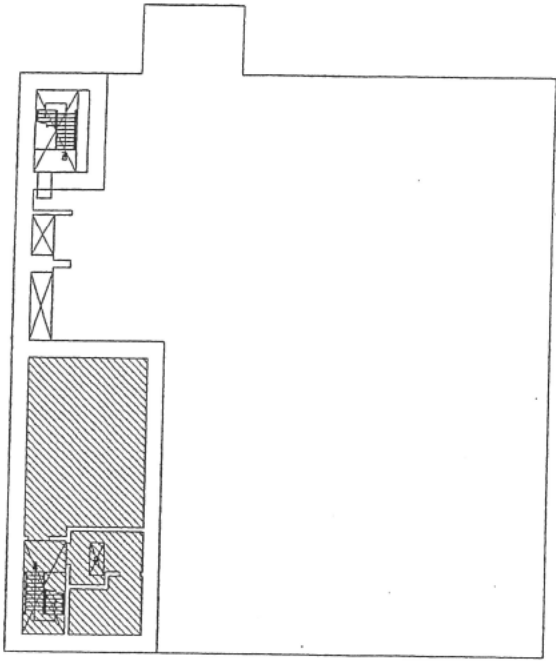
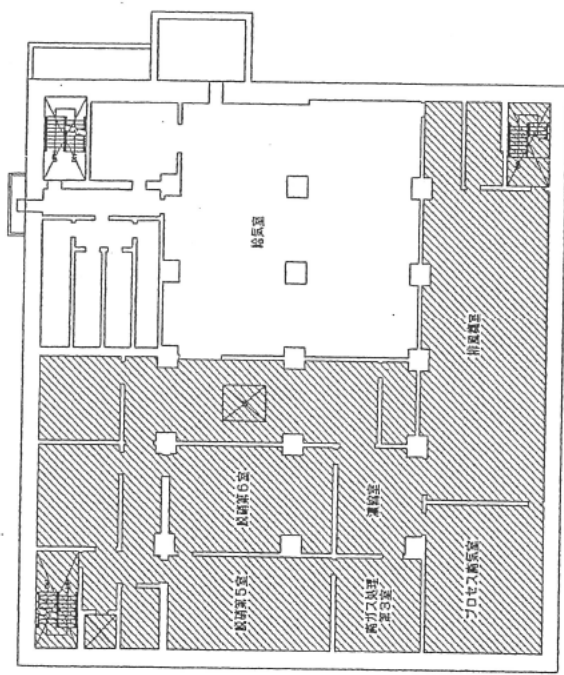
別図3 (41/106) 精製建屋 地上6階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域

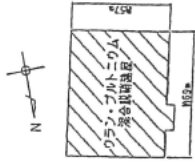
一時集積場所設定・解除予定エリア

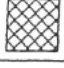

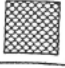

別図3 (42/106) ウラン脱硝建屋 地下1階・地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



管理区域	
	通常人の立入り を禁止する区域
	それ以外の区域
	通常人の立入り を禁止する区域
	それ以外の区域

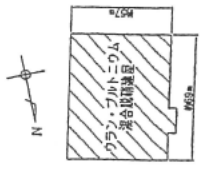
別図3 (44/106) ウラン脱硝建屋 地上4階・地上5階管理区域図 (第91条関係)






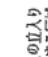
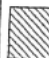



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域

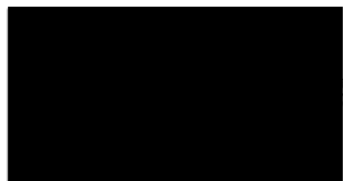
[- -] 一時集積場所設定・解除予定エリア

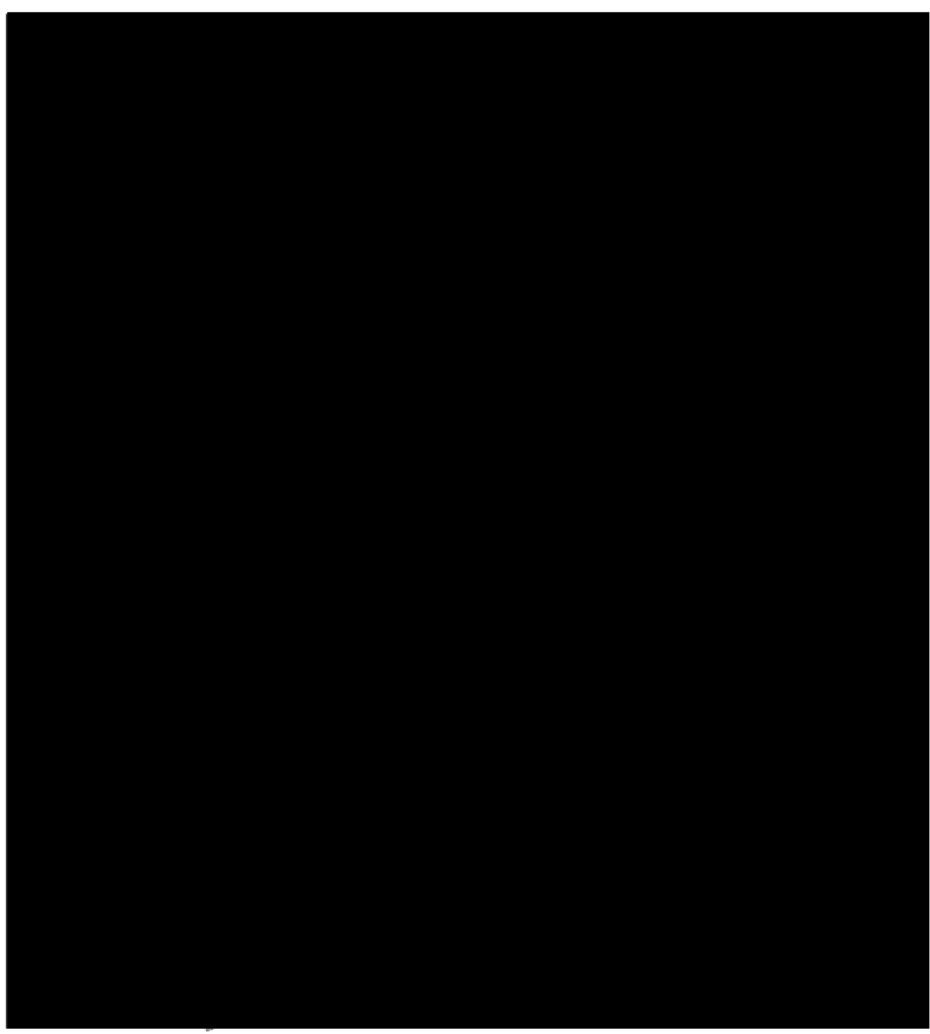
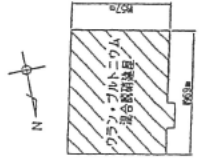
別図3 (45/106) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



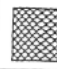



管理区域	
 汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域

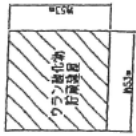
別図3 (46/106) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)



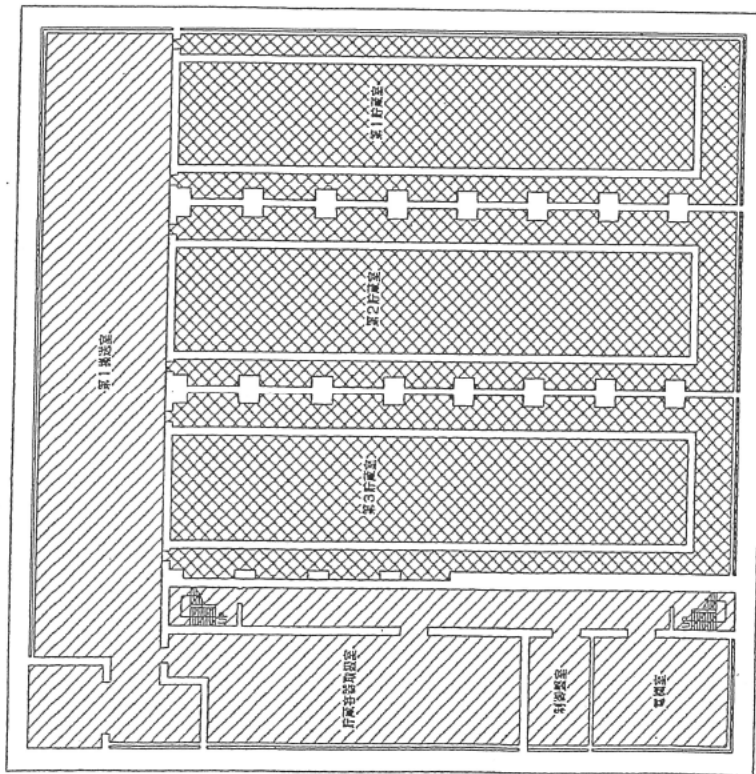
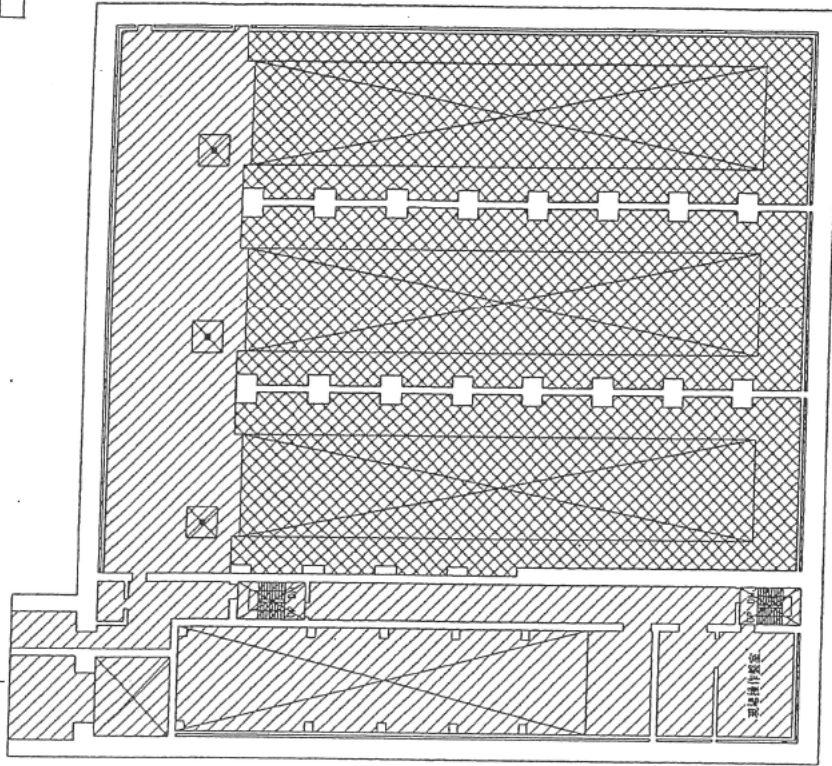


管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域 汚染のおそれのない区域	 : それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域 それ以外の区域	 : それ以外の区域

別図3 (47/106) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)

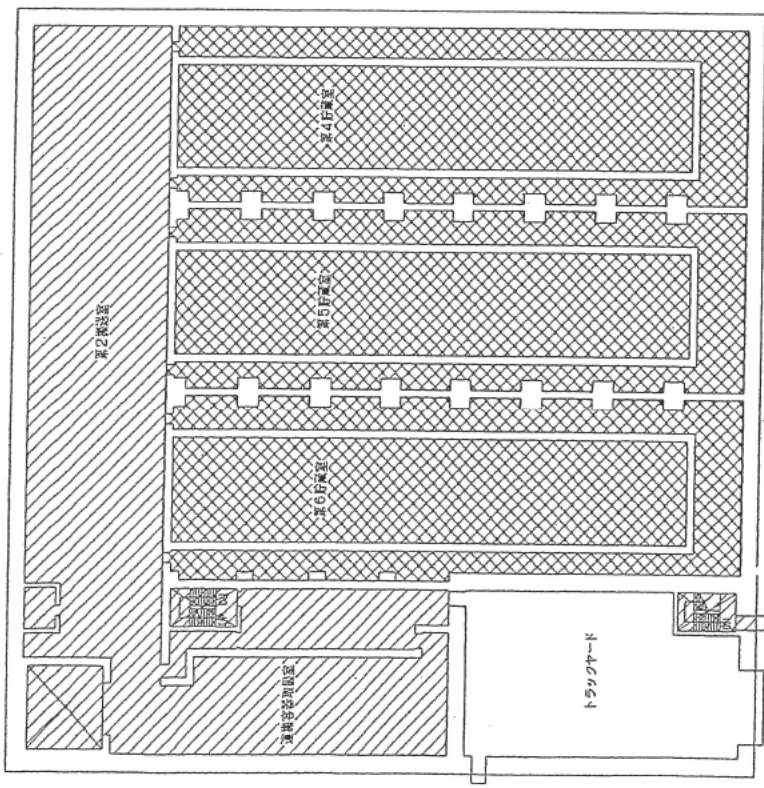
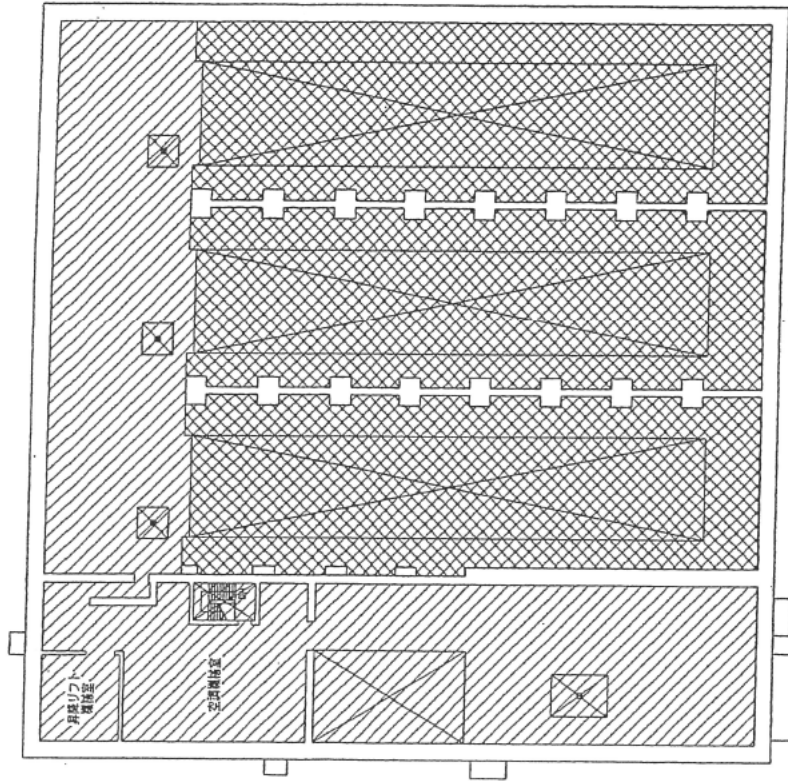
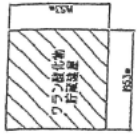


ウラン酸化物貯蔵庫下階



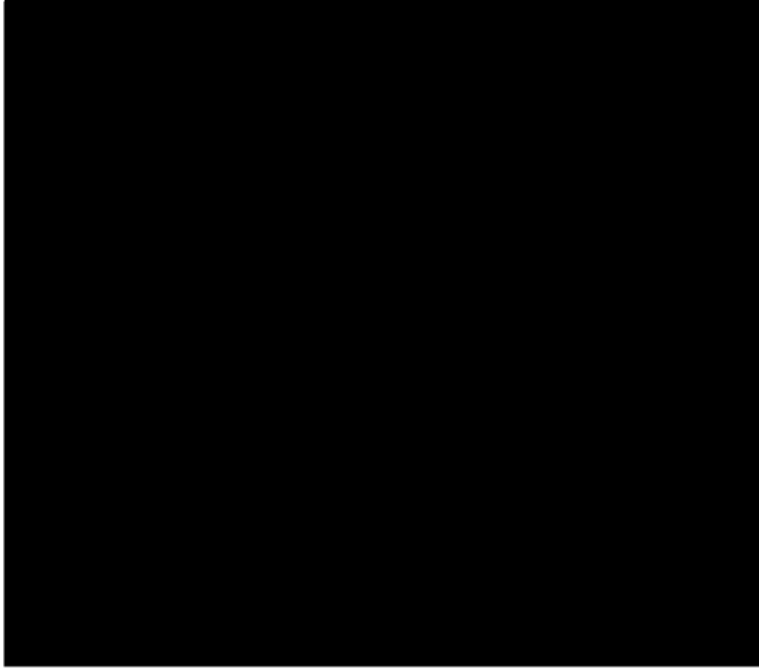
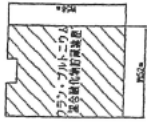
管理区域	
 当該のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域

別図3 (49/106) ウラン酸化物貯蔵庫 地下2階・地下1階管理区域図 (第91条関係)



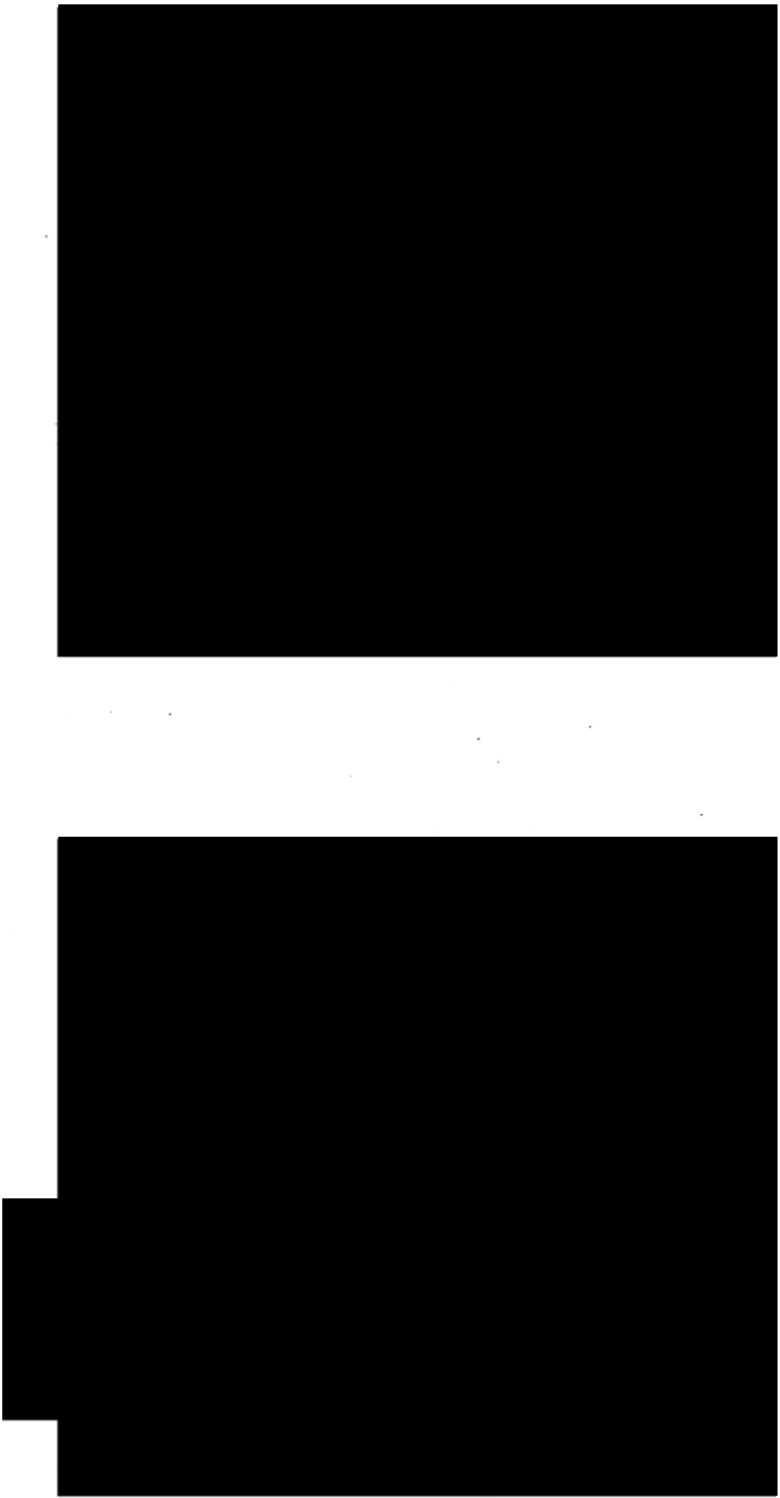
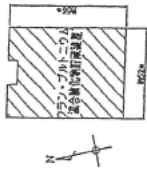
管理区域	
	： 通常人の立入りを禁止する区域
	： それ以外の区域
	： 通常人の立入りを禁止する区域
	： それ以外の区域





別図3 (50/106) ウラン酸化物貯蔵建屋 地上1階・地上2階管理区域図 (第91条関係)



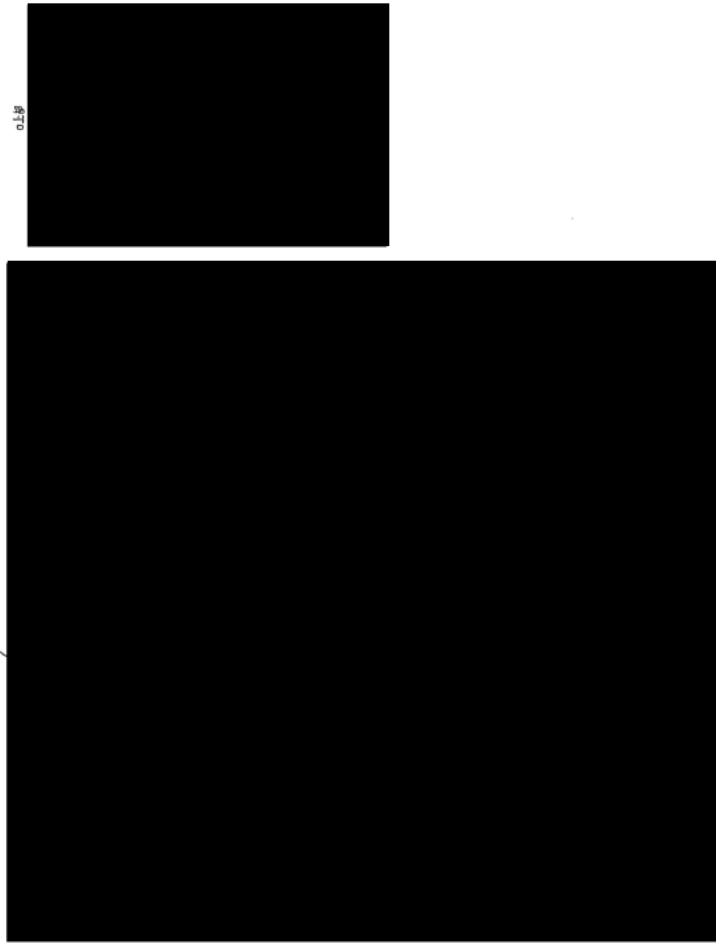
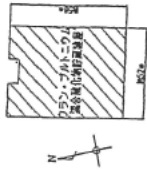
管理区域	
方針のおそれのない区域	: 通常人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 通常人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域





別図3 (51/106) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵庫 地下4階・地下3階管理区域図 (第91条関係)



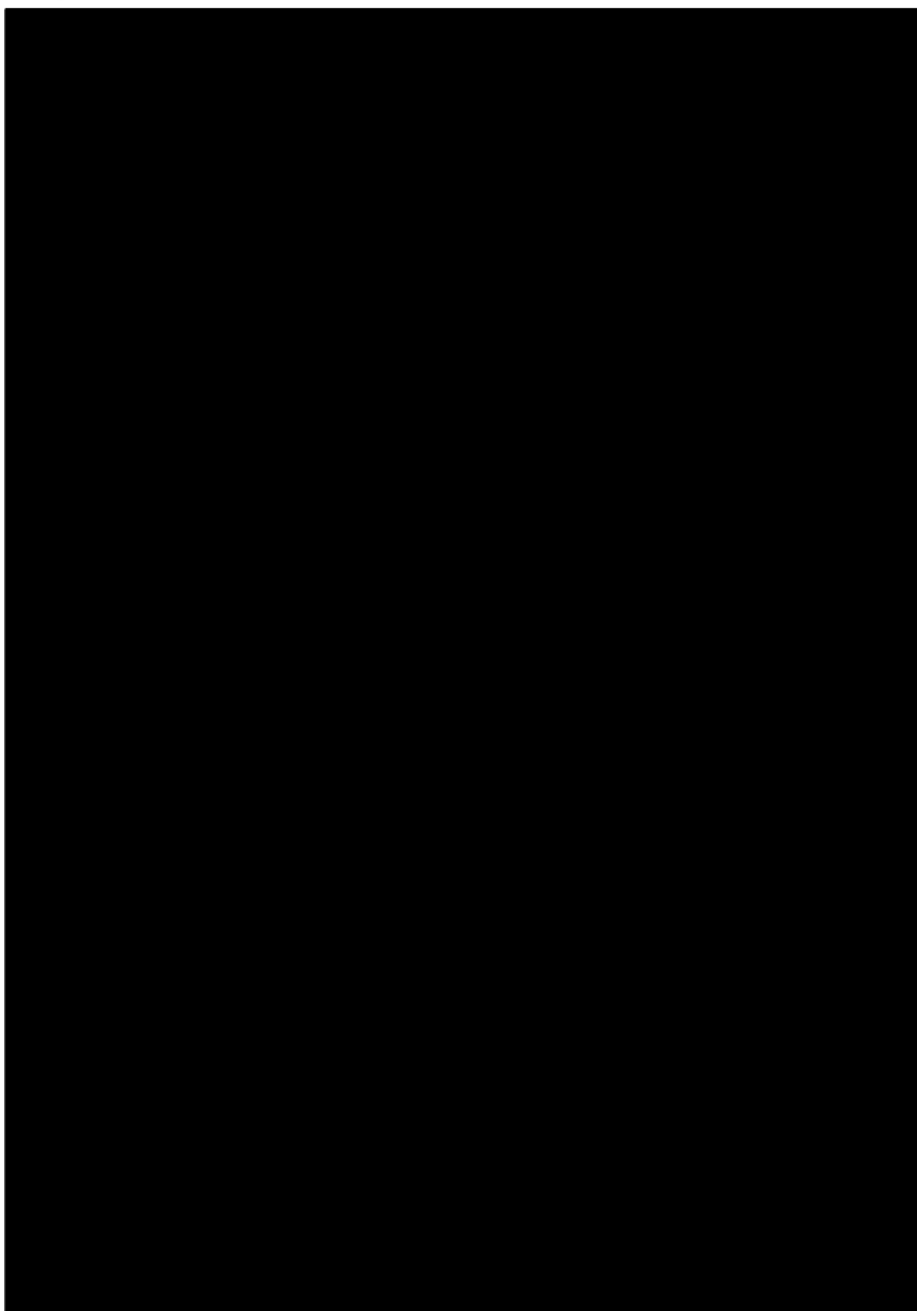
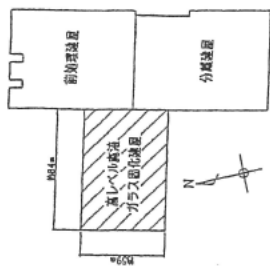
管理区域	
 通常の立入り を禁止する区域	 それ以外の区域
 それ以外の区域	 それ以外の区域



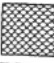

別図3 (52/106) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下2階・地下1階管理区域図 (第91条関係)



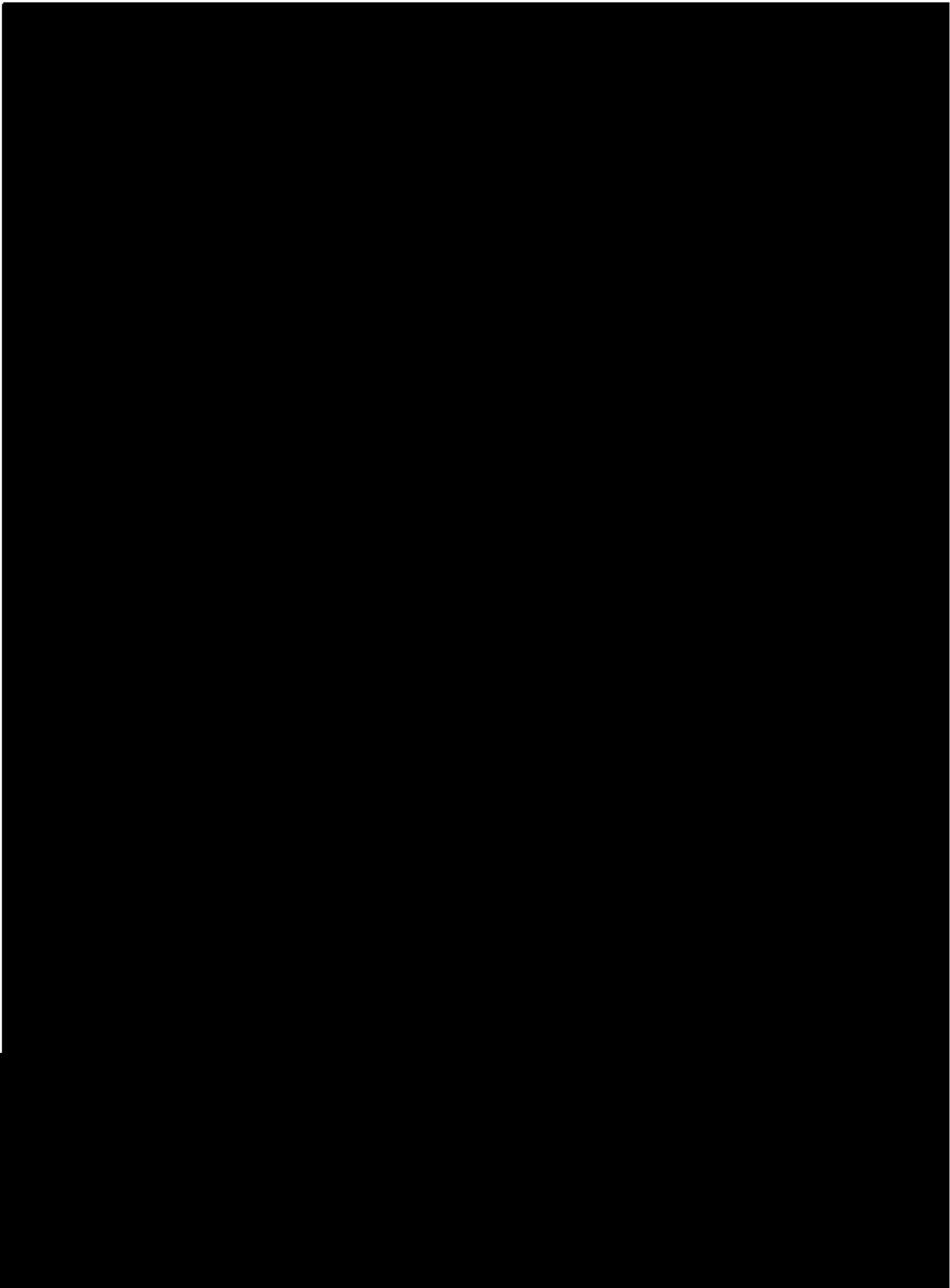
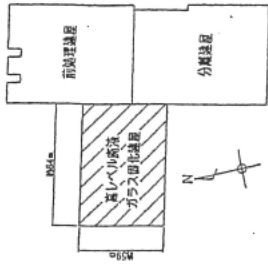
管理区域	
	管理人の立入り を禁止する区域
	それ以外の区域
	管理人の立入り を禁止する区域
	それ以外の区域

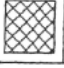
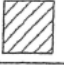
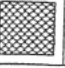

別図3 (53/106) ウラン・プルトニウム混合酸化窒素貯蔵庫 地上1階管理区域図 (第91条関係)



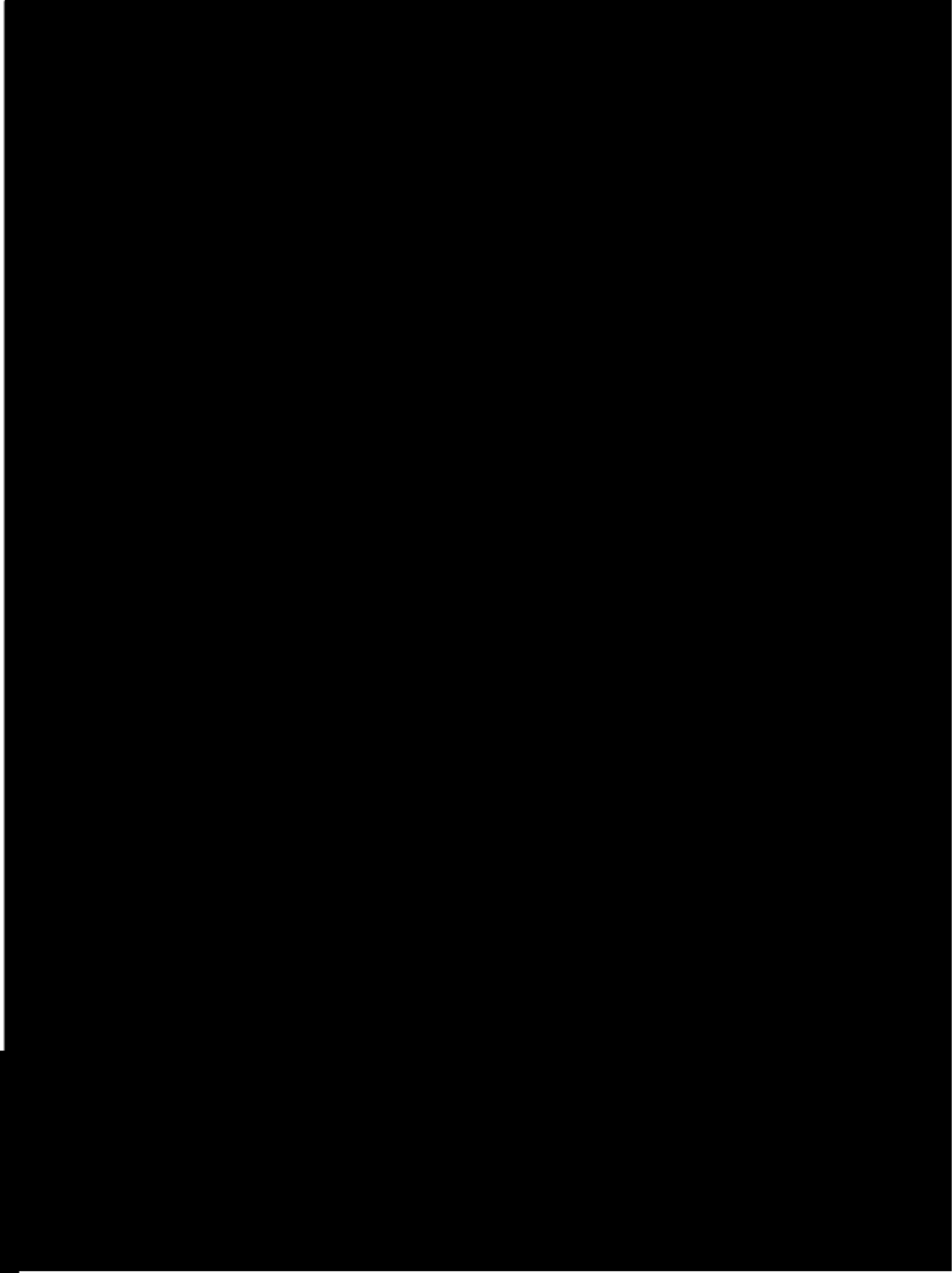
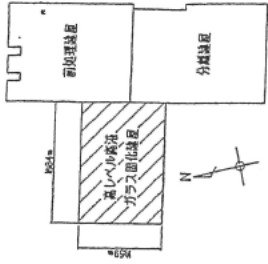
管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

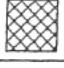
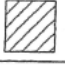
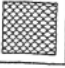

別図3 (54/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域
	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域
	 : それ以外の区域

別図3 (55/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階管理区域図 (第91条関係)

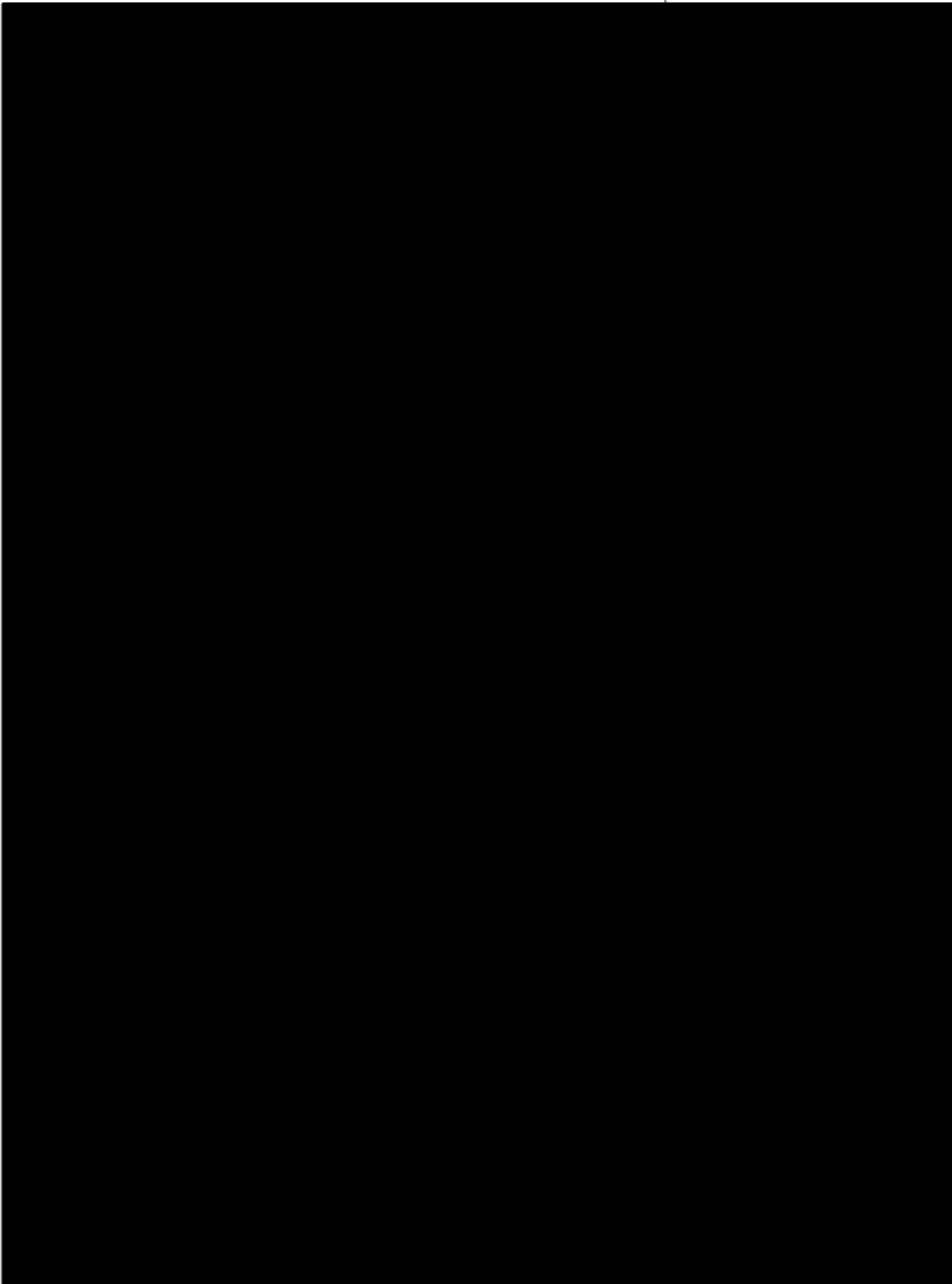


管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

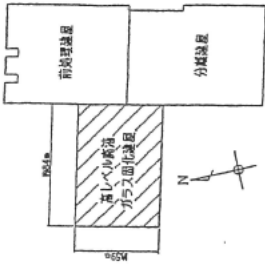
○
⋮

別図3 (56/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)

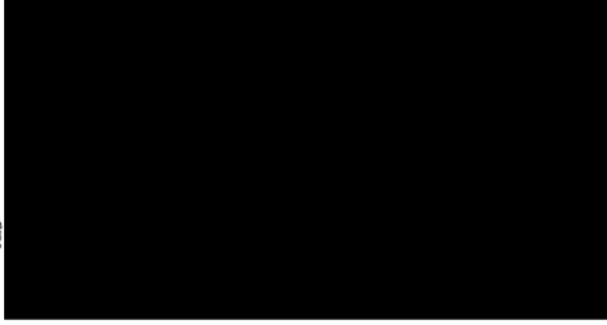
0上部



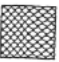



b

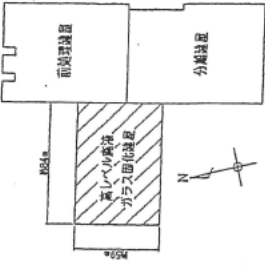
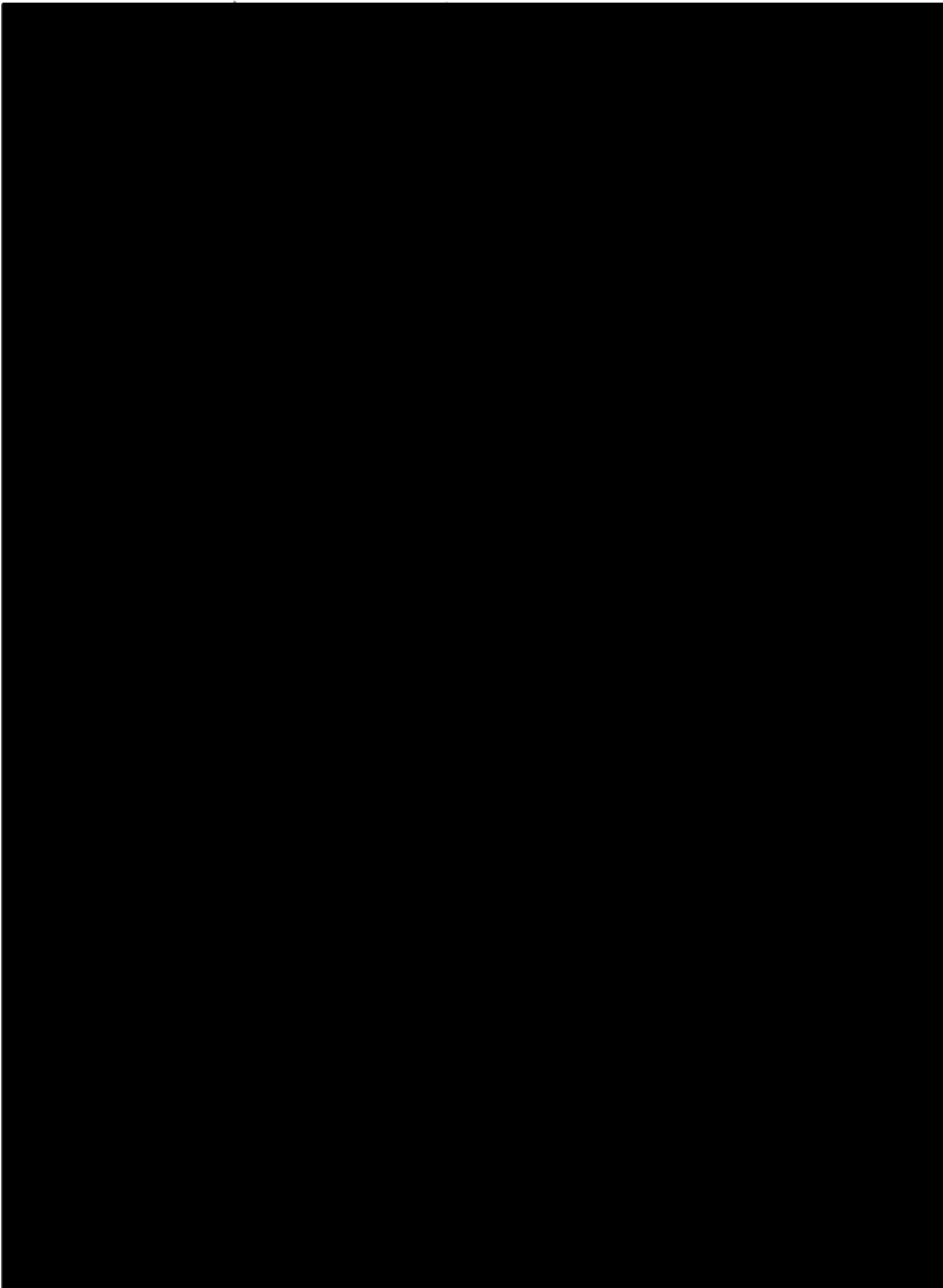


b上部



管理区域	
形状のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (57/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立入りを禁止する区域 (Cross-hatched pattern)
それ以外の区域	それ以外の区域 (Diagonal hatched pattern)
	通常人の立入りを禁止する区域 (Cross-hatched pattern)
それ以外の区域	それ以外の区域 (Diagonal hatched pattern)
	通常人の立入りを禁止する区域 (Cross-hatched pattern)

別図3 (58/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)